

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

資 産 名		ページ
1	「古都鎌倉の寺院・神社ほか」	P.1 ~ P.9
2	「彦根城」	P.11 ~ P.20
3	「富岡製糸場と絹産業遺産群」	P.21 ~ P.28
4	「富士山」	P.29 ~ P.39
5	「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」	P.41 ~ P.49
6	「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」	P.51 ~ P.60
7	「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」	P.61 ~ P.68
8	「九州・山口の近代化産業遺産群」	P.69 ~ P.77
9	「宗像・沖ノ島と関連遺産群」	P.79 ~ P.85
10	「金と銀の島、佐渡」	P.87 ~ P.96
11	「百舌鳥・古市古墳群」	P.97 ~ P.104

※「資産名」は暫定一覧表記載のものです。

各地の準備状況により、『準備状況報告書』記載の資産名が上記と異なる場合があります。

※それぞれの課題等が整理できた段階で、暫定一覧表に記載予定の「金と銀の島、佐渡」と「百舌鳥・古市古墳群」を含みます。

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

「武家の古都・鎌倉」“Kamakura, Home of the SAMURAI”

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

神奈川県 横浜市金沢区・鎌倉市・逗子市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物 遺跡 ※文化的景観の適用なし

(構成資産別は、別紙1『「武家の古都・鎌倉の文化財」推薦資産の目録』のとおり)

4. 資産の概要

鎌倉は、戦士階級に属する「武家」が、最初の武家政権を樹立し、日本固有の「武家文化」を成立させた地である。

「武家」は世襲的戦士階級で、12世紀末に鎌倉で独自の政権を樹立して以来、19世紀後半まで日本を支配するとともに、世界にも稀な高度な文化的成長を遂げた。

「武家文化」は、鎌倉に政権を樹立した「武家」が、約150年の間に、国内外の文化を積極的に取り入れながら生みだした文化である。

この文化は、約700年間に及ぶ武家社会の発展を根底から支えたばかりか、思想・宗教、伝統・規範、学問・教養、芸術などの諸分野において発展を遂げ、茶や能、禅や武道といった現代日本の伝統文化や、現代日本社会及び日本人の心に着実に受け継がれている。

鎌倉の資産は、武家が造った神社、寺院、寺院跡、館跡、交通遺跡により構成されるが、これらの資産には、鎌倉の地形的特徴を活かしつつ、武家が自らの権力の表象として宗教施設を中心に様々な施設を建設し、次々と独自の文化を創出してきたことの証が明確に示されている。さらに、現在まで武家の聖地として大切に保護されてきた事実が随所に刻まれている。

以上のことから、「武家の古都・鎌倉」を構成する資産は、「武家文化」を理解する上で、その成立期の様相を集約的かつ明確に示すものとして、他に例をみない顕著な普遍的価値を有すると言える。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

○ 平成19年7月27日 神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進会議の設置

4県市の首長・教育長からなる第1回「神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進会議」を開催し、4県市が連携して「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録を目指すことなどを主旨とする、協定を締結した。

- 平成19年7月27日 神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会の設置
4県市の関係部局長で構成する「神奈川県・横浜市・鎌倉市・逗子市世界遺産登録推進委員会」〔会長:鎌倉市副市長 副会長:県教育委員会教育局長〕を設置。推薦書原案の作成を中心とする具体的な推進事業に着手。
- 平成19年9月21日 「武家の古都・鎌倉」世界遺産一覧表記載推薦書原案作成委員会等の設置
推薦書原案の作成に係る検討組織として、学識者による「武家の古都・鎌倉」世界遺産一覧表記載推薦書原案作成委員会〔委員長:清水眞澄成城大学学長 副委員長:五味文彦放送大学教授〕(以下「原案作成委員会」と言う。)及び起草委員会を設置。
- 平成21年1月29日～2月1日 『「武家の古都・鎌倉」の顕著な普遍的価値に関する国際シンポジウム』の開催
「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録に向けた国際的なコンセンサスの形成を図るため、第1回の国際会議を文化庁と4県市との共催で開催。
- 平成21年7月30日～8月2日 『「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録に向けた国際会議』の開催
前回国際会議での指摘事項を踏まえ、「推薦書原案」の熟度を高めるため、2回目の国際会議を文化庁と4県市との共催で実施。
- 平成21年10月5日 推薦要請
平成19年9月～21年10月にかけて原案作成委員会及び起草委員会を7回開催し、『推薦書基礎資料』を取りまとめ、4県市を代表して知事・鎌倉市長が文化庁長官に対し、ユネスコ世界遺産センターに提出する「推薦書」等を国と4県市が協働で作成するなど、取り組みの推進を要請。これを受け原案作成委員会を発展改組し、学識者及び文化庁調査官を委員とする「武家の古都・鎌倉」世界遺産一覧表記載推薦書作成委員会〔委員長:清水眞澄成城大学学長 副委員長:五味文彦放送大学教授〕(以下「作成委員会」と言う。)を設置。
- 平成22年1月12日 第1回作成委員会の開催
(詳細は「別紙3」参照)

6. 推薦に向けた課題

これまでの取り組みの成果を踏まえて作成した「推薦書基礎資料」を基に、「武家の古都・鎌倉」の早期かつ確実な世界遺産登録の実現に向けて、国と4県市が協働して、「推薦書等」の作成作業を進める。

7. 基準の適用

「武家の古都・鎌倉」は、以下に示すとおり、世界遺産一覧表への資産登録の評価基準のうち、iii)及びvi)の観点から評価が可能である。

- iii) 「武家の古都・鎌倉」を構成する資産は、武家が、鎌倉の地形的特徴を利用しながら、自らの権力の表象として造営した神社、寺院及び寺院跡、館跡及び交通遺跡などからなる。

これらは、鎌倉の地に政権を樹立した「武家」が、次々と独自の文化を創出した証であり、12世紀末から19世紀後半までの約700年間にわたって、日本固有の文化として発展した「武家文化」の成立期における様相を集約的に示す顕著な物証である。

- vi) 鎌倉の資産は、12 世紀末にこの地で武家政権が樹立されたことにより、社会・文化の担い手の交代が行われ、従来の公家社会からの転換という革命的な出来事を起こした武家が、その変革が進行するなかで造営したものであり、この歴史的な大事件に実質的に関連している。

また、鎌倉を源流とする「武家文化」は、約 700 年間にわたって、世界の中でも際だって特色のある洗練された文化として発展し、武家支配、武家社会を根底から支え続けた。

さらに、現代の日本社会・日本人の精神的ベースは、「禅」などを中核とする「武家文化」の影響を色濃く反映しているとともに、その伝統を確実に引き継いでいる。これらの点に、構成資産は実質的な関連性を有する。

8. 真実性／完全性の証明

a 「武家の古都・鎌倉」の資産としての完全性

- 「武家の古都・鎌倉」は、顕著な普遍的価値を示す資産が余すことなく含まれている。
- 遺跡や記念工作物からなる個々の構成資産も、顕著な普遍的価値に関連する建造物、やぐら他の遺構、地割及び旧地形等の要素がすべて含まれ、構成資産としての完全性は確実に保持されている。

b 「武家の古都・鎌倉」の資産としての真実性

- 資産は、文献資料や考古学的調査により、成り立ちや伽藍配置などを知ることができ、また、考古学的遺跡として良好な状態で残されている。
- 創建当初の建築物は土や木を材料としてきたことから既に失われているが、建造物や庭園の痕跡は地下に原位置を保ったまま良好な状態で残されている。
- 武家文化の系譜を継承する宗教的・伝統的行事並びに慣習の宗教活動での伝承、芸術作品や文献等の良好な状態での保管・伝承・調査研究等、無形・有形の文化的要素も確実に継承されている。

c 「遺跡」としての評価が可能な構成資産の真実性

「武家の古都・鎌倉」の構成資産は、武家文化の成立と発展を示す資産及びそれを支えた武家政権と都市鎌倉を示す資産の性格を有する。これらの資産は、社寺及び社寺跡、庭園、武家館跡及び交通関連遺跡からなる遺跡により構成され、その真実性は以下のとおり証明される。

- 社寺の多くは、文献や古絵図などにより成り立ちや伽藍配置などの概略と変遷を知ることができ、考古学的調査の蓄積により裏付けがなされている。
- 禅宗庭園は古絵図や漢詩に表現されており、当初の姿やその後の変遷は、遺跡として保持されていることが、考古学的調査によって確認されている。
- 武家政権の中心で執権を務めた北条氏の館跡である北条氏常盤亭跡や浄光明寺は、文献資料と学術的調査によって概要が明らかにされている。
- 武家政権が 13 世紀後半に政権都市の機能整備の一環として、切通や和賀江嶋などの交通施設の整備を行ったことが「吾妻鏡」に示されている。

d 「記念工作物」としての評価が可能な構成資産の真実性

「武家の古都・鎌倉」の構成資産は、武家文化の成立と発展を示す資産及び武家文化の成立と発展を支えた武家政権と都市鎌倉を示す資産の性格を有する。この性格を示す記念工作物は、大仏、建築物、石造物であり、その真実性は以下のとおり証明される。

- 鎌倉大仏は、「吾妻鏡」により 13 世紀中頃に鑄造されたことが明らかであり、13 世紀後半から 14 世紀における東アジア有数の鑄造仏で、精巧な鑄造技法が用いられている。
- 鶴岡八幡宮、建長寺、円覚寺に存在する建築物は、鎌倉時代以降も歴代の武家政権が各時代の伝承された最高級の技術により、修造等を行っていることが数々の文献から明らかになっている。
- 建長寺大覚禅師塔、覚園寺開山塔及び大燈塔、極楽寺忍性塔及び五輪塔は、13 世紀後半から 14 世紀前半の石塔の代表的な様式を示す資産であり、保存状態も良好である。

9. 類似資産との比較研究

i) 比較検討の目的

国内外における世界遺産一覧表記載及び暫定一覧表記載ほかの文化遺産について、それぞれの文化的様相を中心に、以下に示す観点での比較を行うことによって、「武家の古都・鎌倉」の顕著な普遍的価値を明確にする。

ii) 海外の遺産との比較研究

a) 比較研究の考え方

- ① 戦士階級による文化を背景とすること
- ② 国家の形成や新たな文化の創造など高度な文化的基盤を背景とすること

b) 比較対象として抽出した海外の遺産 (カッコ内は世界遺産登録年・評価基準)

- ① マルボルクのドイツ騎士団の城 (ポーランド) (1997 ii iii iv)
- ② ロードス島の中世都市 (ギリシャ) (1988 ii iv v)
- ③ ウルビーノ歴史地区 (イタリア) (1998 ii iv)
- ④ ヴアレッタ市街 (マルタ) (1980 i vi)
- ⑤ カイロ歴史地区 (エジプト) (1979 i v vi)
- ⑥ クラック・デ・シュヴァリエとカラ・エッサラー・エル・ディン (シリア) (2006 ii iv)
- ⑦ オルフォン溪谷文化的景観 (モンゴル) (2004 ii iii iv)
- ⑧ 元・上都と中都の遺跡 (中国) (暫定)
- ⑨ 古代高句麗王国の首都と古墳群 (中国) (2004 i、ii、iii、iv、v)
- ⑩ 慶州の歴史地区 (韓国) (2000 ii iii)
- ⑪ アンコール (カンボジア) (1992 i ii iii iv)
- ⑫ 開城の歴史的遺産 (北朝鮮) (暫定)
- ⑬ タンロン - ハノイの文化遺産群 (ベトナム) (暫定)
- ⑭ 古代都市スコタイと周辺の古代都市群 (タイ) (1991 i iii)

iii) 日本国内の遺産との比較研究

a) 比較研究の考え方

世界遺産一覧表記載及び暫定一覧表記載の文化遺産等のうち、鎌倉の構成資産との類似性が強い13件の遺産を抽出し、年代、文化の担い手、構成資産の性格等について比較研究を行う。

b) 比較対象として抽出した国内の遺産 (カッコ内は世界遺産登録年・評価基準)

- ① 飛鳥・藤原 - 古代日本の宮都と遺跡群 - (暫定 ii iii iv v vi)
- ② 法隆寺地域の仏教建造物 (1993 i ii iv vi)
- ③ 古都・奈良の文化財 (1998 ii iii iv vi)
- ④ 紀伊山地の霊場と参詣道 (2004 ii iii iv vi)
- ⑤ 平泉の文化遺産 (平泉の浄土世界) (暫定 ii、iv、vi)
- ⑥ 厳島神社 (1996 i ii iv vi)
- ⑦ 古都・京都の文化財 (1994 ii iv)
- ⑧ 琉球王国のグスク及び関連資産群 (2000 ii iii vi)
- ⑨ 石見銀山とその文化的景観 (2007 ii iii v)
- ⑩ 江戸 (未記載)
- ⑪ 姫路城 (1993 i iv)
- ⑫ 彦根城 (暫定 ii iii iv)
- ⑬ 日光の社寺 (1999 i iv vi)

iv) 比較研究による結論

世界の戦士階級に関わる遺産と比較を行った結果、武家は文化的な遺産の創造ばかりでなく、自らも史料の編纂を行い、文芸を極めて継承の主体者となるなど、世界の他の戦士階級より積極的に文化を担ったという特徴がある。従って、鎌倉のような戦士階級としての武家の精神性に基づく神社や、禅などの仏教寺院、武家の手法である土地造成の様子を示す遺跡などで武家文化の発祥を示す遺産は世界的に存在しない。

一方、日本国内の鎌倉と似た様相を示す遺産は、宗教的背景が神道や仏教であるため、一見、似た印象を受けるが、その背景が貴族など異なる階層であることや、武家文化とは異なる時期に中国や朝鮮半島の文化の影響を受けて造られたものであり、武家文化の発祥を示す遺産ではない。

また、武家文化の成立は、世界史上鎌倉の武家政権が始まりであり、日本国内に存在する、武家文化の要素を示す遺産は、全て武家文化が発祥地した鎌倉の影響を受けて成立したものである。

従って日本国内においても、武家文化の発祥を示す遺産は鎌倉において他には存在しない。

10. 構成資産(コア・ゾーン)の整理表

11. 緩衝地帯(バッファ・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容



※ 構成資産名称等は別紙1『武家の古都・鎌倉の文化財 資産の目録』のとおり

適用法制度

古都保存法  歴史的風土保存地区  歴史的風土特別保存地区

県・市風致地区条例  風致地区

景観法  景観地区

都市計画法  高度地区  第1種低層住居専用地域

海岸法  海岸保全区域

12. 保存管理計画の策定状況

別紙2『保存管理計画策定等の準備・進捗状況』のとおり

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

別紙3『「武家の古都・鎌倉」世界遺産一覧表記載推薦書作成委員会調査審議の進め方』のとおり。

※ 地元4県市としては、できる限り早期の登録を目指して準備を進めており、遅くとも平成22年度推薦、平成24年度登録を目指したい。

「武家の古都・鎌倉」 推薦資産の目録 [19件(24史跡、3名勝、17建造物等)]

名 称	世界遺産条約上の種別	文化財保護法による指定		建立時代	概 要
		種 別	指定年月日		
1. 鶴岡八幡宮	遺 跡	史 跡	1967(昭和42)年 4月24日 追加 2005(平成17)年 8月29日	1180(治承4)年	武家政権の守護神として建てられた神社。鎌倉時代以降も歴代の武家政権の崇敬を受けた。
1－(1) 摂社若宮	記念工作物	重要文化財建造物	1996(平成 8)年 7月 9日	1180(治承4)年 1624(寛永元)年	鶴岡八幡宮の中心施設。現在の社殿は江戸幕府によって造られたもの。
1－(2) 上宮	記念工作物	重要文化財建造物	1996(平成 8)年 7月 9日	1180(治承4)年 1828(文政11)年	鶴岡八幡宮の中心施設。現在の社殿は江戸幕府によって造られたもの。
1－(3) 末社丸山稲荷社	記念工作物	重要文化財建造物	1967(昭和42)年 6月15日	1180(治承4)年 1500(明応9)年	室町時代の建造物で、当時、関東を治めていた武家政権によって造られたもの。
1－(4) 若宮大路	遺 跡	史 跡	1935(昭和10)年 6月 7日 追加 2006(平成18)年 1月26日	1182(寿永元)年	鶴岡八幡宮の参道。
1－(5) 大鳥居	記念工作物	重要文化財建造物	1904(明治37)年 8月29日	12世紀末 1668(寛文8)年	若宮大路の先端に立つ施設。現在のものは江戸幕府によって造られたもの。
2. 荏柄天神社	遺 跡	史 跡	2005(平成17)年 7月14日	1104(長治元)年	鶴岡八幡宮と並ぶ武家の守護神とされ、また、誓約と詩歌の神として、歴代の武家政権に非常に崇敬された。
2－(1) 本殿	記念工作物	重要文化財建造物	2005(平成17)年 7月22日	1316(正和5)年	鶴岡八幡宮の修理の度ごとに、その資材で補修されてきたという来歴を持ち、荏柄社と八幡宮との位置付けを示す。現在の建物は鎌倉時代末のもの。
3. 寿福寺	遺 跡	史 跡	1966(昭和41)年 3月22日 追加 2008(平成20)年 7月28日	1200(正治2)年	源頼朝の父親の屋敷跡に建てられた寺院で、鎌倉と武家政権成立との関わりを示す。鎌倉で最初の禅宗寺院。
4. 建長寺	遺 跡	史 跡	1966(昭和41)年 9月12日 追加 2007(平成19)年 7月26日	1249(建長元)年	日本で初めての禅宗専門道場。門、仏殿、法堂が縦に並ぶ禅宗様伽藍の発祥地。
4－(1) 建長寺庭園	遺 跡	史跡・名勝	1932(昭和 7)年 7月23日	1253(建長5)年には造営	谷戸を開発する鎌倉の特性により池が方丈の裏に造られた、日本庭園の源流となる庭園。
4－(2) 山門	記念工作物	重要文化財建造物	2005(平成17)年 7月22日	1281(弘安4年)には存在 1776(安永6)年	建長寺の象徴としての役割を持つ大規模木造建造物。現在の山門は江戸時代に造られ、当時の鎌倉の建築技術を示している。
4－(3) 仏殿	記念工作物	重要文化財建造物	1922(大正11)年 4月13日	1253(建長5)年 1628(寛永5)年	建長寺の中心伽藍の一つ。現在の建物は徳川幕府將軍関係者の廟所の建物を、江戸時代に移築したもの。
4－(4) 法堂	記念工作物	重要文化財建造物	2005(平成17)年 7月22日	1275(健治元)年 1825(文政8)年	建長寺の中心伽藍の一つ。現在の建物は徳川幕府將軍関係者の廟所の建物を、江戸時代に移築したもの。
4－(5) 唐門	記念工作物	重要文化財建造物	1922(大正11)年 4月13日	不明 1626(寛永3)年	建長寺方丈の正式な門として、極めて重要視された施設である。現在の建物は徳川幕府將軍関係者の廟所の建物を、江戸時代に移築したもの。
4－(6) 昭堂	記念工作物	重要文化財建造物	1922(大正11)年 4月13日	1279(弘安2)年頃 1634(寛永11)年頃	建長寺の開山である蘭溪道隆を祀る施設。
4－(7) 大覚禪師塔	記念工作物	重要文化財建造物	1934(昭和 9)年 1月30日	鎌倉後期	建長寺開山である蘭溪道隆の墓塔として、中世前期に造られたもの。
5. 円覚寺	遺 跡	史 跡	1967(昭和42)年 4月24日	1282(弘安5)年	元寇の敵味方の戦死者を供養するために造られた寺院。
5－(1) 円覚寺庭園	遺 跡	史跡・名勝	1932(昭和 7)年 7月23日	1282(弘安5)年以降	鎌倉時代の禅宗庭園を代表する庭園。
5－(2) 円覚寺舍利殿	記念工作物	国 宝	1899(明治32)年 4月 5日 1951(昭和26)年 6月 9日	15世紀	15世紀に作られ、中世の禅宗建築を代表する建物。
6. 瑞泉寺	遺 跡	史 跡	1972(昭和47)年11月 8日 追加 2008(平成20)年 7月28日	1327(嘉暦2)年	夢窓疎石によって造られた禅宗寺院。
6－(1) 瑞泉寺庭園	遺 跡	名 勝	1972(昭和47)年11月 8日	14世紀	鎌倉の地形を利用し、丘陵を削って造られた、鎌倉時代を代表する禅宗庭園。発掘によって住時の姿に復元された。
7. 鎌倉大仏	記念工作物	国 宝	2004(平成16)年 2月27日	13世紀	武家政権と民衆が東国の平和を祈念して作った巨大な金銅仏。当時の高度な金属鋳造技術を今に伝える。
7－(1) 鎌倉大仏殿跡	遺 跡	史 跡	1897(明治30)年12月28日 1958(昭和33)年 2月 8日	13世紀	かつて鎌倉大仏を覆っていた大仏殿の跡。発掘調査で規模が確認されている。
8. 覚園寺	遺 跡	史 跡	1967(昭和42)年 6月22日	1296(永仁4)年	北条氏によって造られた寺院で、谷全体を境内とした中世の鎌倉の寺院のあり方を、現在まで良好に伝える。
8－(1) 覚園寺開山塔	記念工作物	重要文化財建造物	1934(昭和 9)年 1月30日	1332(正慶元)年	覚園寺開山の遺骨を安置した大型の宝篋印塔。鎌倉における中世前期の宝篋印塔の代表例。
8－(2) 覚園寺大燈塔	記念工作物	重要文化財建造物	1934(昭和 9)年 1月30日	1332(正慶元)年	覚園寺三代目住持を弔うための宝篋印塔。同寺の開山塔と共に、鎌倉における中世前期の宝篋印塔の代表例。
9. 浄光明寺	遺 跡	史 跡	1927(昭和 2)年 4月 8日 追加 2009(平成21)年 7月23日	1251(建長3)年	北条氏によって造られた寺院で、谷全体を境内とした中世の鎌倉の寺院のあり方を、現在まで良好に伝える。敷地内に武家の館跡が含まれる。
10. 極楽寺	遺 跡	史 跡	1927(昭和 2)年 4月 8日 追加 2008(平成20)年 7月28日	13世紀	北条氏によって造られた寺院で、鎌倉の西口に位置する。鎌倉における律宗の一代拠点であると共に、和賀江嶋の管理や福祉活動を行った。
10－(1) 極楽寺忍性塔	記念工作物	重要文化財建造物	1934(昭和 9)年 1月30日	14世紀初頭	鎌倉時代の年号が刻まれている五輪塔。そのため五輪塔の歴史を知る上での好例となっている。
10－(2) 極楽寺五輪塔	記念工作物	重要文化財建造物	1953(昭和28)年 8月29日	14世紀初頭	忍性の遺骨を納めた大型の石造五輪塔。中世前期の彫刻技術の高さを伝える、この当時の五輪塔の代表例でもある。
11. 永福寺跡	遺 跡	史 跡	1966(昭和41)年 6月14日 追加 2008(平成20)年 7月28日	1189(文治5)年	奥州合戦の敵味方の戦死者を弔うため、源頼朝によって造られた寺院。発掘調査によってその全容が明らかになっている。
12. 法華堂跡	遺 跡	史 跡	1927(昭和 2)年 4月 8日 追加 1927(昭和 2)年 6月14日 追加 2000(平成12)年 1月31日 追加 2006(平成18)年 7月28日	12世紀末	武家政権の創始者である源頼朝と、武家政権確立の功労者であった北条義時の墓所跡。
13. 東勝寺跡	遺 跡	史 跡	1998(平成10)年 7月31日	13世紀前半	北条氏によって造られた寺院。1333年の鎌倉攻めで北条一族が立て籠もって自害し鎌倉幕府滅亡の地となった。発掘調査により建物跡が確認された。
14. 仏法寺跡	遺 跡	史 跡	2006(平成18)年 7月28日	13世紀後半	和賀江嶋と、鎌倉の西口の交通路を支配した寺院跡。鎌倉幕府滅亡時には激戦地となった。
15. 北条氏常盤亭跡	遺 跡	史 跡	1978(昭和53)年12月19日	13世紀	北条一族の別邸の跡。丘陵を造成して建物敷地を確保するという、鎌倉に特有の土地利用形態を今に伝える。
16. 和賀江嶋	遺 跡	史 跡	1968(昭和43)年10月14日 追加 2006(平成18)年 1月26日	1232(貞永元)年	都市鎌倉の港として鎌倉時代に造られ、海上交通の拠点になった。現存する、我が国最古の築港遺跡。
17. 切 通	遺 跡	史 跡	1969(昭和44)年 6月 5日 追加 2003(平成15)年 8月27日 追加 2007(平成19)年 7月26日 追加 2008(平成20)年 7月28日	不明	鎌倉とその外港である六浦を結んだ道路。丘陵部を開削した跡が良好に残る。
17－(2) 名越切通	遺 跡	史 跡	1966(昭和41)年 4月11日 追加 1983(昭和58)年11月26日 追加 2009(平成21)年 7月23日	不明	鎌倉と三浦半島を結んだ道路跡。付近にはやぐら群が良好に残る。
17－(3) 亀ヶ谷坂	遺 跡	史 跡	1969(昭和44)年 6月 5日	不明	鎌倉と山ノ内を結んだ道路跡。現在でも生活道路として使われている。
17－(4) 仮粧坂	遺 跡	史 跡	1969(昭和44)年11月29日 追加 2009(平成21)年 7月23日	不明	鎌倉と武蔵方面を結んだ道路跡。当時は付近に市が立ったことが知られる。
17－(5) 大仏切通	遺 跡	史 跡	1977(昭和52)年 8月10日 追加 1990(平成 2)年 3月29日	不明	鎌倉と藤沢方面を結ぶ道路跡。往時の姿を比較的良好に留める。
18. 一升樹遺跡	遺 跡	史 跡	2007(平成19)年 2月 6日	不明	丘陵上に設けられた、幹線道路を監視するための施設。
19. 称名寺	遺 跡	史 跡	1922(大正11)年 4月 8日 追加 1972(昭和47)年 1月31日	13世紀	鎌倉の外港である六浦に拠点を置いた北条氏が造った寺院。発掘調査に基づき、庭園が復元された。中世の文書・典籍を数多く所蔵する金沢文庫は、中世の武家文化を伝える。

保存管理計画策定等の準備・進捗状況

(平成21年12月現在)

番号	候補遺産名	市区分	準備課題				
			史跡指定	史跡整備	保存管理計画	保存活用計画	管理団体指定
1	鶴岡八幡宮	鎌倉市	◎	—	◎	◎	社寺
2	若宮大路	鎌倉市	◎	—	◎	◎	◎
3	荏柄天神社	鎌倉市	◎	—	◎	◎	社寺
4	寿福寺	鎌倉市	◎	—	◎	—	社寺
5	建長寺	鎌倉市	◎	—	◎	◎	社寺
6	円覚寺	鎌倉市	◎	—	○	◎	社寺
7	瑞泉寺	鎌倉市	◎	—	◎	—	社寺
8	鎌倉大仏	鎌倉市	◎	—	◎	◎	社寺
9	覚園寺	鎌倉市	◎	—	◎	◎	社寺
10	浄光明寺	鎌倉市	◎	—	◎	—	社寺
11	極楽寺	鎌倉市	◎	—	◎	◎	社寺
12	称名寺	横浜市	◎	◎	◎	—	◎
13	永福寺跡	鎌倉市	◎	○	◎	—	○
14	法華堂跡	鎌倉市	◎	—	◎	—	◎
15	東勝寺跡	鎌倉市	◎	—	◎	—	○
16	仏法寺跡	鎌倉市	◎	○	◎	—	◎
17	北条氏常盤亭跡	鎌倉市	◎	○	◎	—	○
18	和賀江嶋	鎌倉市	◎	—	◎	—	○
		逗子市	◎	—	◎	—	○
19	朝夷奈切通	鎌倉市	◎	◎	◎	—	○
		横浜市	◎	○	◎	—	○
20	名越切通	鎌倉市	◎	◎	◎	—	○
		逗子市	◎	○	◎	—	○
21	亀ヶ谷坂	鎌倉市	◎	△	◎	—	○
22	仮粧坂	鎌倉市	◎	◎	◎	—	○
23	大仏切通	鎌倉市	◎	◎	◎	—	◎
24	一升櫛	鎌倉市	◎	◎	◎	—	◎
計 24件 (市域別件数 27件)			終了 27件	終了 6件	策定済 26件	策定済 8件	終了 6件(社寺10件)
				着手 5件	策定中 1件	策定中 0件	着手 11件
				予定 1件	—	—	—

凡例

	史跡指定	史跡整備	保存管理計画	保存活用計画	管理団体
終了	◎	◎	◎	◎	◎
着手	○(申請済・準備中)	○	○(策定中)	○	○(申請準備中)
予定	—	△	—	—	—

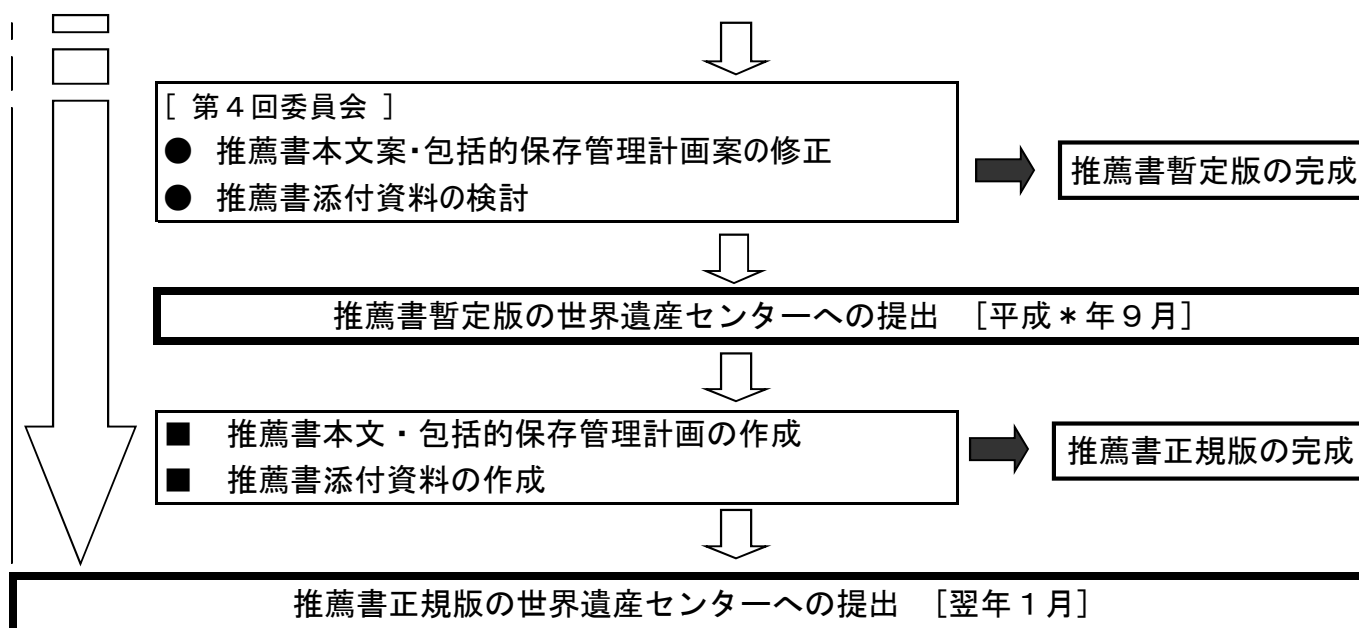
※ 管理団体指定における「社寺」は、管理団体指定は受けないことで、文化庁と調整済み。

※ 史跡指定については、小規模な追加指定を残してほぼ終了しており、準備が整い次第追加指定の手続きを行う予定。

「武家の古都・鎌倉」世界遺産一覧表記載推薦書作成委員会調査審議の進め方

[平成22年 1 月]

委員会	プロジェクトチーム
[第 1 回委員会＝平成22年 1 月12日] ● 設置 ● 調査審議の進め方(構成資産、OUV等) ● 課題の整理及び検討の方向性 ● 山稜部の積極的な評価及びその手法 等	(検討事項) ○ OUV ・ 取りまとめ方針の検討 ・ サマリーの作成 ・ コンセプトペーパーの作成 ・ クライテリアの具体的検討 ○ 山稜部の取扱い ・ 手法の比較検討 ・ 課題の整理 ・ 山稜部取込案の作成 ○ 構成資産の再整理及びバッファゾーン範囲の検討 ○ 包括的保存管理計画 ・ 策定方針の検討
[第 2 回委員会] ● 構成資産の基本的考え方の整理 ● OUVの考え方の整理	(検討事項) ○ 推薦書(案)の作成 ・ 推薦書本文案の検討・作成 ○ 包括的保存管理計画 ・ 包括的保存管理計画案の検討・作成
[第 3 回委員会＝中間取りまとめ] ● 推薦書(案)の作成 ● 包括的保存管理計画(案)の作成	
[海 外 専 門 家 か ら の 意 見 聴 取]	



※ プロジェクトチームは、上記の事項の検討に当たり、適宜、打合せ等を行う。

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

彦根城

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

滋賀県彦根市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、遺跡、文化的景観(適用未定)

4. 資産の概要

彦根城の東方約 2km には、中世以来の長い歴史を刻んできた佐和山城が存在する。彦根城は、この佐和山城を破城し、慶長 9 年(1604)から約 20 年の歳月を費やして幕府主導で築かれた近世城郭を代表する名城である。

彦根山の山頂には 3 階 3 重の天守がそびえ、その前後には鐘の丸・太鼓丸・西の丸が広がり、各種の櫓が天守を守備するように構築されている。また、太鼓丸と西の丸の端には大堀切があり、山の斜面には希有な構築物である登り石垣が築かれており、それらが櫓や門・石垣などとも巧妙に連結して高度に発達した軍事的防御施設を形成している。こうした城本来の防御施設とともに、山下には藩庁の機能をもった上屋敷(表御殿)や機能の異なる 2 つの下屋敷(玄宮楽々園・松原下屋敷)など藩主とその一族の居館施設でもある御殿が良好な形で現存・復元されている。彦根城は、防御にさまざまな工夫を凝らした城郭構造や城郭建造物とともに、書院をはじめ能舞台や茶室・庭園などで構成される御殿が良好な姿をとどめており、彦根藩主井伊家に伝来した豊かな美術工芸品や歴史資料などとともに、江戸時代の大名文化を明瞭な形で追認することができる。

一方、彦根の城下町は、湿地を埋め立て、河川を付け替えるなどの大規模な土木工事を実施して新しく造られた計画都市である。城下には 3 重の堀が巡り、堀によって 4 つに区画された城下町の町割りが今日でも良好に残っている。町割りは、武士・町人などの階層や寺院、あるいは魚屋・桶屋・職人などの職種による分化配置が見られ、処々に階層や職種によって異なる特有の建造物が今も遺存している。

城下を巡る 3 重の堀は、いずれも松原内湖を通じて琵琶湖につながっており、東の松原内湖と北の琵琶湖に囲まれた水城として、琵琶湖と軍事的に緊密な関係にあった。同時に、琵琶湖は人や物資の輸送手段として水主町や彦根三湊・船町を発達させ、水産物を城下にもたらした。また、陸路は中山道高宮宿と鳥居本宿から城下へ向かう彦根道が伸びており、朝鮮通信使が往

来した朝鮮人街道なども彦根の城下町を経由した。そのため、城下には宿駅の機能を持った伝馬町も設けられていた。

彦根城と城下町は、武威の象徴であった天守をはじめとする城郭施設と、権威を演出する舞台として 250 年余の平和な武家政権を維持した御殿、その周囲に建設された 17 世紀初頭の計画都市である城下町が三位一体で残る日本で唯一の近世城郭都市である。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) 滋賀県と彦根市との取組

現在、滋賀県と彦根市が共同で彦根城の世界遺産登録を推進するための協議会の設置に向けた協議を実施中

(2) 彦根市の取組・体制

彦根市では、平成 4 年の暫定一覧表記載以来教育委員会において彦根城の世界遺産登録に取り組んできたが、平成 19 年度から、彦根城の世界遺産登録を推進する体制を市長部局(企画振興部)に整備して、文化財保護行政を担当している教育委員会および景観行政を担当している都市建設部等との緊密な連携の下に世界遺産登録の取組を積極的に推進している。

1) 企画振興部の取組・体制

①「彦根城の世界遺産登録を推進する方策を考える懇話会」設置(平成 19・20 年度)

・彦根城や世界遺産に造詣が深い有識者等で構成するし、姫路城との比較研究を通して彦根城の顕著な普遍的価値の証明に努めた。

②「彦根城世界遺産登録推進委員会」を設置(平成21年度～)

・推進委員会にワーキング会議を設けて推薦書原案の素案作成に取り組んでいる。

③(仮称)国宝四城近世城郭群研究会開催(平成 20 年度～)

・姫路城・松本城・犬山城との比較研究など、彦根城の世界遺産登録に向けた研究を幅広く実施している。

④ホームページ「彦根城」開設(平成 20 年度～)、世界遺産だより発行(平成 21 年度～)

・彦根城の世界遺産登録の取組の周知に努めている。

※体制:平成 19 年度:企画振興部に担当職員配置

平成 20 年度:彦根城世界遺産登録推進室を設置(専任職員、兼務・併任職員合わせて 8 人)

2) 教育委員会の取組・体制

①構成資産に位置付けている各資産の文化財指定に向けた取組の実施

・「旧彦根藩松原下屋敷(お浜御殿)庭園」:平成13年度名勝指定

・「旧彦根藩主井伊家墓所(清凉寺)」:平成19年度史跡指定

・旧中山道鳥居本宿赤玉神教丸本舗:平成21年度県指定文化財指定建造物

- ②特別史跡彦根城跡の各種調査の実施
 - ③名勝玄宮楽々園の範囲確認調査や保存整備の実施
 - ④名勝松原下屋敷(お浜御殿)庭園の公有地化の推進
 - ⑤「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(以下「歴史まちづくり法」という。)」に基づく国の1号認定を受けた歴史まちづくり事業の実施(平成20年度～)
 - ・旧城下町の旧池田屋敷長屋門の保存修理
 - ・金亀会館(旧彦根藩藩校「弘道館」講堂)の保存修理
 - ・旧彦根藩足輕組辻番所(善利組)の保存修理
 - ・長曾根口御門の復元
 - ⑥伝統的建造物群保存地区指定に向けた保存対策調査(平成21年度～)
 - ・旧城下町の花しょうぶ通り商店街(平成21年度～)
 - ⑦このほか、旧城下町の足輕組屋敷や町屋の建造物調査の実施
 - ⑧佐和山城跡の測量調査(平成16年度～)
 - ⑨彦根城ガイドブックの作成および彦根城と城下町の模型をリニューアル・CGの新設
 - ・彦根城の歴史や特徴の紹介に努めている。
 - ⑩「特別史跡彦根城跡における釣りの禁止に関する条例」を施行(平成21年度～)
 - ⑪彦根城博物館での彦根藩主井伊家に伝来した文化財を中心に江戸時代の大名文化に関する展示と、彦根藩資料の収集および研究
- ※体制:平成19年度:文化財担当参事(部長級)の配置
 平成20年度:文化財部〔文化財課(彦根城管理事務所を含む)・彦根城博物館・市史編さん室を管轄〕の設置

3) 都市建設部の取組・体制

- ①「彦根市景観計画」に旧城下町の約400haを「城下町景観形成地域」を指定(平成19年度)
 - ②景観計画に基づき、第1次景観重要建造物指定候補台帳に藩政時代の建造物78件を掲載するとともに、彦根城中堀沿いの「いろは松」を彦根市景観重要樹木の第1号に指定するなど、景観重要建造物や景観重要樹木の保存にも着手(平成20年度)
 - ③国の認定を受けて城下町の良好な環境を維持・向上させ後世に継承していく歴史まちづくり事業に着手(平成20年度)
- ※体制:都市計画課内に景観・まちなみ保全室を設置(平成21年度)

国宝四城の共同研究(取り組み状況)について

4) 国宝四城の共同研究(取り組み状況)について

(仮称)国宝四城近世城郭群研究会設置に向けた松本市・犬山市・彦根市の担当者協議

H20. 3. 19(水)

彦根市で開催

第1回(仮称)国宝四城近世城郭群研究会担当者会議

H20. 5. 12(月)・13(火) 犬山市で開催

第2回(仮称)国宝四城近世城郭群研究会担当者会議

H20. 8. 4(月)・5(火) 松本市で開催

第3回(仮称)国宝四城近世城郭群研究会担当者会議

H20. 10. 17(金)・18(土) 彦根市で開催

第4回(仮称)国宝四城近世城郭群研究会担当者会議

H20. 11. 10(月) 犬山市で開催

第5回(仮称)国宝四城近世城郭群研究会担当者会議

H21. 5. 29(金) 松本市で開催

第6回(仮称)国宝四城近世城郭群研究会担当者会議

H21. 7. 27(月) 彦根市で開催

第7回(仮称)国宝四城近世城郭群研究会担当者会議

H22. 1. 23(土) 犬山市で開催

※なお、近世城郭についての研究を深めるため、京都大学藤井譲治教授から3月頃に助言等をいただく予定をしている。

5) そのほかの取組

- ①「彦根市文化財保護基金の設置、管理および処分に関する条例」を制定して文化財保護基金を設置(平成19年度)
- ②ふるさと納税制度による寄附を文化財保護基金に積み立てられる取組の実施(平成20年度)
- ③「彦根市路上喫煙の防止に関する条例」を制定し、特別史跡彦根城跡とその隣接道路を「路上喫煙禁止地区」に指定(平成20年度)

6. 推薦に向けた課題

(1) 推薦に向けた課題

彦根城の世界遺産の登録に向けて、文化庁から、

- ① 世界遺産に登録されている姫路城という同種遺産があることから、姫路城との差異を明確にし、姫路城とは異なった顕著な普遍的価値を有していることを立証すること
 - ② 彦根城の石垣や楽々園建造物の保存修理、玄宮園の池の浄化や護岸・園路等の保存整備がいまだ形として現れていない。彦根城跡の保存整備をさらに進展させること
 - ③ 文化財保護体制の整備等を図ること
- といった課題が指摘されている。

(2) 課題への対応状況

文化庁の指摘に対して、彦根市では、

- ① 彦根城の独自性を証明するため、平成8年度以降、遺構・建造物・庭園そして古絵図など各調査を継続的に実施している。現在、特に力を入れているのが、彦根城の基礎資料となる詳細な測量調査である。同時に、

姫路城にはない御殿や城下町の調査・整備を精力的に行い、価値の証明に努めているところである。御殿については、上屋敷である表御殿と、2つの下屋敷である玄宮楽々園(槻御殿)と松原下屋敷(お浜御殿)が、それぞれ異なる機能を保ちながら領国内の政務と藩主一族の生活を維持していたことが具体的に明らかになってきている。また、城下町については、「歴史まちづくり法」に基づく国の認定を受けて城下町を重点地区とする調査や整備を行うとともに、花しょうぶ通り商店街を対象に伝統的建造物群保存地区の保存対策調査を開始するなど、城下町の詳細相の解明と整備に着手したところである。

- ② 平成 10 年度以降、彦根城の計画的な保存整備を開始した。石垣については、平成 12 年度から修理工事を継続中であり、平成 21 年度は5箇所の修理を実施している。旧広小路に面した内堀の石垣からは、古絵図に描かれていた舟入を検出しており、修復後に公開の予定である。また、平成21年度に石垣の悉皆調査が終了し、報告書刊行の準備を進めている。名勝玄宮楽々園については、平成 17 年度より長期計画を立て、楽々園の各建造物について解体修理を実施中である。平成 21 年度は、もっとも大きな建造物である御書院棟の解体修理に着手した。玄宮園については、池の浄化を行うため、さく井工事を実施して地下水による給水を行うとともに、名勝の拡大を図るため、現在の桜場駐車場一帯について試掘調査を実施し、かつての玄宮園の範囲を確定することができた。平成 22 年度には、この成果を報告書にまとめて名勝の拡大を申請する予定である。また、平成 21 年度より 8 年計画で玄宮園の池の護岸整備に着手した。

一方、名勝松原下屋敷については、平成 14 年度に彦根市が管理団体となり、平成 15 年度以降は公有地化に努めている。平成 20 年度の公有地化率は 26.62 パーセントであったが、平成 21 年度に全体の面積の半分以上を超える 12,287 平方メートルを取得することができたため、公有地化率は一気に 85.47 パーセントとなった。今後は、新たに庭園の整備や歴史的建造物の修理を行って公開の予定であり、平成 21 年度は春と秋に期間限定の特別公開を実施したところである。

- ③ 文化財保護体制については、平成 20 年度から教育委員会の中に新たに文化財部を設けて文化財の保護と活用の実務を行っている。平成 21 年度は、埋蔵文化財の専門職員3人と文献史学の専門職員2人を新たに採用し、文化財部の専門職員の合計を 21 人に充実させた。

7. 基準の適用

- i 彦根城は、彦根山の地形や立地を活かした縄張り(防御構造)が図られているとともに、日本の近世城郭最盛期の防御技術を駆使して築城されている。また、城郭建造物は、さまざまな破風などを組み合わせて独特で優美な外観を構成しており、日本の近世城郭史上極めて美的完成度

の高い建造物群である。防御施設として、また権威の象徴として、17 世紀初頭の英知を結集した城郭である。

- ii 彦根城は、天守や櫓など日本を代表する城郭建造物で構成されている。また、その城下町は 400 年前の都市計画によって計画的に町割りが図られ、城郭都市特有の「どんつき」「くいちがい」などの町割りを良好に残すなど、日本の城と城下町の典型的な姿を今日に伝えている。
- iii 防御にさまざまな工夫を凝らした城郭建築・城郭構造、書院をはじめ能舞台や茶室・庭園などで構成される御殿、そして、動産ではあるが彦根藩主井伊家に伝来した武器武具などの表道具、能面・能装束、茶道具、調度品、そして歴史資料などが豊富に保存されており、それらが一体となって江戸時代の大名文化の精華を明瞭に伝えることができる無二の存在である。
- iv 日本の長い城郭発達史の最盛期に築かれた天守や櫓などの城郭施設と、城主の居館としての御殿が共に姿をとどめるとともに、400 年前の都市計画によって新しく造られた城下町が良好に残っており、日本の近世を代表する完成された城郭都市として顕著な見本である。
- v 彦根の城下町は、善利川の流路を付け替え、湿地を埋め立てるなどの大規模な土木工事を実施して造られた計画都市である。城下を巡る3重の堀によって4つに区画された町割りを良好に残している。17 世紀初頭に、日本独自の都市計画により建設された城下町の土地利用の顕著な見本である。

8. 真実性／完全性の証明

彦根城の天守や各櫓は、昭和 30 年代に相次いで解体調査を実施した。調査の結果、天守では墨書のある建築材が発見され、天守の完成が慶長 12 年(1607)頃であり、前身の建物が 5 階 4 重の旧天守であることが判明した。旧天守は井伊家に伝来した古文書の記載により、大津城天守を移築したものと推測される。同様に解体調査や古文書などから、天秤櫓は長浜城大手門から移築された可能性が高く、太鼓門櫓と西の丸三重櫓も移築櫓であることが明らかとなっている。

近世大名の権威を演出する舞台として 250 年余の平和な武家政権を維持した表御殿・玄宮楽々園(槻御殿)・松原下屋敷(お浜御殿)は、ともに井伊家に伝来した古絵図が豊富に存在し、調査の結果、各御殿の詳細な変遷が明らかとなった。表御殿は、古絵図と発掘調査の成果が明瞭に符合したことが復元のきっかけとなったもので、楽々園や松原下屋敷を描いた絵図は、建造物の修復に活用されている。また、彩色豊かな玄宮園絵図など各庭園の絵図も数多く伝来しており、坪庭絵図はその希少性が注目されている。

一方、城下町についても御城下惣絵図などの資料が豊富に伝来しており、現在の都市計画図との重合によって、城下町の町割りが極めて良好に残っていることが改めて確認された。同時に、「歴史まちづくり法」に基づく国の認定を

受けた歴史まちづくり事業や伝統的建造物群保存地区の保存対策調査などを通じて城下町の建造物調査を継続的に実施しており、階層や職種によって異なる城下町の多様な歴史的建造物の実態が判明しつつある。このように、豊富に伝来する絵図資料が、城郭や御殿、さらに城下町に残る歴史的建造物などの真実性をより高める役割を担っている。

彦根城は、高度に発達した城郭構造と天守や櫓などの城郭建造物を配し、江戸時代の大名文化を髣髴とさせる御殿が良好な姿をとどめている。また、城下には当時の都市計画によって新たに誕生した城下町の町割りや各種の歴史的建造物が随所に確認でき、江戸時代の長きに渡って維持された日本の近世を代表する完成された城郭都市として、その完全性を証明するに十分である。

9. 類似資産との比較研究

平成19年度に設置した「彦根城の世界遺産登録を推進する方策を考える懇話会」において、姫路城との対比を通して、彦根城の顕著な普遍的価値の証明に取り組んだ。

また、平成20年度からは、松本市、犬山市とともに、(仮称)国宝四城近世城郭群研究会を開催して、姫路城、松本城、犬山城との比較研究等に取り組んでいる。主に、城郭施設や御殿、城下町の遺存状況などについて比較研究を行っており、その結果、彦根城は、姫路城同様に最盛期の城郭建築として、複合式の日守や多様な櫓が良好な姿をとどめていることを明確にした。これらの城郭建築は建築史上、あるいは美術史上高い完成度を示している。

一方、姫路城や松本城、犬山城に認められないものとして、書院をはじめ能舞台・茶室・庭園などで構成される御殿が存在する。上屋敷の機能を持った表御殿が復元されており、江戸時代には槻御殿と称した玄宮楽々園と松原下屋敷(お浜御殿)の2つの下屋敷が現存している。現存する2つの下屋敷は、ともに国の名勝として往時の姿に修復整備中である。また、復元された表御殿は博物館として活用しており、彦根藩主井伊家に伝来した美術工芸品や歴史資料などが収蔵されている。美術工芸品として表道具の刀剣や甲冑などの武器・武具、文化的教養の高さを物語る茶道具、能面・能装束、調度品、書跡・絵画など5,184件があり、歴史資料として古文書など37,489件を蔵する。これらの伝来資料の中には、国宝の彦根屏風など指定物件も多く、譜代大名筆頭として大老職を5人で6回輩出するという高い格式を誇った大名家に値する質と量を備えている。博物館では、かつて表御殿で用いられたものが、そのまま展示に供されている。こうした資料は動産であるが、御殿や城郭施設を荘厳するものとして一体で理解すべきものであり、総体として江戸時代の大名文化の精華を明瞭に伝えているといえよう。

また、姫路城や松本城は、城下町の面影を伝えるものが余り残っていない。犬山城の城下町には町割りや町屋は残っているが、堀や武家屋敷等の遺構はほとんど残っていない。彦根城の城下町は、幾多の災禍を免れて400年前

の都市計画のあり様を示す城下町の町割りがほとんど残っており、武士・町人などの階層や寺院、あるいは職種によって異なる特有の建造物が処々に遺存している。こうした建物に対する市民の愛着は強く、近年、官民一体となった保存運動の盛り上がりも顕著である。

彦根は、城郭施設・御殿・城下町の 3 者がともに良好な形で保存され、大名文化を機軸に日本の近世を代表する完成された城郭都市として、今日なお脈々とその歴史を継承している。

平成 21 年度からは、「彦根城世界遺産登録推進委員会」の下にワーキング会議を設けて、推薦書原案の素案作成に着手した。現在、このワーキング会議において、姫路城等との比較の視点を明確にしながら、彦根城と城下町の歴史やその世界史的意義を中心に素案作成を行っている。

10. 構成資産(コア・ゾーン)の整理表

名 称	保護の主体	保護の種別	面 積(㎡)
彦根城跡	彦根市ほか	特別史跡	488, 627
彦根藩主井伊家墓所	清涼寺	史跡	6, 370
玄宮楽々園	彦根市	名勝	28, 723
松原下屋敷(お浜御殿)庭園	彦根市ほか	名勝	20, 881
彦根城天守	彦根市	国宝	
太鼓門櫓	彦根市	重要文化財	
天秤櫓	彦根市	重要文化財	
西の丸三重櫓	彦根市	重要文化財	
二の丸佐和口多聞櫓	彦根市	重要文化財	
馬屋	彦根市	重要文化財	
千代神社本殿	千代神社	重要文化財	
長寿院弁才天堂	長寿院	重要文化財	
佐和山城跡	清涼寺・龍潭寺	史跡(予定)	平成16年度より測量調査を実施中 *平成23年度の国指定に向けて準備中
旧魚屋町	個人	伝統的建造物群保存地区(予定)	建造物調査を実施中
善利組足軽組屋敷	個人	伝統的建造物群保存地区(予定)	建造物調査を実施中(市指定5件) *新たな1件について市指定を準備中
花しょうぶ通り商店街	個人	伝統的建造物群保存地区(予定)	伝統的建造物群保存地区指定のための保存対策調査を実施中
七曲がり仏壇街	個人	伝統的建造物群保存地区(予定)	建造物調査を実施中
旧中山道高宮宿	個人	伝統的建造物群保存地区(予定)	建造物調査を実施中
旧中山道鳥居本宿	個人	伝統的建造物群保存地区(予定)	建造物調査を実施中
赤玉神教丸本舗	個人	重要文化財(予定)	県指定

* 構成資産の位置関係は、別紙【構成資産・緩衝地帯】位置図のとおり

11.緩衝地帯(バッファ・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

- ・彦根市景観計画に基づく城下町景観形成地域に指定
- ・都市計画法に基づく地区計画(本町地区)、風致地区(彦根城風致地区・芹川風致地区・雨壺山風致地区・佐和山風致地区)に指定
- ・旧中山道高宮宿周辺については、彦根市景観計画に、宿場町景観形成地域としての新たな指定を検討中
- ・善利組足輕組屋敷周辺については、都市計画法に基づく新たな地区計画の導入などを検討中

12.保存管理計画の策定状況

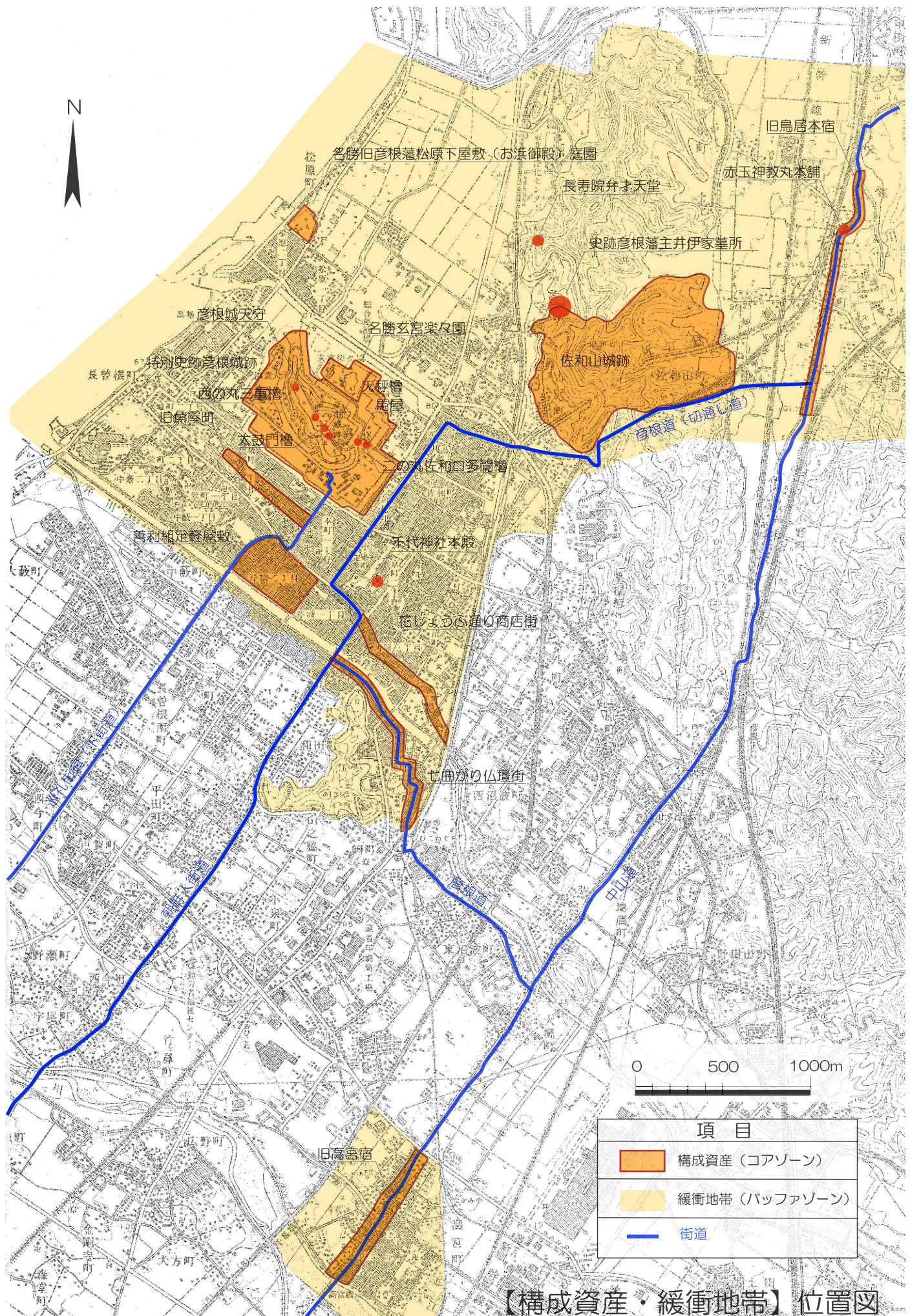
- ・「特別史跡彦根城跡保存管理計画」(昭和 59 年 3 月)
- ・「特別史跡彦根城跡整備基本計画」(平成 4 年 6 月)
- ・「名勝玄宮楽々園整備基本計画」(平成 9 年 3 月)
- ・「名勝旧彦根藩松原下屋敷(お浜御殿)庭園保存管理計画」(平成 15 年 3 月)
- ・「国宝彦根城天守ほか保存活用計画」(平成 22 年度作成予定)
- ・「彦根藩主井伊家(清凉寺)墓所保存管理計画」(平成 22 年度作成予定)
- ・「包括的保存管理計画」(平成 23 年度作成予定)

13.推薦に向けた今後の準備スケジュール

平成 21 年度からは、「彦根城世界遺産登録推進委員会」に具体的な実務を行うワーキング会議を設置して、平成 22 年度を目処として推薦書原案の素案作成に取り組んでいる。さらに、国や世界遺産に詳しい学識者の指導・助言等を得ていくことにしている。

推薦書原案の素案作成と併せて、類似遺産との比較研究、構成資産(コア・ゾーン)の国指定に向けた取組、個別保存管理計画の策定、包括的保存管理計画の策定、その他推薦に向けた諸課題(構成資産の保存整備等)への対応などに取り組んでいく予定である。

また、現在、滋賀県と彦根市が共同で彦根城の世界遺産登録を推進するための協議会を平成 22 年度に設置する方向で協議を行っているところである。こうした取組を進めつつ国と協議を行い、その指導・助言等を得て、平成 23 年度を目処に推薦書原案を作成し、できるだけ速やかに国から推薦いただけるように取り組んでいく。



世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称 「富岡製糸場と絹産業遺産群」

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

群馬県 沼田市・藤岡市・富岡市・安中市・下仁田町・甘楽町・中之条町・六合村

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、遺跡、建造物群 ※文化的景観の適用は無し

4. 資産の概要

わが国が世界に大きな影響を与え、世界史上に特筆されるべき最大の出来事は、産業革命を非西欧圏で最初に達成し、急速な近代化に成功したことである。わが国の産業革命の特徴は、国家による強力な指導、西欧からの先進技術導入、軽工業から重工業へという計画的進行、輸出による資金の調達、そしてその達成がきわめて短期間であった点などにある。この視点からわが国に現存する産業遺産を眺めた場合、その特徴の全てを備え、ほぼ完全な形で残っているのが本県の旧富岡製糸場である。明治5年(1872)創業の富岡製糸場がもたらした生糸大量生産は、大量の原料繭供給体制を要求した。こうして地域には繭の増産を期した特徴的な養蚕農家が群として出現し、周囲の桑畑とともに独特の地域景観が成立した。またこれに応じて、蚕の原卵(げんらん)を供給する蚕種(さんしゅ)製造農家、風穴(ふうけつ)などの蚕種貯蔵施設、養蚕指導の学校組織、繭や生糸の輸送にあたる鉄道施設や倉庫、絹織物業など絹産業が県内各地で高度に発達した。また明治維新により発足した「群馬県」は絹産業を積極的に振興し、全国有数の繭・生糸・絹織物生産地となる一方、その先進的な技術は国内各地に伝播した。この結果わが国は世界一の生糸輸出国となり、獲得した外貨は、産業革命を軽工業から重工業へと進展させる原動力となった。またわが国の輸出した安価良質な生糸は絹製品の大衆化を促進し、20世紀の世界の服飾文化の開花に貢献した。

このように群馬県内には、わが国の近代史のみならず世界的な一つの画期を現出させる契機となった富岡製糸場をはじめとする絹産業遺産と、独特の風土的景観がよく残存する。これらを地域的に連続した生産工程(養蚕・製糸・織物、流通)を網羅する絹産業遺産回廊たる遺産群として総体で捉え、世界文化遺産への登録を目指している。

〈構成資産一覧〉

種別	名 称	所在地	概 要
養蚕	薄根の大クワ (うすねのおおくわ)	沼田市	推定樹齢1,500年、ヤマグワでは日本一の巨木。江戸時代の17世紀にはその存在が知られていた。幹が太く姿が美しく地元では「養蚕の神」として祀られている。高木のため霜害に強く、周囲の桑園が遅霜にあった際は、その葉を実際の養蚕に用いた。
	荒船風穴 (あらふねふうけつ)	甘楽郡 下仁田町	明治39年～大正年間にかけて建設。養蚕の多回育化のため、蚕の原卵である蚕種を保存した冷蔵施設。貯蔵能力は110万枚で国内最大。旧上野鉄道を使って全国から送られた蚕種を一時保存した。石垣で築かれた大規模貯蔵穴が三基残る。

養 蚕	東谷風穴 (あずまやふうけつ)	あがつま 吾妻郡 なかのじょう 中之条町	荒船風穴と同様の施設。明治40年に蚕種貯蔵を開始、戦後まで使用された。貯蔵枚数は15万枚といわれ群馬県内第2位の規模。吾妻郡内の蚕種貯蔵を一手に引き受けるとともに関東各地とも取引した。貯蔵穴2基と事務所の基礎石組が現存する。
	高山社跡 (たかやましゃあと)	ふじおか 藤岡市	明治期の全国標準の養蚕法「清温育」を創設した高山社の発祥地である。高山家は中世武士団の系譜で、江戸期には名主を勤めた。明治初期に高山長五郎が清温育を発案した蚕室、母屋、付属施設と江戸期の長屋門などが、石垣が組まれた台地上の屋敷地に現存する。
	富沢家住宅 (とみざわけじゅうたく)	吾妻郡 中之条町	江戸時代寛政年間(18世紀末)の銘が記された祈祷札が残る県内最古級の養蚕農家。富沢家は街道沿いの集落の名主を勤め、養蚕はじめ運送・金融などを営んだ。木造二階建て、茅葺き、入母屋造り。桁行23.9m、梁間12.9mの大型民家。二階は蚕室で、出梁造り、茅葺き屋根の平入り正面側は全面を切り上げた平かぶと造りである。
	赤岩地区養蚕農家群 (あかいわちくようさんのうかぐん)	吾妻郡 く に 六合村	明治期の出梁形式の養蚕農家群十数棟を含む養蚕農家数十棟が良好な状態で現存。更に小屋・蔵・石垣等で構成される屋敷地、宗教施設の配置、周囲の農地・森林・山並みなど、江戸時代から現代までの山間地における養蚕農家集落の景観を保持。
製 糸	旧甘楽社小幡組倉庫 (きゅうかんらしゃおばたぐみそうこ)	甘楽郡 甘楽町	在来的な製糸法である座繰製糸を改良した組合製糸の遺構。小幡・上野(うへの)地区などの養蚕製糸農家が組織した甘楽社小幡組の生糸などを保管した二階建てのレンガ倉庫。大正15年建設で、養蚕農家の街並みの端に位置する。現在は町歴史民俗資料館として利用している。
	旧富岡製糸場 (きゅうとみおかせいじょう)	とみおか 富岡市	明治5年明治政府が設立した官営の器械製糸場。同26年の払下後も一貫して製糸工場として使用され、昭和62年に操業停止した。創業当初の主要建築物がほとんど残存するとともに、操業停止時の機械設備、事務所、女子寄宿舎、社宅群など付属施設も完全に残っている。
流 通	碓氷峠鉄道施設 (うすいとうげてつどうしせつ)	あんなか 安中市	明治26年に横川～軽井沢間に建設された旧碓氷線の遺構。66.7‰(パーミル)の急勾配を克服するためアプト式鉄道を採用し、イギリスの技術指導を受けて建設。基本的に全ての橋梁、隧道、付属施設がレンガで建設された。旧路線敷と変電所が残存する。
	旧上野鉄道関連施設 (きゅうこうずけてつどうかんれんしせつ)	甘楽郡 下仁田町、 富岡市	旧上野鉄道は明治30年に高崎・下仁田間の軽便鉄道として開業し、地域の繭・生糸・蚕種輸送に活躍した。大正末の電化時に日本標準軌に改良された。旧路線敷に軽便鉄道時代の橋梁(下仁田町・富岡市)が、下仁田駅隣接地に繭・生糸用レンガ倉庫2棟(下仁田町)が現存する。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) 取組状況

〈平成19年度〉

8月26日～30日 イコモスの平泉調査について同行調査。

11月2日 桐生市長が本町一・二丁目地区等について伝統的建造物群保存地区を目指すことを表明。

3月20日 「世界遺産フォーラム」開催(文化庁・群馬県・関係8市町村共催)。英国人研究者2名・ケニア人研究者1名と国内研究者3

名。構成資産等視察も実施。

※世界遺産暫定一覧表関係市町村連絡会議を4月・10月に開催。

〈平成20年度〉

- 4月17日 世界遺産暫定一覧表関係市町村連絡会議開催。
- 6月下旬 大澤群馬県知事がパリのユネスコ本部、世界遺産センター等を訪問し、松浦ユネスコ事務局長、近藤ユネスコ大使を表敬。
- 7月5日～14日 第32回ユネスコ世界遺産委員会（カナダ、ケベックシティ）に職員2名を派遣。あわせて米国のスミソニアン博物館とメリーランド州ロナコニング撚糸工場跡で、本県から輸出された生糸等の関係資料等を調査。
- 7月30日 群馬県世界遺産関係市町村長会議開催。
- 9月9日 群馬県世界遺産推進連絡会議開催。
- 9月29日 「桐生市伝統的建造物群保存地区保存条例」施行。

〈平成21年度〉

- 4月28日 世界遺産暫定一覧表関係市町村連絡会議開催。（平成20年度取り組みの報告と、21年度の予定について確認）
- 5月25日 「富岡製糸場と絹産業遺産群」関係市町村緩衝地帯勉強会開催
- 6月12日 甘楽町長が、小幡町屋地区の伝統的建造物群保存地区指定を目指すことを表明。
- 6月24日～30日 セベリア世界遺産委員会に職員2名を派遣し、情報収集及び広報活動を実施
- 7月15日 推薦書作成委託業者（（株）文化財保存計画協会）と契約
- 7月29日 第一回学術委員会開催（前橋）（近代史、建築史の専門家5名からなる学術委員会を組織し、コンセプト、構成資産、比較研究など推薦書作成にかかる具体的検討に着手）
- 8月29日～9月7日 TICCIIH 総会（ドイツ）に職員1名を派遣し、情報収集を実施
- 8月26日～9月17日 第二回学術委員会開催（延べ6日間にわたり、構成資産を現地視察）
- 10月13日 第三回学術委員会開催（都内）
- 11月18日 世界遺産暫定一覧表関係市町村連絡会議開催。（各資産毎の準備状況の報告と今後の予定について確認）
- 12月15日 第四回学術委員会開催（前橋）
- 2月6日 国際シンポジウム開催予定
- 2月10、11日 海外専門家を招聘し、国際専門家会議（学術委員との合同の会議）を開催予定

（2）体制整備状況

①県・市町村の体制

〔群馬県〕 平成19年度 企画部世界遺産推進室設置。（職員9名）。
平成20年度 職員1名増員（計10名）。

	平成 21 年度	企画部世界遺産推室を世界遺産推進課に改編(体制強化)職員 10 名
[富岡市]	平成 20 年度	世界遺産推進部を廃し、教育委員会に「世界遺産課」、都市建設部都市計画課に「世界遺産まちづくり担当(にぎわい創出)(整備保全)」設置。
[中之条町]	平成 20 年度	教育委員会社会教育課に文化財専門職員を 1 名増員(教育委員会他課職員を併任)。
[桐生市]	平成 20 年度	総合政策部に「伝建群推進室」設置。

②連絡会議等

〈専門家・有識者委員会〉

- ・学術委員会設置。(委員 5 名)

〈自治体間連絡会議〉

- ・群馬県世界遺産関係市町村長会議(県・関係 8 市町村・資産候補 3 市)
- ・群馬県世界遺産推進連絡会議(県・関係 8 市町村・資産候補 3 市)

〈部局間連絡会議〉

- ・群馬県企画会議世界遺産登録推進部会を設置。(庁内情報の共有化を図る)

③県内ボランティア団体との協働

- ・「富岡製糸場世界遺産伝道師協会」(H16.8 発足、H21.12 現在会員数 253 名)
県主催「世界遺産伝道師養成講座」修了者の団体。年間延べ 150 回以上活動。

- ・「シルクカントリーぐんま連絡協議会」(H19.4 設立。7 団体加盟)

県内絹産業遺産の PR 活動等に取り組む団体の連絡協議会。

[参加団体] 赤岩重要伝統的建造物群保存活性化委員会(六合村)、ぐんま島村蚕種の会(伊勢崎市)、高山社を考える会(藤岡市)、富岡製糸場世界遺産伝道師協会(上記)、富岡製糸場を愛する会(富岡市)、本一・本二まちづくりの会(桐生市)、よみがえれ!新町紡績所の会(高崎市)

6. 推薦に向けた課題

(1) 文化庁世界遺産特別委員会提示課題

課題①「伝統的な養蚕業及びそれに起源を持つ製糸業等がわが国の近代化において果たした役割ならびに富岡製糸場の位置付けについて、世界史的な観点からより一層の明確化が必要である。」

〈対応状況〉

これまでも TICCIH(国際産業遺産保存委員会)等を通じて国内外研究者に本県資産の情報提供を行ってきた。また、海外の産業遺産、世界遺産関係の研究者・関係者に対し、現地調査等を通じて本県資産への評価や活用への意見の聴取に意を尽くしてきた。主なものは以下の通りである。

平成 17 年 5 月 TICCIH 中間会議(名古屋)で富岡製糸場に関する発表。

平成 18 年 1 月 イギリス人研究者 3 名を富岡製糸場に案内。

11 月 フランス人研究者 2 名を富岡製糸場に案内。

12 月 アメリカ人研究者 1 名を富岡製糸場に案内。

平成 19 年 1 月 TICCIH の雑誌『Industrial Patrimony No16』に富岡製糸場に

関する論文を掲載。

2月 イタリア人研究者1名を富岡製糸場と赤岩地区に案内

6月 TICCIIH 第3回繊維部会(フランス、セダン)で、絹産業遺産群構想を発表。TICCIIH による繊維産業の比較研究レポート案に国際的交流の事例として掲載される。

11月 英独仏研究者4名を富岡製糸場と碓氷峠鉄道施設等に案内。

平成20年3月 世界遺産フォーラム開催にあわせてイギリス人研究者2名・ケニア人1名を絹産業遺産等関連施設に案内。

7月 米国スミソニアン博物館とメリーランド州の撚糸工場跡において、対米輸出された本県産の生糸等の関係資料を調査。

11月 『TICCIIH bulletin No42』に招聘したイギリス人研究者により3月の世界遺産フォーラムの概要が紹介される。

平成22年2月 海外専門家5人を招聘し、シンポジウム、現地視察、国際専門家会議(学術委員との合同の会議)を開催予定

課題②「絹産業の一部を成す絹紡績及び絹織物などの産業に関する資産をはじめ、隣接県及びその他の地域における同種の資産等への広がり視野に入れ、それらとの比較及び構成資産としての取り込みについて検討するとともに、生糸生産に関連する集落・農地等の諸要素を視野に入れ、資産構成について検討することが必要である。」

〈対応状況〉

○絹紡績及び絹織物産業に関する資産への取り組み

絹糸紡績では旧新町屑糸紡績所(高崎市)、絹織物では桐生本町一・二丁目建造物群及び織物工場群(桐生市)が関係資産として重要と思われる。このため調査を進め、構成資産への取り込みを検討している。

こうした中、桐生市は平成19年11月には同地区の重要伝統的建造物群地区選定に取り組む旨を表明した。4月に伝建室を設置し、9月には「桐生市伝統的建造物群保存地区保存条例」を可決した。

○隣接県及びその他の地域における同種の資産等について

隣接する長野県・埼玉県の状況について現地調査・文献調査・照会などを進めてきた。その結果長野県においては、その歴史的な特徴となる岡谷・諏訪地区の初期の水車動力器械製糸場や後年の大規模製糸場などは、そのほとんどが既に取り壊されており、現状では富岡製糸場のような顕著な歴史的遺産は現認できていない。また、埼玉県においては、本県資産の一つ高山社創

始者親族が創立した養蚕結社^{きょうしんしゃ}競進社^{きんしん}の蚕室^{はんしつ}一棟の保存(本庄市)が確認されたが、この他には絹産業に関係した顕著な遺産は現認できていない。

○生糸生産に関連する集落・農地等の諸要素

既に山間地の養蚕農家集落の典型として赤岩地区を構成資産に含めている。水陸交通至便の平野部における代表例として、蚕種製造の中心地かつ群馬型近代養蚕農家建築の発祥地である島村地区(伊勢崎市)や、組合製糸旧甘

楽社小幡組（倉庫が構成資産）を支えた小幡・上野地区の各養蚕農家群がいずれも良好な状態で現存しており、これら資産の保存及び構成資産への取り込みに向け、各種調査や検討を続けている。

7. 基準の適用

・登録基準への該当番号：ii、iv

- ii) ユーラシア大陸の西端で起きた産業革命や近代化といった文明的価値が、工場という形式で地理的に最遠の極東に伝播し、現地で本格的に受容された最初の例である。しかも技術は現地の在来技術と混合され、制度は従来文化の中に包摂される中で両者が複合して、その後も継続的にわが国やアジアの産業発展や社会の近代化のモデルとなった。この点において富岡製糸場は産業革命という世界史的な価値の東西交流の原点である。さらにこの伝播の結果、日本は生糸の生産で世界一となり、その生産する安価で高品質な生糸は稀少繊維であった絹の大衆化を世界規模で促進し、20世紀の服飾文化の発展をもたらした。
- iv) 富岡製糸場は近代的「工場」が非西欧圏に自立的に建築された記念碑的建造物であり、近代産業と伝統生活の融合した独特の形式の養蚕農家群とともにアジア地域における産業の近代化の重要な段階を物語る顕著な見本である。

8. 真実性／完全性の証明

富岡製糸場と絹産業遺産群を構成する資産のすべてが基本的に、その施設が本来持つべき目的のために該当する時代に、当該時代の技術と資材によって建築され、あるいは現出した景観である。一部の施設に見られる、後世における用途変更に伴う増改築なども、中核部分の文化財的価値を損なったり、偽物として作り直された資産はない。これらについてはほとんどの場合、建設や修理、創業等に関する文書、写真等によって証明できる。

また富岡製糸場については、1872年の創業時から継続的に維持改良されてきた工場設備が1987年の操業停止段階で、全ての生産設備と従業員の寄宿や福利厚生、また管理事務にかかる設備が書類を含めて完全に残存する。また、本遺産群には製糸場に原料繭を供給した養蚕農家群、蚕種製造、養蚕教育、繭や生糸の輸送設備まで関連の大部分の遺産が網羅されている。

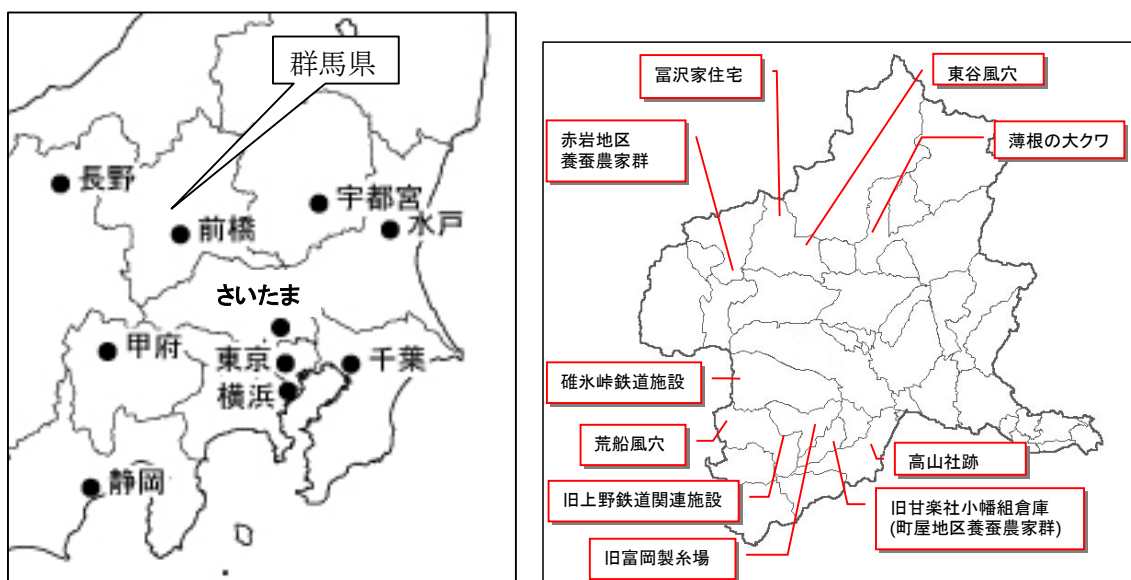
9. 類似資産との比較研究

富岡製糸場は、我が国最古の本格的工場であり、国家が創った30数カ所の官営工場中で最大規模、かつ現在でも生産設備がほぼ完全に保存される唯一の施設である。また、関連する遺産群は、軽工業、特に絹業生産の生産工程を、原料生産から製品まで総体として網羅しており、産業遺産が地域的、生産関連的まとまりをもって存在する希有な例と考えられる。

既に登録された世界遺産の中で絹関連施設を含むのは、バレンシアのラ・ロンハ・デ・ラ・セダ（スペイン）の絹取引所、カゼルタ王宮（イタリア）の関連施設内にある絹関係の工房、リヨン歴史地区の絹織物工場、ダーベント溪谷工場群の絹撚糸工場の四件である。しかしこれらはいずれも「絹」そのものの実用生産を主題とした世界遺産ではない。このため、本件には1)「絹」を主題とした初めての世界遺産、2)構成要素が絹製品の製造工程を原料生産から製品まで一体的に

次に、世界遺産に未登録の資産との比較については、上記 3) の観点によりアジアの 19 世紀の近代製糸工場を対象に文献等により調査しているが、これら諸国では西洋資本が中心となっている点が特徴と考えられる。また残存状況についても本件に匹敵する規模の近代製糸工場の情報は得ていないが、今後も引き続き調査を進めてゆく。また、西洋技術と我が国の伝統技術の東西交流という観点から、19 世紀ヨーロッパの絹産業の状況について、TICCIH 国際会議等を通じて情報収集を行ってきたが、更に、海外コンサルタント (koinetwork) に委託し、調査をおこなっている。

位置図



名 称	保護の主体	保護の種別	面 積	指定準備状況
薄根の大クワ	国	天然記念物	目通周囲7.97m・樹高13.65m	(指定済み)
荒船風穴	国	史跡(答申中)	4,648㎡	H21年11月20日答申
東谷風穴	国	史跡(答申中)	2,579㎡	H21年11月20日答申
高山社跡	国	史跡	範囲検討中	(指定済み)
富沢家住宅	国	重要文化財	桁行23.973m・梁間12.947m、 平面積:310.378㎡	(指定済み)
赤岩地区養蚕農家群	国	重要伝統的建造 物群保存地区	約63ha	(選定済み)
旧甘楽社小幡組倉庫 (町屋地区養蚕農家群)	町	重要文化財	延床面積289㎡	伝建群として国選定準備 中

旧富岡製糸場	国	史跡・重要文化財	55,391.42㎡(史跡)	(指定済み)
碓氷峠鉄道施設	国	重要文化財	約122,000㎡	(指定済み)
旧上野鉄道関連施設	(橋梁) 町・市	重要文化財	橋桁橋長:10m、幅:1m	国指定検討中
	(倉庫) 未指定	—	レンガ倉庫1,374.84㎡	

11. 緩衝地帯(バッファ・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

※富岡市は範囲設定作業中。その他の資産はともに設定範囲検討中。

〈適用される規制内容〉

- ・富岡市:平成 20 年度景観条例制定。21 年 10 月 1 日施行
- ・中之条町:平成 22 年度景観条例制定予定。(平成 21 年度末六合村と合併予定)
- ・下仁田町:平成 23 年度景観条例制定を目指して準備開始

12. 保存管理計画の策定状況

〈個別構成要素に係る保存管理計画〉

- ・既策定済み:薄根の大クワ・赤岩地区養蚕農家群・旧富岡製糸場・碓氷峠鉄道施設
- ・21 年度策定予定:富沢家住宅
- ・22 年度:荒船風穴・東谷風穴、高山社跡策定予定
- ・今後策定予定:旧甘楽社小幡組倉庫

〈資産全体の包括的保存管理計画〉

- ・21 年度策定作業開始

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

(1) 推薦書作成準備作業 (予定)

- ・平成 21～22 年度:推薦書作成作業。
- ・平成 22 年度:推薦書提出。
- ・平成 23 年度:イコモスによる現地調査。
- ・平成 24 年度:世界遺産委員会の審議・登録。

(2) 推薦書作成に向けた諸条件の整備 (推薦書完成前までに整備予定)

①未指定資産に対する文化財保護法による保護措置

- ・旧甘楽社小幡組倉庫(甘楽町指定重要文化財)、甘楽町小幡町屋地区養蚕農家群、旧上野鉄道関連施設(橋梁部分のみ下仁田町・富岡市指定重要文化財)については平成 22 年度申請・指定・選定をめざす。

②構成資産の充実

推薦書作成までに文化審議会の課題をふまえて対応予定。

- ・未加入の資産候補である旧新町紡績所 (絹糸紡績:高崎市)、島村地区養蚕農家群 (蚕種製造:伊勢崎市)、桐生本町一・二丁目建造物群 (織物:桐生市)のほか、旧碓氷社本社事務所 (座繰製糸による製糸組合:安中市)なども地元自治体等へのはたらきかけを継続する。

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

富士山

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

山梨県 富士吉田市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町

静岡県 富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町、静岡市、沼津市、三島市、清水町、長泉町、芝川町

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物

遺跡(文化的景観)

4. 資産の概要

富士山は、日本を代表し象徴する日本最高峰(標高 3776m)の秀麗な独立した火山として世界的に著名であり、その自然的美しさと崇高さを基盤として日本人の自然に対する信仰の在り方や、海外に影響を与えた葛飾北斎や歌川広重などによる顕著な普遍的価値を持つ「浮世絵」などの日本独特の芸術文化を育んだ「名山」である。富士山は、山岳に対する信仰の在り方や芸術活動などを通じ、時代を超えて、一国の文化の諸相と極めて深い関連性を示し、生きた文化的伝統の物証であるのみならず、人間と自然との良好で継続的な関係を示す景観の傑出した類型として、世界的にも類例を見ない顕著な普遍的価値を持つ山である。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

山梨県・静岡県合同

＜連携会議等＞

○山梨県、静岡県、地元関係18市町村で構成する「富士山世界文化遺産登録推進両県合同会議」を設置し、相互連携のもと登録条件の整備や普及啓発活動等の登録推進事業を実施している。(平成 17 年 12 月設置)

＜有識者等による委員会＞

○「山梨県学術委員会」・「静岡県学術委員会」(委員各10名)(平成 18 年 5 月設置)

○「二県学術委員会」(委員12名)(平成 18 年 6 月設置)

○「推薦書原案検討会議」(委員3名)(平成 21 年 7 月設置)

(両県合同会議と学術委員会との関係についてはP. 3組織図参照)

＜専門家会議やシンポジウム等＞

○「富士山世界文化遺産国際シンポジウム」(平成 20 年 11 月 6 日～9 日)

○「富士山世界文化遺産国際専門家会議／国際フォーラム」(平成 21 年 9 月 1 日～6 日)

山梨県

<県担当部局>

- 「富士山世界文化遺産登録庁内プロジェクトチーム」発足(平成 17 年 9 月)
- 「企画部」に「世界遺産推進課」及び「富士北麓分室」を設置
 - (平成 19 年 4 月)専任職員10名 兼務・併任職員7名
 - (平成 20 年 4 月)専任職員12名 兼務・併任職員11名
 - (平成 21 年 4 月)専任職員11名 兼務・併任職員12名

<市町村担当部署>

- 関係7市町村(富士吉田市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町)は、企画担当部署と教育委員会文化財保護行政担当部署が所管

<連携会議等>

- 山梨県庁内組織として、部局長で構成する「「富士山世界文化遺産登録」山梨県推進本部」を設置し、登録に向けた施策の調整を行っている。(平成 17 年 10 月設置)
また、富士五湖を構成資産とするための課題解決のため関係課からなる「富士五湖構成資産研究庁内プロジェクトチーム」を組織し、関係町村の支援を行っている。(平成 19 年 8 月設置)
- 地元関係自治体との連携組織として、知事及び関係市町村長で構成する「「富士山世界文化遺産登録」山梨県推進協議会」を設置し、登録に向けた各種事業を実施している。(平成 17 年 11 月設置)
- 県保存管理計画策定にあたり、幅広い協力・助言を得るため、地元住民や関係者等からなる協力者会議を設置した。(平成 21 年 4 月)

静岡県

<県担当部局>

- 「富士山世界文化遺産登録庁内プロジェクトチーム」発足(平成 17 年 9 月)
- 「世界遺産推進室」を設置(生活・文化部)
 - (平成 18 年 4 月) 専任職員7名(うち併任2名、市から派遣1名) 兼務職員4名
- 「世界遺産推進室」(部局の組織改変により、県民部)
 - (平成 19 年 4 月) 専任職員8名(うち併任3名、市から派遣1名)、兼務職員4名
 - (平成 20 年 4 月) 専任職員13名(うち併任8名、市から派遣1名)、兼務職員4名
 - (平成 21 年 4 月) 専任職員13名(うち併任8名、市から派遣1名)

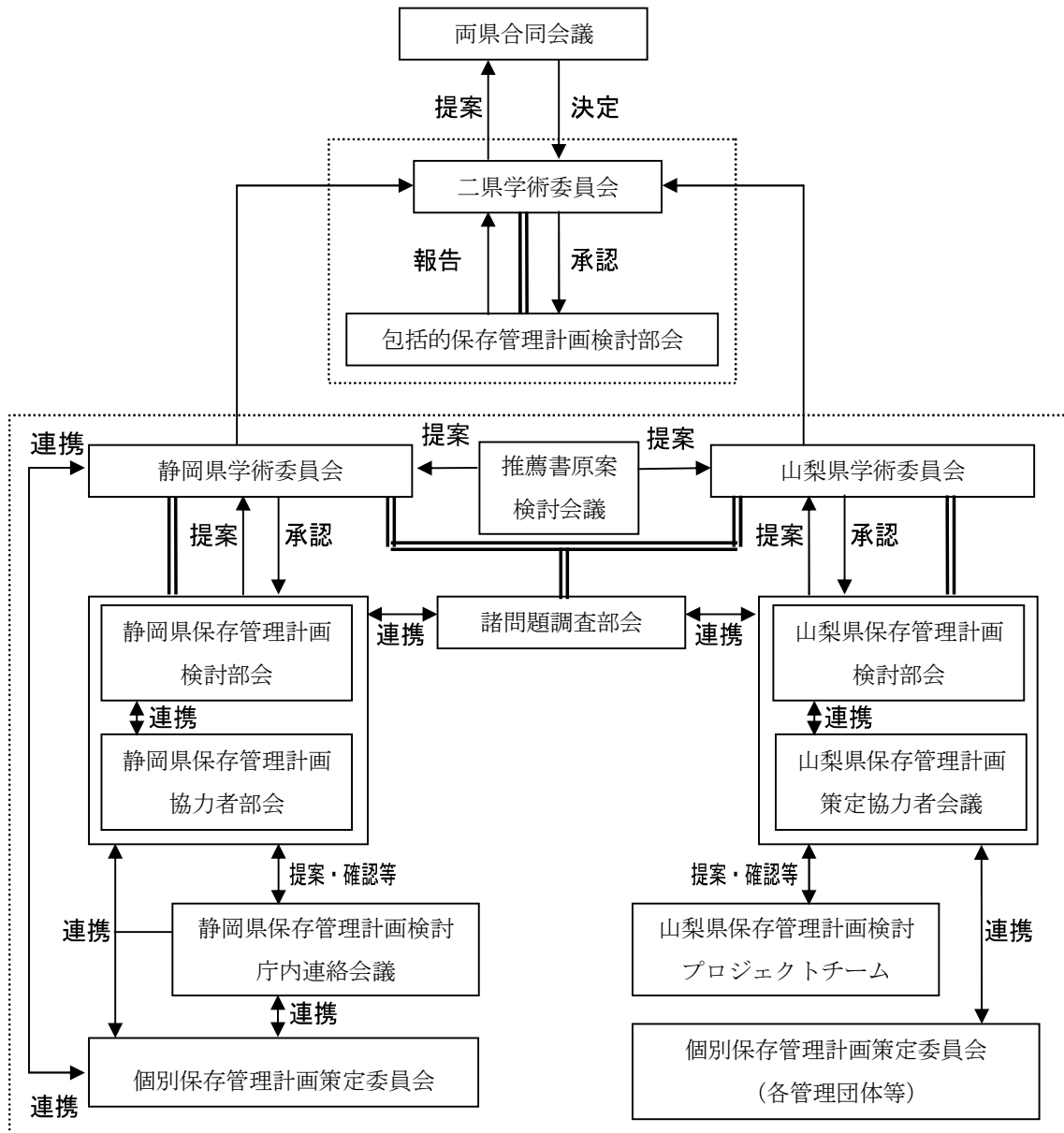
<市町担当部署>

- 関係11市町(富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町、静岡市、沼津市、三島市、清水町、長泉町、芝川町)は、企画担当部署と教育委員会文化財保護行政担当部署が所管
- ※3市3町(静岡市、沼津市、三島市、清水町、長泉町、芝川町)は、平成19年度から参加。

<連携会議等>

- 静岡県庁内組織として、知事、副知事及び部局長で構成する「静岡県世界文化遺産登録推進本部」を設置し、登録に向けた施策の調整を行っている。(平成 17 年 10 月設置)
- 地元関係自治体との連携組織として、知事及び関係市町長で構成する「静岡県世界文化遺産登録推進協議会」を設置し、登録に向けた各種事業を実施している。(平成 17 年 11 月設置)
- 県保存管理計画策定にあたり、庁内課室との情報の共有・連絡調整を図るため、静岡県保存管理計画検討庁内連絡会議(委員:庁内関係課室長 24 名)を設置した。あわせて、地元関係者など幅広い協力・助言を得るため、市町担当者や構成資産の関係者等からなる協力者部会を設置した。(平成 21 年 6 月)

両県合同会議・学術委員会等組織図



6. 推薦に向けた課題

○国内外の同種資産との比較研究

学術委員会において類似資産の絞込みを行い、比較対象とすべき資産を選定した。両県が協同・分担して、アジア・太平洋地域の類似資産について現地調査を行うとともに、比較研究を進めている。

○構成資産に過不足がないか否か再確認

現在、両県共通4件・静岡県側25件・山梨県側37件の合計66件が、学術委員会において構成資産候補として選定されている。完全性を満たすために必要な構成資産を過不足なく取り込めるよう、地域住民や所有者などと調整を行っている。また、海外専門家による助言を得て、富士山の重要な要素と考えられる「信仰」と「芸術性」の観点から調査・検証を行うとともに、推薦資産の範囲についても検討を進めている。

○重要文化財等への指定(選定)又は追加指定(選定)

文化財について、現地調査を実施し、文化庁からの助言・指導のもと、指定に向けての検討や準備作業を進めている。

○包括的保存管理計画策定

学術委員会のもとに包括的保存管理計画検討部会を設けて検討を進めている。構成資産の適切な保存管理や周辺環境を含めた一体的な保全などの基本方針を決定し、具体化する方策などを検討している。

○個別の文化財について保存管理計画策定

構成資産候補について、市町村と密に連携をとりながら、保存管理計画の策定や見直しを進めている。

○富士山の顕著な普遍的価値を構成する諸要素の構成資産への取り込み

山麓の湖沼・湧水や芸術作品の源泉となった展望地点などについて、構成資産候補に選定し、その価値について検討している。

○遺産保護に負の影響を与える可能性のある様々な事柄の解決

学術委員会に諸問題調査部会を設置し、負の影響を与えられとされる事項について検討を行っている。

○バッファゾーンの設定

構成資産が多く広範囲に及び様々な調整等が必要となるが、適切なバッファゾーンの設定に取り組んでいる。

7. 基準の適用

- iii : 富士山の山体とその周辺の地域には、宗教的な儀礼・活動の場となった神社、登山道及びその沿道に分布する関連遺跡群、霊地となった風穴・溶岩樹型、巡礼地となった湖沼・湧水地などが残されている。そこでの儀礼や活動を通じて、人々の生活の中に富士山に対する信仰の核心が継承されている。また、富士山は日本を代表し象徴する最高峰として老若男女を問わず憧れ親しむ「名山」である。したがって、富士山は時代を超えて今日まで継承された山に対する固有の文化的伝統を顕著に表わす物証として稀有な存在である。
- iv : 富士山では、富士信仰の中で山体・樹叢・湖沼などの自然環境を基盤とし、体系化された神社等の建築群・登山道・宗教施設を経て山頂に参詣する宗教的な儀礼・活動が成立した。これが発展し、18～19 世紀にかけて富士山は大規模な大衆による宗教的登山の代表的存在となった。したがって、これらの儀礼・活動を通して形成される景観は時代を超えて今日まで継承された日本独特の自然に対する信仰形態に基づいた人間と山との精神的な関係を表す「関連する景観」の顕著な見本である。
- vi : 富士山と周辺の特徴的な自然が醸成する優秀な景観美は、古くから様々な芸術活動の母胎となり、「万葉集」をはじめとする日本固有の和歌や俳句、絵画などの対象として日本人に良く知られていた。特に富士山を題材にした「浮世絵」などは海外にも広く知られ、近現代の西洋芸術に様々な影響を与えてきた。したがって、富士山は、顕著な普遍的価値を持つ芸術的作品・文学的作品と直接的・実質的に「関連する景観」である。

8. 真実性／完全性の証明

構成資産候補の多くは、文化財保護法によって手厚く保護されており、現在でも当時の姿を残している。特に、中腹以上とこれに連なる登山道等が国の特別名勝に、富士山本宮浅間大社と北口本宮富士浅間神社の社殿が国の重要文化財に指定されているほか、富士山を遠望する観賞地点である三保松原なども名勝に指定されている。また、富士信仰とのつながりがある船津胎内樹型などは天然記念物に指定されている。これらの文化的要素の価値は、保存修理事業などによって確実に伝達されている。

さらに、広く国立公園に指定されているほか、富士山の森林の多くは国有林や県有林として保護・管理されており、文化的景観の諸要素と性質に関する真実性は十分に保持されている。

また、信仰の核心部である五合目以上の登拝のルートは、現在も登山道として利用され、登山道周辺の遺跡や山麓の歴史的建造物、さらに絵画等の芸術を生み出す場となった展望地も現存し、信仰等の基礎となった自然環境も良好な状況で残っている。

富士講等の信者による登拝は現在も行われているとともに、富士山に特別な思いを持って多くの人々が登るなど、信仰登山は形態を変えつつも今日に継承されている。また、富士山信仰に係わる民俗行事・芸能も各地域に残っており、富士山の文化的景観としての完全性は十分に保持されている。

9. 類似資産との比較研究

「アジア・太平洋地域における信仰の山の文化的景観に関する専門家会議」において定義された「聖なる山」や、芸術との関連性が明確な山岳などのうち、国内外で比較対象に該当すると思われる山について比較分析を行っている。

アジア地域 泰山、黄山、廬山、武夷山など(以上中国)、
南山、ハルラ山(以上韓国)ほか

太平洋地域 トンガリロ(ニュージーランド)、
ウルル、カタ・ジュター(オーストラリア)

その他、芸術との関連性が明確な山岳

比較にあたっては、形状などの自然的要素はもちろん、宗教的特徴(信仰の形態・内容)、芸術への影響、人との関わりといった有形的・無形的価値などを軸に研究している。

10. 構成資産(コア・ゾーン)の整理表

両県共通

指定名称等	保護主体	保護の種別	面積	備考
富士山	国	特別名勝(一部)	約 6,568ha(指定範囲)	
お鉢巡り	—	特別名勝指定地内	—	
御中道	—	特別名勝指定地内	—	
側火山群	—	未指定	—	

山梨県

指定名称等	保護主体	保護の種別	面積	備考
神座風穴附蒲鉾穴および眼鏡穴	国	天然記念物	約 0.7ha	
鳴沢氷穴	国	天然記念物	約 0.2ha	
大室洞穴	国	天然記念物	約 0.7ha	
竜宮洞穴	国	天然記念物	約 0.6ha	
西湖蝙蝠穴	国	天然記念物	約 2.3ha	
本栖風穴	国	天然記念物	約 1.7ha	
富岳風穴	国	天然記念物	約 1.3ha	
富士風穴	国	天然記念物	約 1.1ha	
吉田胎内樹型	国	天然記念物	約 5.8ha	
船津胎内樹型	国	天然記念物	約 8.2ha	
富士山原始林及び青木ヶ原樹海	国	天然記念物	—	
北口本宮富士浅間神社	—	特別名勝指定地内	—	○
北口本宮富士浅間神社(本殿)	国	重要文化財	約 86.4 m ² (軒面積)	
北口本宮富士浅間神社(東宮本殿)	国	重要文化財	約 31.1 m ² (軒面積)	
北口本宮富士浅間神社(西宮本殿)	国	重要文化財	約 63 m ² (軒面積)	

富士御室浅間神社	町	史跡（2合目本宮境内）	—	○
富士御室浅間神社（本殿）	国	重要文化財	約 31.4 m ² (床面積)	
吉田口登山道	—	特別名勝指定地内	—	
船津口登山道	—	特別名勝指定地内	—	
鎌倉往還	—	一部特別名勝指定地内	—	
鳴沢熔岩樹型	国	特別天然記念物	約 1.2ha	
忍野八海	国	天然記念物	約 0.2ha	
山中湖	—	未指定	—	◎
河口湖	—	未指定	—	
西湖	—	未指定	—	
精進湖	—	未指定	—	
本栖湖	—	未指定	—	
小佐野家住宅（主屋・蔵）附家相図 1 枚	国	重要文化財	約 0.1ha（敷地）	
旧外川家住宅 主屋 離座敷 中門	県	有形文化財	約 0.2ha（敷地）	◎
河口浅間神社	—	未指定	約 1.5ha (境内地)	○
河口浅間神社（本殿）	町	有形文化財	—	
河口浅間神社の七本杉	県	天然記念物		
忍草富士浅間神社本殿と棟札	村	有形文化財		◎
北口本宮富士浅間神社（拝殿、幣殿）	県	有形文化財		○
三ッ峠山	—	未指定		◎
三国峠	—	未指定		
鎌倉街道御坂峠	町	史跡		○
天下茶屋および太宰治文学碑周辺の展望地	—	未指定		◎
十二ヶ岳	—	未指定		
竜ヶ岳	—	未指定		

静岡県

指定名称等	保護主体	保護の種別	面積	備考
万野風穴	国	天然記念物		
駒門風穴	国	天然記念物	約 0.4ha	
印野の熔岩隧道	国	天然記念物	—	
白糸ノ滝	国	名勝及び天然記念物	約 7.2ha	
湧玉池	国	特別天然記念物	約 6.3ha (富士山本宮浅間大社境内地)	
楽寿園（小浜池）	国	天然記念物及び名勝	約 2.6ha (内小浜池約 0.5ha)	
柿田川	—	未指定	約 3.3ha (柿田川公園)	◎

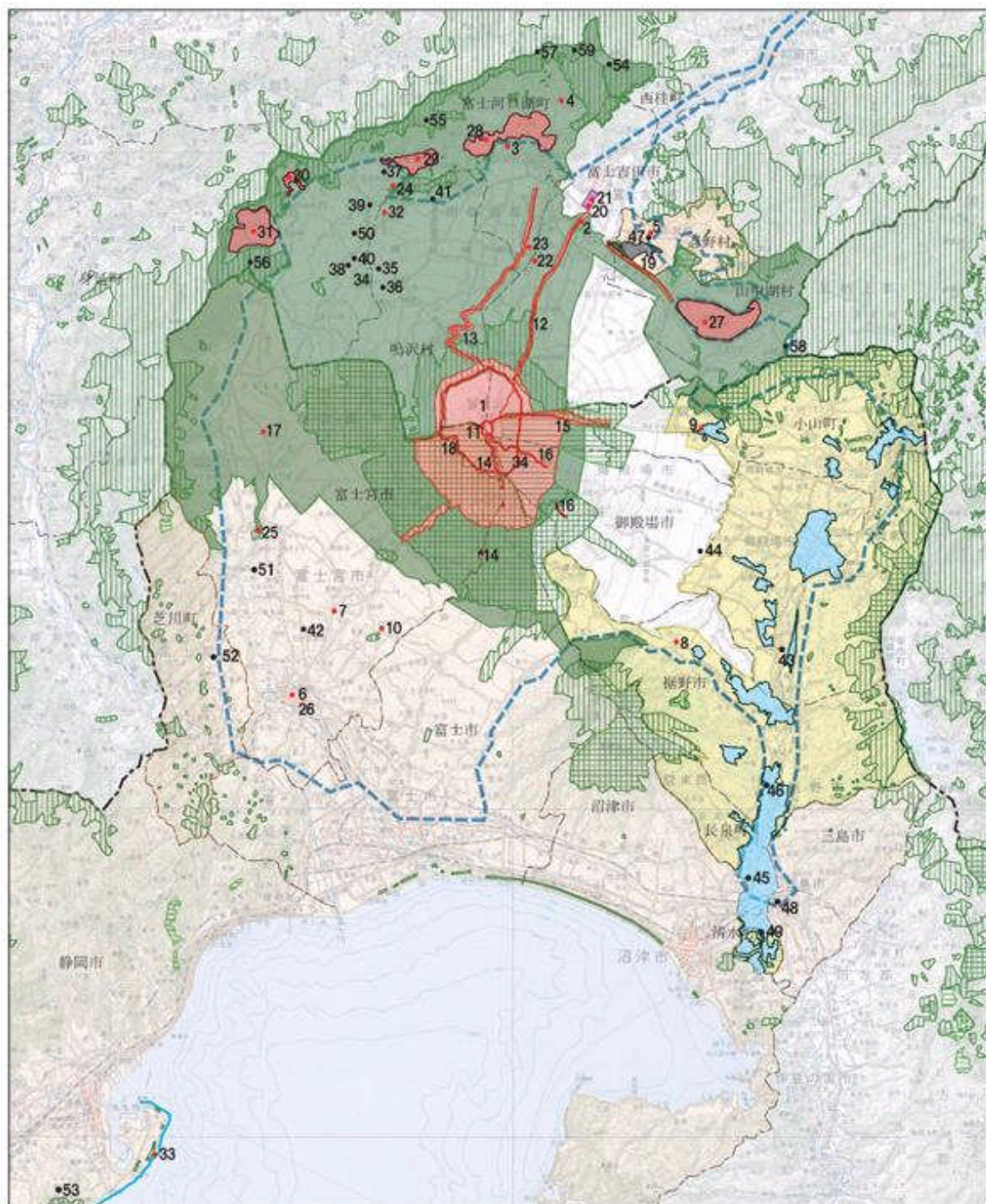
鮎壺の滝	県	天然記念物		
五竜の滝	県	天然記念物		
千居遺跡	国	史跡		
大鹿窪遺跡	国	史跡		
富士山本宮浅間大社（境内地）	—	未指定（重要文化財 1 件、社殿 5 棟が県指定有形文化財）	約 6.3ha （境内地）	○
山宮浅間神社	市	史跡	約 1.0ha（境内地）	
山頂信仰遺跡 （富士山本宮奥宮を含む）	—	特別名勝指定地内		
村山浅間神社	—	未指定	約 2.2ha（境内地）	
村山浅間神社境内水垢離場	—	未指定	—	
大宮・村山口登山道	—	一部特別名勝指定地内		
人穴富士講遺跡	市	史跡	約 1.9ha（人穴浅間神社境内地）	
人穴浅間神社	—	市指定史跡内	約 1.9ha（境内地）	
須山浅間神社	—	未指定	約 0.4ha（境内地）	
富士浅間神社（須走浅間神社）	町	有形文化財	約 1.5ha（境内地）	
須走口登山道	—	一部特別名勝指定地内	—	
須山口登山道	—	一部特別名勝指定地内	—	
三保松原	国	名勝	約 254ha	
日本平	国	名勝	約 200ha	

注）備考欄の記号

◎ 国指定に向けて調査中

○ 「史跡富士山」として国指定に向けて調査中

構成資産候補位置及び法規制等重ね図



構成資産候補凡例

個票番号	構成資産候補	個票番号	構成資産候補	個票番号	構成資産候補	個票番号	構成資産候補
1	富士山 (御中道より上)	16	須山口登山道	31	本栖湖	46	五竜の滝
2	北口本宮富士浅間神社	17	人穴富士講道跡	32	鳴沢氷穴	47	忍野八海
3	富士御室浅間神社	18	御中道	33	三保松原	48	小浜池
4	河口浅間神社	19	鎌倉往還	34	側火山群	49	柿田川
5	忍草富士浅間神社	20	小佐野家住宅	35	大室洞穴	50	富士山原始林および青木ヶ原樹海
6	富士山本宮浅間大社	21	旧外川家住宅	36	神座風穴	51	千居遺跡
7	山宮浅間神社	22	吉田船内堀型	37	西湖堀堀穴	52	大鹿窪遺跡
8	須山浅間神社	23	船津船内堀型	38	本栖風穴	53	日本平
9	富士浅間神社 (須走浅間神社)	24	竜宮洞穴	39	富岳風穴	54	三ツ峠山
10	村山浅間神社	25	白糸ノ滝	40	富士風穴	55	十二ヶ岳
11	お鉢巡り	26	湧玉池	41	鳴沢塔岩樹型	56	竜ヶ岳
12	吉田口登山道	27	山中湖	42	万野風穴	57	御坂峠 (鎌倉街道 (御坂路)・御坂城)
13	船津口登山道	28	河口湖	43	駒門風穴	58	三國峠
14	大宮・村山口登山道	29	西湖	44	印野の塔岩隧道	59	天下茶屋および太宰治文学碑周辺の展望地
15	須走口登山道	30	精進湖	45	鮎倉の滝		

11. 緩衝地帯(バッファ・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

- ①富士山に対する信仰の核心部を成す五合目以上の区域については、登拝道及び御中道などの参詣の道からの眺望が阻害されることのないように、周囲に適切な範囲の緩衝地帯を設定する。
- ②山腹・山麓に分布する神社、信仰関係遺跡、湖沼・湧水の沿岸、展望地点等の構成資産からの山体・山頂への展望が阻害されることがないように、個々の構成資産の周囲に適切な範囲の緩衝地帯を設定する。
- ③緩衝地帯の範囲は、個々の構成資産の規模・形態・立地に応じて定めることとし、必要に応じて複数の構成資産を包含する緩衝地帯の範囲について検討する。
- ④既定の法律等による規制は、緩衝地帯の保全の基本的な仕組みとして十分であると考えられる。ただし、構成資産の立地・周辺環境によっては、緩衝地帯の追加的な規制方法について検討する。

12. 保存管理計画の策定状況

○個別構成要素に係る保存管理計画の策定状況

特別名勝富士山	山梨県	昭和 53 年	山梨県教育委員会策定 (平成 11 年、平成 18 年改定)
	静岡県	平成 18 年	静岡県教育委員会策定
名勝及び天然記念物白糸ノ滝		昭和 63 年	静岡県富士宮市教育委員会策定(平成 21 年から改定作業中)
名勝三保松原		平成元年	静岡県清水市教育委員会策定 (平成 4 年一部改定)
名勝日本平		昭和 58 年	静岡県清水市教育委員会策定 (平成元年改定、平成 16 年から第 2 回改定作業中)
特別天然記念物湧玉池		平成 21 年	静岡県策定
天然記念物及び名勝楽寿園(小浜池)		平成 21 年	静岡県策定

※上記以外の構成資産候補についても、保存管理計画を策定中である。

○資産全体の包括的保存管理計画の策定状況

二県学術委員会の下に包括的保存管理計画検討部会を、各県学術委員会の下に各県保存間管理計画検討部会を設置し、策定を開始している。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

(1)目標 必要な作業を進め、早期の登録を目指す。

(2)想定スケジュール

作 業 内 容	19 年	20 年	21 年 ～	前年	登録 年
暫定リスト登載	○				
○推薦書素案作成	○	○	○		
・類似資産との比較研究	○	○	○		
・資産(コア)の再確認	○	○	○		
・資産(コア)の国文化財指定等	○	○	○		
・包括的保存管理計画の策定	○	○	○		
・個別の保存管理計画の策定	○	○	○		
・バッファゾーンの検討、設定、条例制定	○	○	○		
・諸問題の検討	○	○	○		
推薦書提出、イコモス調査				○	
世界文化遺産登録					○

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

奈良県、明日香村、桜井市、橿原市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

遺跡

4. 資産の概要

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」は6世紀末から8世紀初めにかけての中国を中心とした東アジア文化圏における政治・文化等の価値観の重要な交流とこれをもとにした律令制等による新たな国家の形成過程をあらわす累代の天皇・皇族の宮殿をはじめそれに附属する苑地などの諸施設、我が国はじめての条坊制による本格的都城やその内外に営まれた諸寺院、当時の有力者の墳墓などの遺跡群であり、地下に重要な遺構・遺物が遺存する我が国の考古学的遺跡を代表するものである。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

＜取り組み状況＞

平成19年	1月	世界遺産暫定一覧表記載
	10月	登録推進協議会設立（現在まで3回開催）
平成20年	3月	専門委員会設立（6回開催）
	5月	資産の完全性の確保に関する検討会（3回開催）
	6月	サポート会議設立（5回開催）
	10月	世界遺産講演会（講師：モンペリエ大学パシジョン教授）
	12月	第3回サポート会議
平成21年	2月	世界遺産慶州歴史地区視察
	6月	第33回世界遺産委員会参加。
	9月	イコモス委員ジュリエット・ラムゼー氏「飛鳥・藤原」視察 サポート会議主催「世界遺産候補地を歩く」 ウォーキングイベント開催
	11月	シンボルマークの決定（公募6月～）
平成22年	2月	「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」世界遺産国際シンポジウム（予定）

<体制>

① 登録推進協議会

(会長：知事 副会長：明日香村長、橿原市長、桜井市長 委員：県及び市村教育長 他関係課長 事務局：奈良県文化課)

ワーキング会議

(事業内容に関する検討会。県及び市村関係課長により構成)

② 専門委員会

(考古学、古代史、都市史、都市計画・景観、地域づくりに関する学識者による委員会)

③ サポート会議

(NPO、地域住民を主体とした協働事業の実施 (構成：13 団体約 50 名 事務局：明日香村))

④ 資産の完全性の確保に関する検討会

(奈良文化財研究所、橿原考古学研究所等発掘調査機関を交えた資産の過不足に関する検討会)

6. 推薦に向けた課題

<課題 1>

「4.資産の概要」で記載した資産のテーマ設定により、評価基準(ii)、(iii)に基づく OUV の証明に関しての東アジア諸国の類似資産との比較検証及び完全性の確保のための資産構成の検討と個々の資産の考古学的知見の充実。



(対応)

昨年2月に専門委員会委員長とともに慶州歴史地区を視察し比較検証を行った。来年度は古代東アジア文化圏の中国、朝鮮、ベトナム等の世界遺産(暫定一覧表記載資産を含む)との比較研究のための文献調査等事業を実施するため予算要求している。

<課題 2>

資産の価値について海外への積極的な情報発信、海外のイコモス関係者等専門家を交えた資産評価の検討。



(対応)

第33回世界遺産委員会に参加しパンフの配布など資産価値の周知活動を行ったほか、海外からの専門家を招聘し現地視察を実施。平成22年2月にはオーストラリア及び中国の専門家を招き国際シンポジウムを開催する。また、平成22年度事業として国際専門家会議、フォーラムの開催のため予算要求している。

<課題 3>

地下遺構を主体とする資産の価値が現地で体感できる仕組づくり。



(対応)

平成 22 年度からの事業として、構成資産に係る解説板の充実を図るための予算要求をしている。具体的には海外からの来訪者のための多言語の解説、「飛鳥・藤原」のテーマ（東アジアの交流）を表現する「ゆかり」、地下遺構のもつ価値を理解するための遺構図・復元図、及び歴史展示の観点も踏まえた資料等が表示された解説板を順次設置する。設置にあたっては表示内容の歴史的考証やデザイン等歴史的風土景観に配慮するために専門家による検討会を設置する。

7. 基準の適用

(ii) 隋、唐による中国の統一国家の誕生に伴い、朝鮮半島の情勢も変わるなど東アジア世界が激動するなかで東アジア文化圏と呼ばれる世界が成立する。

このなかで我が国は外交的には自立を確保しながらこの文化圏に深く含まれ、遣唐使の派遣などにより政治制度としての律令制の導入、仏教の受容や様々な文化・技術等を積極的に摂取した。

このことは、飛鳥・藤原の遺跡群が伝える当時の設計理念、立地計画、構築技術をはじめ古墳に描かれた壁画等のなかに明瞭に示されている。

しかし、中国、朝鮮半島の影響を受けながらも、宮殿特に天皇が居住する建物については日本の伝統的な掘立柱による建築が行われ、宮の構造について朝堂院など儀礼執行空間の拡大が伴う変遷は独自に発展させたものである。また、古墳における前方後円墳、横穴式石室に見る巨石構造、天皇墓としての八角形墳など固有の形態、構造が確認できる。

この様に、「飛鳥・藤原」は東アジア文化圏の交流のなかで価値観を周辺諸国とともに共有しつつ固有の価値観の維持、発展がみられる希有な事例である。

(iii) 「飛鳥・藤原」の遺跡群は木造建築の遺構を主体とすることから、地上に可視的な痕跡を残すことが稀な、地下に重要な遺構・遺物が遺存する我が国の考古学的遺跡の価値・特質を代表するものである。

これらは飛鳥・藤原の地がその後再び我が国の政治・経済・宗教の中心地となることがなかったことから、我が国はじめての宮殿・寺院、宮都の関連施設として整備された水時計や工房等施設の遺跡群は歴史的変容を受けず、今なお良好に遺存され、東アジア文化圏を特徴づける律令制による政治制度の確立や仏教の受容による新たな国家（「日本」）の形成過程を明瞭に示している。

さらに、「飛鳥・藤原」の時代に生まれた律令は国家の基本法として以

後千年にわたり存続し、官僚制等政治機構の原点として現代日本政治の基層をなし、仏教等の宗教・思想はそれまでの自然物崇拜等に加え現在の日本人が共有する精神態様の基本的素材として、精神文化、生活様式の基盤のひとつとなった。

また、新たな国家形成の過程のなかで、前代の古墳文化が倭国と呼ばれた首長連合の国家体制を象徴する前方後円墳の消滅にはじまる変容と終焉を迎える。「飛鳥・藤原」の多様な形態と構造をもつ古墳群は、今は失われた古墳文化の終末期の有様を明瞭に示す事例である。

8. 真実性／完全性の証明

○評価基準（ii）にかかる真実性、完全性の証明について

真実性：東アジア文化圏における意匠の影響や交流の明瞭性が以下の事例のとおり実証されている。

- ・ 中国の政治統治の思想が反映された宮都遺跡における大極殿の建設、正方位をとる建物配置、都城構造（条坊制）
- ・ 中国由来の天文思想、四神思想、神仙思想が反映された古墳における立地や壁画、亀形石槽等の石造物、大和三山に囲まれた藤原宮の立地（三山鎮護の思想）。仏教思想が反映された寺院の伽藍配置。
- ・ 朝鮮半島からもたらされた土木、建築等技術が反映された寺院等の礎石瓦葺建築、版築工法。

完全性：東アジア文化圏における交流が全体として示されているか、資産構成について現在検討中であるが、物理的にはそれらは地下遺構として良好な状態で保たれている。

○評価基準（iii）にかかる真実性、完全性の証明について

真実性：建築物等の痕跡だけが残る遺構は、土器や瓦及び木簡などの文字資料等豊富な出土遺物とともに精緻な調査が行われ、「日本書紀」等の文献史料の研究も併せ、今は失われた宮殿等建築物の構造、機能、用途等を明確にしている。これにより我が国ではじめて確認された宮殿跡や宮を中心とした付属施設がそれぞれ機能を分掌し全体として宮都の機能を果たした宮都空間が飛鳥にはじめて誕生し、それが本格的な条坊制都城としての藤原京に発展する宮都の形成過程が判明している。また古墳について、多様な石室構造、墳形及び出土遺物である土器による編年により、変容と終焉の過程が明確となっている。

完全性：資産構成については現在検討中であるが、宮とその関連施設である宮都エリア及び古墳による奥津城エリアにより「飛鳥・藤原」の価値を証明する高い考古学的価値を有する地区が現在含まれている。

9. 類似資産との比較研究

○「慶州歴史地区」視察

日 程：平成21年2月17日～19日

参加者：木下正史 専門委員会委員長 他県市村担当者

面談者：慶州市文化財課長、国立慶州文化財研究所長・学芸研究室長

比較検証の概要

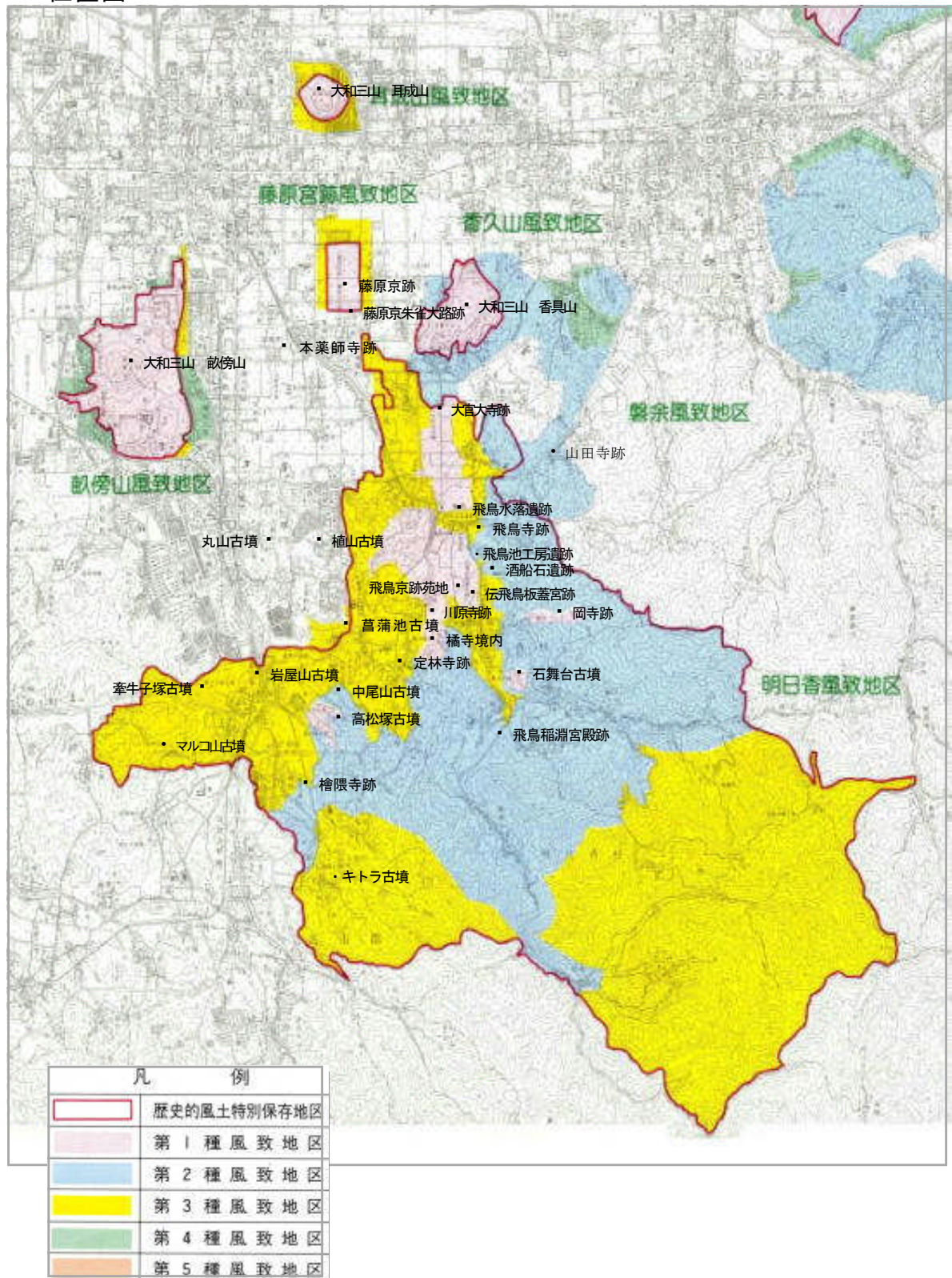
- ・ 慶州歴史地区も評価基準(ii)によるものの、提案書にみるかぎり中国など東アジアの交流の観点からの証明はなされていない。
- ・ 慶州は時代毎に特別の要衝の地としての役割を果たしたことから、各時期の文化を重要視し、慶州歴史地区は、先史・古代・高麗・朝鮮の各時代の多様な遺跡を含む。6世紀末～8世紀初めの東アジアとの交流とそれにもとづく新たな国家形成をテーマとする「飛鳥・藤原」とコンセプトが明らかに相違する。
- ・ 都城理念に明らかな相違が見られる。日本は中国を規範とする都城を出現させるが、慶州では都城の形成は既に存在する宮城を前提に後付けの状態で条坊による都市計画を配置するため、坊の規格が不統一であったり、区画道路も朱雀大路など等級的な格差をもって整備されず、さらに京内に歴代の陵墓をはじめとした古墳を含有する。
- ・ 「飛鳥・藤原」では道教的思想の反映を都城や古墳の造営に見ることが出来るが、慶州では資産のなかにその例証となる資産が存在しない。
- ・ 慶州では古墳のほとんどが墳形が円墳で、構造を積石木郭墓とする。「飛鳥・藤原」に見るような多様性とその変容の過程が明らかでない。

○ 類似資産比較研究基礎調査事業

事業年度：平成22年度実施予定

事業内容：同じ東アジア文化圏にあった中国、朝鮮、ベトナム等の類似の世界遺産（暫定一覧表記載資産含む）との比較研究のための情報収集、文献調査（委託事業）を実施。

10. 構成資産(コア・ゾーン)の整理表 位置図



資産の一覧

No.	名称	保護の主体	保護の種別	面積 (㎡)	所在
1	石舞台古墳	国指定	特別史跡	12,317	明日香村
2	高松塚古墳	国指定	特別史跡	913	明日香村
3	キトラ古墳	国指定	特別史跡	4,301	明日香村
4	川原寺跡	国指定	史跡	73,839	明日香村
5	大宮大寺跡	国指定	史跡	46,642	明日香村
6	牽牛子塚古墳	国指定	史跡	396	明日香村
7	中尾山古墳	国指定	史跡	987	明日香村
8	酒船石遺跡	国指定	史跡	31,464	明日香村
9	定林寺跡	国指定	史跡	17,163	明日香村
10	飛鳥寺跡	国指定	史跡	46,184	明日香村
11	橘寺境内	国指定	史跡	95,245	明日香村
12	岩屋山古墳	国指定	史跡	1,125	明日香村
13	伝飛鳥板蓋宮跡	国指定	史跡	9,308	明日香村
14	飛鳥水落遺跡	国指定	史跡	1,219	明日香村
15	飛鳥稲淵宮殿跡	国指定	史跡	12,750	明日香村
16	マルコ山古墳	国指定	史跡	2,735	明日香村
17	飛鳥池工房遺跡	国指定	史跡	19,981	明日香村
18	檜隈寺跡	国指定	史跡	7,611	明日香村
19	飛鳥京跡苑池	国指定	史跡・名勝	27,413	明日香村
20	岡寺跡	国指定	史跡	82,865	明日香村
21	山田寺跡	国指定	特別史跡	33,580	桜井市
22	藤原宮跡	国指定	特別史跡	594,428	橿原市
23	本薬師寺跡	国指定	特別史跡	18,991	橿原市
24	植山古墳	国指定	史跡	12,205	橿原市
25	丸山古墳	国指定	史跡	90,177	橿原市
26	菖蒲池古墳	国指定	史跡	99	橿原市
27	藤原京朱雀大路跡	国指定	史跡	6,097	橿原市
28	大和三山	国指定	名勝	640,483	橿原市

11. 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

(P 6 位置図参照)

- ・ 古都保存法による規制

古都保存法（昭和41年）に基づき明日香村の全村域及び橿原市の一部が「歴史的風土特別保存地区」に指定。（明日香村は明日香法（昭和55年）に基づき、さらに第1種と第2種に区分）。住宅新築が基本的に地区指定時に宅地であり、現に存する建築物の建て替えのために行われるものに限定されるなど、建築、土地形質変更等の行為が「歴史的風土」の保存のため厳しく制限される。

- ・ 奈良県風致地区条例による規制

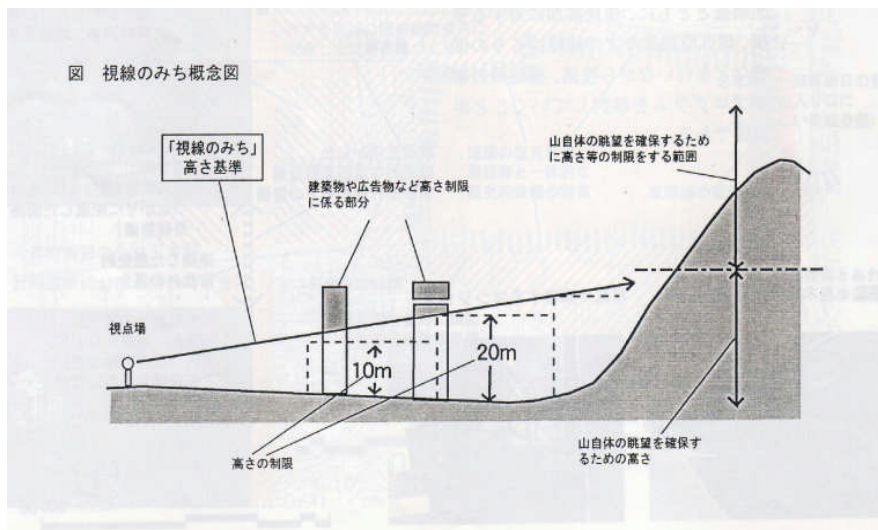
奈良県風致地区条例（昭和45年）に基づき明日香村の全村域及び桜井市、橿原市の一部が「風致地区」に指定。建築物の新築等において種別に応じて高さ、建ぺい率、緑地率等の基準や「風致保全方針」に基づく意匠、形態等の規制が行われるなど建築、土地形質変更等の行為が「周辺の風致と著しく不調和とならないよう制限される。

- ・ 橿原市景観計画、景観条例による規制

橿原市は景観法により全市域を対象とした景観計画を策定しており、古都保存法等上記規制の及ばない地域に関しても景観規制が行われている。市街地、自然、歴史的環境等地域特性に応じた景観形成方針と基準に基づき、建築物の形態、意匠、壁面等の色彩、土地形質変更の際の緑化等に係る景観誘導を行っている。さらに景観条例においては、重要な眺望景観の指定など、藤原宮跡を視点場とする大和三山の良好な眺望保全に向けた制度が設けられている。

- ・ 橿原市高度地区指定による高さ規制

藤原宮跡を視点場とした大和三山の眺望を確保するため橿原市高度地区において、下図に基づく建築物等の高さ規制が行われている。（視線のみち）



12. 保存管理計画の策定状況

(1) 個別資産に係る保存管理計画

① 明日香村

ア 現況：平成16年度に全村を対象にした史跡毎の個別保存管理計画をまとめて、史跡指定地・重要遺跡及びその周辺や周知の遺跡に分類し、保存管理区分や利活用方策も示されている。

イ 課題と対応方針：保存管理計画の見直し等協議会で検討する。

② 橿原市

ア 現況：構成資産毎の保存管理計画は未作成である。

イ 課題と対応方針：保存管理の方針、現状変更の許可及び整備活用の方針は、文化庁の意見を参考に、学識経験者等の指導、助言を得ながら、保存管理計画を作成することとしている。

③ 桜井市

ア 現況：史跡全体が国の所有であり整備も完了している。

イ 課題と対応方針：

文化庁の意見を参考に、保存管理計画を検討する必要がある。

(2) 包括的保存管理計画の見込

包括的保存管理計画については資産の構成、バッファゾーンの区域指定方針等を整理した上で、専門委員会での審議を踏まえ、関係機関と協議しながら策定する方向である。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5
登録条件整備	価値証明＜類似資産の比較検証、発掘調査＞→ 国際的な理解の促進＜国際専門家会議、シンポジウム、解説板等整備＞→ 史跡指定等手続き→ 提案・登録審査に向けた情報収集＜世界遺産委員会参加等＞→ 登録機運の醸成＜サポート会議等活動＞→			
提案手続	文化庁協議	提案書・管理計画策定提案	イコモス現地調査	世界遺産委員会審査

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

長崎県/長崎市、佐世保市、平戸市、五島市、南島原市、小値賀町、新上五島町

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、建造物群、遺跡(文化的景観を含む)

4. 資産の概要

日本におけるキリスト教は、天文18年(1549)のF. ザビエルによる布教開始以来、西日本で急速に広まった。特にポルトガルとの貿易港として開かれた長崎にはイエズス会の本部が置かれ、日本における布教の重要拠点として教会堂をはじめとするキリスト教文化が栄えた。天正10年(1582)には長崎から天正遣欧少年使節が出発し、教皇への謁見を果たして日本におけるキリスト教の定着をヨーロッパに知らせた。しかし、江戸幕府による禁教政策等のためキリスト教は厳しく弾圧され、宣教師やキリシタン26人の処刑事件(26聖人殉教事件)や島原・天草の乱が起こるに至った。こうしたキリスト教の定着や弾圧の歴史を物語る痕跡は、キリスト教関連史跡として今日まで継承されている。

禁教下においては、信徒は人里離れた浦々や島々に移り住み集落を形成し、また洗礼やオラショを伝承した。そしてその2世紀半以上の間に独特の文化的伝統が形成・継承され、明治期に入って禁教政策が解かれるまで信徒はその信仰を守り続けた。

長い弾圧の歴史を経た後に、短期間に建てられた教会群は、長崎県を中心とする、島嶼部や辺りな地域に数多く残り、それらは16世紀から継承されたキリスト教に基づく、独自の文化的伝統の存在を示すとともに、信仰を抑圧されてきた人々の解放と教会復帰の軌跡を現在に伝えている。また、教会群は外国人神父が伝えた西洋の建築技術と我が国の伝統的な建築技術の融合がもたらした質の高い造形意匠を良くとどめ、特色ある自然景観と相まって、貴重な文化的景観を形成している。

このように、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、日本におけるキリスト教の定着の歩みを示し、かつ国内外の建築技術の融合の見本であるのみならず独特の自然景観とも一体の優秀な文化的景観を形成し、「ヨーロッパとは異なる独自の文化を有する日本におけるキリスト教の伝来と受容の歴史を示す稀有な遺産」として、顕著な普遍的価値を有する遺産群である。

※ 上記は、平成19年に示された「世界文化遺産特別委員会における調査・審議結果」に、第7回長崎県学術会議で整理・合意されたOUVの考え方を加味して、長崎県が作成したものであり、県学術会議で正式に合意されたものではない。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) 取組状況

①「長崎県世界遺産学術会議」の開催：7回

第1回 H19.12.26	当面の構成資産候補として35資産を選定
第2回 H20.03.24	隣接県の資産の調査結果を検討
第3回 H20.08.03	「平泉」に係るイコモス勧告の検討、海外の類似資産の検討など
第4回 H20.11.30	適合する評価基準やOUVの明確化など
第5回 H21.02.08	構成資産候補を33資産へ変更(県内29、県外4)
第6回 H21.07.27	OUVの捉え方の軸を「東西文化の交流と文化的伝統」と決定
第7回 H21.11.15	OUVや評価基準適合の基本的な考え方を整理・合意
第8回	第7回会議の結果に基づき、構成資産等を議論予定

(注) H21. 07. 27 に県世界遺産アドバイザーとして学術会議委員6名とは別に2名が就任。

② 国際シンポジウム・意見交換会の開催：3回

開催日(開催場所)	主な講師等
平成19年 2月14日(長崎市)	パオラ・ファリーニ氏(ローマ大学教授) ほか
平成20年 3月23日(長崎市)	ムニール・ブシュナキ氏(イクロム所長) アブドゥルラースール・ヴァタンドゥスト氏 (イラン国立文化財研究所所長) ほか
平成21年 3月22日(長崎市)	ディヌ・ブンバル氏(イコモス カナダ事務局長) ユッカ・ヨキレット氏(イコモス アドバイザー) ほか

③ 専門家による現地視察と意見聴取 (主なもの)

視察日(視察場所)	専門家
平成19年 2月13日 (長崎市・外海地区)	パオラ・ファリーニ氏
平成20年 3月21日 (新上五島町、小値賀町)	ブシュナキ 所長、ヴァタンドゥスト 館長 斎藤・大和 筑波大学教授 ほか
平成20年 7月14日 (五島市)	岡田 国土舘大学教授
平成20年 9月1～2日(新上五島町、小値賀町)	稲葉 筑波大学教授 ほか
平成20年12月26日 (平戸市、佐世保市黒島)	岡田 国土舘大学教授
平成21年 2月 2日 (外海地区)	クリストファー・ヤング氏
平成21年 3月19～21日 (五島、小値賀、平戸、外海、長崎市)	ディヌ・ブンバル氏、ユッカ・ヨキレット氏
平成21年12月7日 (南島原市)	斎藤 筑波大学教授

④ 一般県民向けの周知・啓発シンポジウムの開催

- ・平成 19 年 10 月 7 日～平成 20 年 3 月 25 日にかけて県内5会場で実施

(2) 体制整備の状況

① 県及び市町の推進体制整備

- ・県 : H19.4.1 教育庁内に「世界遺産登録推進室」設置 (6名体制)
H20.4.1 知事部局に業務を移管 (現在9名体制。但し、「九州・山口の近代化産業遺産群」の業務担当も含む)
- ・関係市町: 平成 20 年 4 月までに、関係全市町において、専任組織の設置又は人員の増員を実施

② 県及び市町の連携促進 (各種会議等の開催状況)

- 世界遺産登録県市町調整会議 : 19回 (平成 19 年 4 月～)
 - ・目的: 県と関係市町の意見集約・意思統一を図るとともに、各種共同事業等の調整を行う。
- 長崎県世界遺産登録推進会議 : 1回 (平成 19 年 10 月 24 日)
 - ・目的: 知事と関係市町長の情報共有や県市町の歩調を合わせた取組の促進
- 長崎県世界遺産登録推進本部会議 : 3回 (平成 19 年 11 月～)
 - ・目的: 世界遺産登録推進を目的として、県庁内関係各部局の緊密な連携を確保 (知事が本部長)

6. 推薦に向けた課題

(1) 国文化審議会提示 共通課題

- ア. 国内外の同種資産との比較研究を行い、本資産が持つ顕著な普遍的価値を確実に証明すること。

【対応状況】

「長崎県世界遺産学術会議」や国内外の専門家との意見交換会 (国際シンポジウムを含む) を開催し、国外の類似資産との比較を行いながら OUV の明確化を進めており、第7回学術会議の結果として、「ヨーロッパとは異なる独自の文化を有する日本におけるキリスト教の伝来と受容の歴史を示す稀有な遺産」との考え方が示されている。

- イ. 資産全体の完全性を満たすために、構成資産に過不足がないか否か再確認すること。

【対応状況】

現在までに7回開催した「長崎県世界遺産学術会議」の中で、資産全体の完全

性の観点から構成資産の選定を進めており、現在、県内資産29件、県外資産4件を構成資産候補として検討している。(参考:暫定一覧表登録時の資産数 20)

ウ. 個別の構成資産について、重要文化財及び史跡等への指定又は追加指定、重要文化的景観又は重要伝統的建造物群保存地区への選定又は追加選定を行い、確実な保護の措置を講ずること。

【対応状況】

暫定一覧表登録後、構成資産候補2件が国指定重要文化財に指定された(大野教会堂、江上天主堂)。

また、県内6地区において重要文化的景観の選定に向けた取り組みを行っているが、「平戸島の文化的景観」については先般重文景選定の答申がなされた(H22.12.11)。他の5件については引き続き保存調査を実施し、価値付け等が整理され次第、順次選定申し出を予定。

なお、今後、構成資産の選定をすみやかに行うが、国未指定の建造物・史跡及び国未選定の重要文化的景観等の構成資産候補については、早急な国指定・選定が必要である。そのため、文化庁調査官による調査は概ね終了しているが、文化庁から示された課題について早急に解決を図り、国指定の申請及び申出を行うことで、早期登録につなげていく。

エ. 資産の全体を対象とする包括的保存管理計画を定め、一体的な保全を図るべき周辺環境の範囲及びその保全手法、開発・観光等の側面から将来的に想定される資産への負の影響の防止対策、適切な公開・活用等の方針、保存管理の在り方について示すこと。

【対応状況】

平成22年度から、関係市町ごとに資産の保存と活用の具体的方針や事業計画を定めた市町版マネジメントプランの策定に着手し、マネジメントプランを踏まえた、包括的保存管理計画を策定し、適切な資産の保全と適切な公開・活用等を図っていくこととしている。

オ. 包括的保存管理計画の下に、個別の文化財について保存管理計画(史跡等の保存管理計画、重要文化財の保存活用計画、重要文化的景観又は重要伝統的建造物群保存地区の保存計画)を策定し又は整理すること。

【対応状況】

- ・建造物については、国指定重要文化財、県指定有形文化財(建造物)の保存活用計画の策定をほぼ終了し、平成22年2月に文化庁へ提出。
- ・国指定史跡の保存管理計画は現在策定中であり、整備計画についても引き続き策定予定。
- ・重要文化的景観については、答申済みの1件についてはすでに策定済み。他の5件については、現在、国の補助を受け保存調査を実施中であり、終了後保存管理計画の策定を予定。

(2) 国文化審議会提示 個別課題

ア. キリスト教関連資産の文脈の下に評価が可能な隣接県の事例を資産構成に含めることについても、検討することが必要である。

【対応状況】

熊本県(天草市、苓北町)、福岡県(大刀洗町)、佐賀県(唐津市)に「長崎県世界遺産学術会議」への出席を呼びかけるなど、関係県・市・町と緊密な情報交換を行いながら資産の検討を進めている。

イ. 信仰の基盤となった生業・生活の在り方を継承し、その後の時間的経過の中で変容を遂げた集落及び墓地等をはじめ、周辺の農地・海域までも視野に入れつつ、各構成資産の範囲について検討することが必要である。

【対応状況】

現在、重要文化的景観の保存調査(国補助事業)等を通して、地域の特性や景観資源、景観構造等を調査中であり、その結果をもとに、資産の範囲や緩衝地帯の範囲を検討する。なお先般重文景の選定答申を受けた「平戸島の文化的景観」については構成資産としての範囲の具体的な検討に今後着手。

7. 基準の適用

○評価基準 (ii)

大浦天主堂及び、島嶼部などの信仰を継承してきた地区に建つ教会堂等は、19世紀の「建築文化・建築技術」という価値観の交流を示すと共に、その底流にある16世紀から続く「キリスト教」という価値観の継承・存在を示すものである。

○評価基準 (iii)

長崎の教会群とキリスト教関連遺産は、国家的な禁教・鎖国によりローマ教会との直接の交流が絶たれたなかで、信徒が信仰を継承するために形成・継承された独特の文化的伝統が長期にわたって存在し、現在も一部存在することを示すものである。

※評価基準(vi)については、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の歴史全体を俯瞰した価値を検討する中で、信徒発見や二十六聖人殉教事件、さらには島原の乱等の位置づけを明らかにしていくことで、引き続き適合の可能性を検討していく。

8. 真実性／完全性の証明

構成資産については暫定一覧表に登録された後、隣県の資産を含め、県内全域で再検討を行い、現在、有識者で構成する「長崎県世界遺産学術会議」などにおいて精査を行っている最中である。

構成資産の精査に当たっては、資産の顕著な普遍的価値を証明するために必要であることに加え、資産の真実性や完全性の条件を満たすことを常に念頭に置いて作業を実施している。

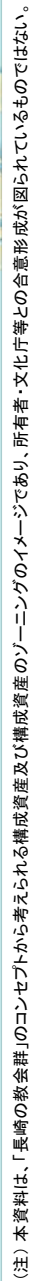
9. 類似資産との比較研究

「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」は、独自の発展を遂げた一つの文化圏におけるキリスト教の伝来と受容を示す稀有な遺産として、顕著な普遍的価値を有すると考えられる。

これまでに、

- ・17～18 世紀の木造教会として知られるチリの「チロエの教会群〔基準(ii)(iii)〕」、
 - ・東西文化交流の事例である「マカオ歴史地区〔基準(ii)(iii)(iv)(vi)〕」、
 - ・現存する文化的伝統の事例である「サン・マリノの歴史地区とティターノ山〔基準(iii)〕」、
 - ・キリスト教にかかわる生活文化等の諸要素を構成資産に取り込んだ事例である「アッシジ、聖フランシスコ聖堂と関連遺産群〔基準(i)(ii)(iii)(iv)(vi)〕」
- などについて、イコモスの評価結果等の分析に基づき検討を進めている。

引き続き、国外の類似の資産や、日本と同じ文化圏に属する東アジアにおけるキリスト教受容のあり方や文化的伝統、教会堂等の文化遺産などについても比較研究を行い、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の持つ顕著な普遍的価値を明らかにしていく。



・資産の一覧（構成資産候補一覧）

県内資産

No.	資 産 名	保護の 主 体	保護の種別	面積 (m ²)	文化庁 調査状況
1	大浦天主堂	国	国 宝		
2	旧羅典神学校	国	重要文化財		
3	旧大司教館		未指定		調査済
4	旧伝道師学校跡		未指定		調査済
5	開国後のキリスト教信仰と布教の拠点		未指定		調査済
6	日本二十六聖人殉教地	長崎県	史 跡	5,898	調査済
7	外海の文化的景観		未選定		保存調査中
8	旧出津救助院	国	重要文化財		
9	出津教会	長崎県	有形文化財		調査済
10	大野教会堂	国	重要文化財		
11	吉利支丹墓碑	国	史 跡	20	
12	日野江城跡	国	史 跡	115,992	
13	原城跡	国	史 跡	411,096	
14	黒島の文化的景観		未選定		保存調査中
15	黒島天主堂	国	重要文化財		
16	田平天主堂	国	重要文化財		
17	平戸島の文化的景観	国	重要文化的景観		答申済み
18	中江ノ島		未指定		調査済
19	宝亀教会	長崎県	有形文化財		調査済
20	小値賀の文化的景観		未選定		保存調査中
21	旧野首教会	長崎県	有形文化財		調査済
22	上五島の文化的景観		未選定		保存調査中
23	青砂ヶ浦天主堂	国	重要文化財		
24	頭ヶ島天主堂	国	重要文化財		
25	大曾教会	長崎県	有形文化財		調査済
26	下五島の文化的景観		未選定		保存調査中
27	江上天主堂	国	重要文化財		
28	旧五輪教会堂	国	重要文化財		
29	堂崎教会	長崎県	有形文化財		調査済

県外資産

1	今村天主堂（福岡県）	福岡県	有形文化財		
2	富岡吉利支丹供養碑（熊本県）	国	史 跡		
3	崎津の文化的景観（熊本県）		未選定		保存調査中
4	大江の文化的景観（熊本県）		未選定		保存調査中

11. 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

◇緩衝地帯の設定

重要文化的景観の保存調査(国補助事業)等を通して、地域の特性や景観資源、景観構造等を調査中であり、その結果をもとに、平成22年度から資産の範囲や緩衝地帯の範囲の具体的な検討に着手する。

◇景観条例等の策定

関係5市2町のうち、2市2町において景観条例等を策定済み。残り3市においても現在策定中。(平成20年度より、市町が策定する景観計画の策定経費については1/2又は、1/3を県が補助する制度を設けている)

◇「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」の施行(平成20年3月25日)

構成資産周辺地区を「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」、「自動販売機設置届出地区」に指定し、快適環境の保全と創造を図っている。

◇公共事業への配慮

構成資産の周辺での公共事業については、景観への配慮が必要なことから、公共事業実施部局の地方機関や本庁と市町が協議を行い、公共事業の方針を、①修景が必要なもの、②修景が必要ないもの、③事業計画の見直しが必要なものに分類し、修景が必要なものについては、有識者で構成する「長崎県公共事業等デザイン支援会議」において修景の助言を行っている。なお、景観への配慮した公共事業を行う体制を確立するため、県において世界遺産登録に向けた「公共事業あり方ガイドライン」を平成21年度中に策定予定。

12. 保存管理計画の策定状況

- ・建造物の保存管理計画の策定にあたっては、県から関係市町に対してモデル案を提示し、市町で策定。構成資産のうち国指定重要文化財、県指定有形文化財については策定はほぼ完了し、平成22年2月に文化庁へ提出。
- ・国指定史跡(日野江城跡、原城跡、吉利支丹墓碑)の保存管理計画については、南島原市が平成21年度中に策定予定。また、整備計画についても保存管理計画に引き続き平成22～23年度にかけて順次策定予定。
県指定史跡、未指定史跡の保存管理計画は、国指定史跡に指定後、国の補助を受けて関係市町が策定予定。
- ・重要文化的景観は、「平戸島の文化的景観」(平戸市)について、平成21年12月11日、文化審議会より重要文化的景観に選定するよう答申を受け、すでに保存計画を策定している。その他についても、国の補助を受けて関係市町が保存調査を実施中であり、引き続き保存管理計画を策定予定。
- ・なお、市町が策定する個別保存管理計画の策定経費については、1/2を県が補助する制度を設けている。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

区 分	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度		登録2年前	登録前年
推薦書の 作成・提出	推薦書作成(本文・図面等、翻訳等)、 暫定版提出国内史料調査、建造物調査 など 県学術会議・県				提出	イコ モス 調査
					登録予定年の2 年前の2月1日 までに提出	
				国際会議・国際シンポジウム		
構成資産 の決定	県学術会議・県	構成資産の選定(決定)				
	県	国指定・選定の推進(県指定→国指定)				
	県	国指定・選定の推進(新規)				
	市町	重要文化的景観の保存計画策定 (国補助)等(域内住民の合意等含む)				
保存管理 計画策定	県	包括的保存管理計画の策定				
	市町	個別保存管理計画の策定				
緩衝地帯 の設定	県・市町	緩衝地帯の検討・設定				
	市町	景観計画・景観条例等の制定				
類似資産 との比較 研究	県	類似資産との比較研究				

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

道県名	市 町 名
北海道	函館市、伊達市、森町、洞爺湖町
青森県	青森市、八戸市、つがる市、外ヶ浜町、七戸町
岩手県	一戸町
秋田県	鹿角市、北秋田市

3. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

適用種別	遺跡
文化的景観の有無	無

4. 資産の概要

我が国は、四方を海に囲まれ、豊かな自然に恵まれた美しい国土を有し、四季の変化に富んでいる。自然がもたらす四季折々の豊饒は、太古から人々の生活を支え、日本列島において独自の文化を花開かせた。

北海道・北東北は特に豊かな自然に恵まれた地である。世界自然遺産白神山地は、地球上に残された最大級のブナ原生林を有し、太古の昔から変わらぬ自然が保全されている。このブナ原生林は縄文時代に形成されたとされ、それを母なる森としながら、日本列島の北の大地に、我が国の文明の扉を開いたと言ふべき縄文文化が育まれた。

縄文文化は、完新世の温暖湿潤の気候のもとで成立した生態系の中で、自然との共生のもと約1万年もの長きにわたり営まれた、高度に発達、成熟した定住的な、採集、狩猟、漁労文化であり、我が国の歴史の大半を占めるものである。ヨーロッパや大陸の先史文化と比較すると、本格的な農耕と牧畜を持たず、新石器時代の文化としてはきわめて特徴的な様相を呈している。

世界に先駆けて土器を生み出した縄文文化では、森や海、河川の豊かな資源を利用するための技術や道具類も飛躍的に発達し、石鏃や石匙など特有のものを生み出した。これらの多くは素材を変えながらも現代においても使用され、我が国のさまざまな産業の発展の礎を築いたものと言える。

定住化が進み、各地に集落が出現し、集落や地域社会を支えるための祭祀なども活発に行われ、地域社会の成熟が進む一方、遠方との交流も進み、列島規模での人や物の移動、情報の伝達が積極的に行われた。また、漆の利用など工芸的な技術も新たに開発されるとともに、精神性の豊かさを示す土偶など、縄

文文化独自の要素も生まれた。

日本列島では、弥生時代以降本格的な稲作農耕が定着してもなお、縄文文化の伝統が根強く残り、現代に至るまで縄文文化に起源や系譜を求めることのできる伝統や文化的要素が数多く認められる。特に、縄文文化の自然の恵みを利用した食生活は伝統的な日本の食生活の原形である。さらに、自然と共生するという縄文文化の哲学というべき観念は、日本人の価値観や自然観の形成に大きく寄与するなど、日本の基層文化と言われ、現代社会の基礎となった。

北海道・北東北は、日本列島の中でも縄文遺跡が最も多く所在し、我が国最大級の縄文集落跡である特別史跡三内丸山遺跡や大規模記念物である特別史跡大湯環状列石を始め、縄文文化の様相を今に伝える遺跡の宝庫である。縄文時代草創期から晩期までの各時期にわたる学術的に重要な遺跡が数多く存在するとともに、多くの遺跡が特別史跡又は史跡に指定され、適切に保存されている。これらの遺跡は、安定、成熟した社会組織を具体的に物語る集落跡、当時の生業活動の内容を示す貝塚、祭祀や精神的な活動の拠点となった環状列石、有機質の情報が数多く埋蔵されている低湿地遺跡など、縄文文化の顕著な要素を含んでおり、しかも海岸部、内陸部、湖沼地帯、河川流域、山岳地帯などに立地し、生活文化や生業の在り方など多様な環境に適応し、自然との共生の典型的な姿と縄文文化の変遷を如実に示している。また、これらの遺跡の出土品の中には、美術工芸的にも優れ、国宝や重要文化財等に指定されているものも数多くある。

よって、北海道・北東北の縄文遺跡群は、我が国の歴史はもとより、人類史における狩猟採集社会の成熟した様相を顕著に物語るものであることから、人類共通の貴重な宝であり、世界文化遺産として未来に伝え、残すべきものである。

《構成資産》

遺跡の名称等		所在地	概 要
1	北黄金貝塚 (史跡)	伊達市 (北海道)	保存状態の良好な埋葬人骨や動物遺体が各種出土している貝塚遺跡
2	入江・高砂貝塚 (史跡)	洞爺湖町 (北海道)	周辺の自然環境、生活や生業、人類学的形質や葬法を顕す貝塚遺跡
3	鷲ノ木遺跡 (史跡)	森町 (北海道)	道内最大規模の環状列石
4	大船遺跡 (史跡)	函館市 (北海道)	大型の竪穴住居が特徴的な大規模集落跡
5	三内丸山遺跡 (特別史跡)	青森市 (青森県)	人々の縄文時代観にも大きな影響を与えたわが国を代表する遺跡
6	小牧野遺跡 (史跡)	青森市 (青森県)	大規模な土地造成と特異な配石によって構築された環状列石

7	是川石器時代遺跡 (史跡)	八戸市 (青森県)	漆・木製品の優品が数多く出土した集落跡。
8	長七谷地貝塚 (史跡)	八戸市 (青森県)	東北地方に数少ない早期の貝塚遺跡
9	亀ヶ岡石器時代遺跡 (史跡)	つがる市 (青森県)	「亀ヶ岡文化」の名称の由来ともなった代表的遺跡
10	田小屋野貝塚 (史跡)	つがる市 (青森県)	日本海側における数少ない貝塚遺跡
11	二ッ森貝塚 (史跡)	七戸町 (青森県)	東北地方有数の大規模貝塚遺跡
12	大平山元Ⅰ遺跡	外ヶ浜町 (青森県)	日本最古とされる約 16,500 年前の土器が出土した遺跡
13	御所野遺跡 (史跡)	一戸町 (岩手県)	焼失した土屋根住居が数多く確認されている大規模集落跡
14	大湯環状列石 (特別史跡)	鹿角市 (秋田県)	万座・野中堂の2つの大規模環状列石を主体とするわが国を代表する遺跡。
15	伊勢堂岱遺跡 (史跡)	北秋田市 (秋田県)	4つの環状列石を主体とする大規模な祭祀遺跡

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) 4道県共同による取組状況（専門家会議、シンポジウム等）

① 国際的合意形成促進事業の実施

大英博物館での「土偶展」（文化庁主催）の開催時期に、在英の考古学者等を対象に縄文文化を紹介する説明会を開催

開催期日：平成21年11月17日

場 所：ロンドン市内の公共施設

開催内容：基調講演・小林達雄氏（國學院大学名誉教授）

報 告・岡村道雄氏（奈良文化財研究所名誉研究員）

・岡田康博（青森県教育庁文化財保護課長）

② 縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会の開催

開催期日：第1回 平成21年9月21日（青森市）

第2回 平成21年12月25日（岩手県一戸町）

※平成21年度中にあと1回開催予定

開催内容：構成資産の現状把握、縄文文化のコンセプトの検討 等

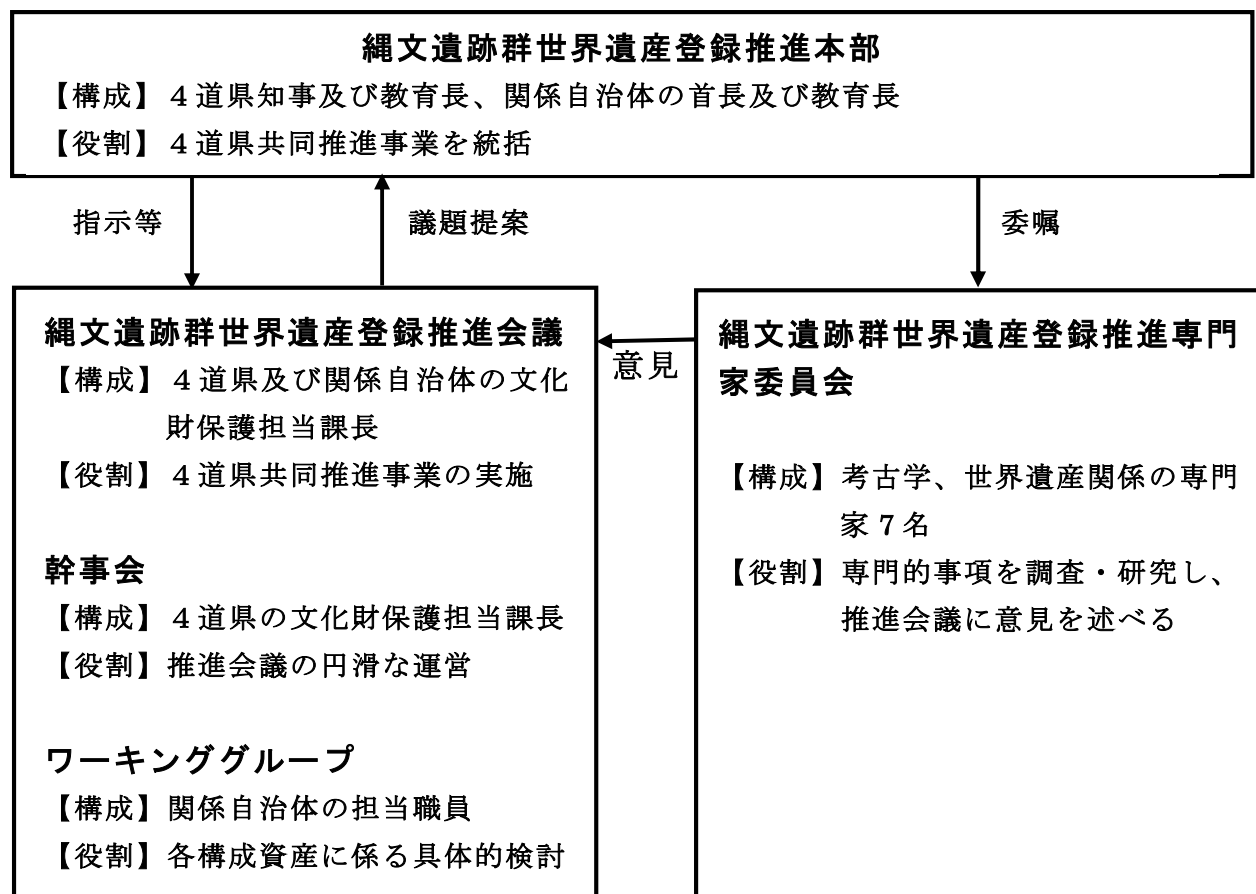
③ その他の取組

「北海道・北東北を中心とする縄文遺跡群」を紹介する4道県共通リーフレットを日本語版及び外国語版（英、仏、中、ハングル）で作成中

(2) 4道県共同推進体制の整備状況

① 4道県知事の協定書締結による共同推進体制を整備(平成21年6月1日)

《4道県共同推進体制図》



ア 縄文遺跡群世界遺産登録推進本部の開催

開催期日：平成21年10月19日（岩手県盛岡市）

開催内容：世界遺産登録の目標年度の決定 等

イ 縄文遺跡群世界遺産登録推進会議の開催

開催期日：第1回 平成21年9月3日（青森県青森市）

第2回 平成21年12月4日（北海道函館市）

開催内容：今後の取組方針、推進本部及び専門家委員会の運営 等

ウ 縄文遺跡群世界遺産登録推進会議幹事会の開催

開催期日：第1回 平成21年7月3日（青森県青森市）

第2回 平成21年7月15日（秋田県秋田市）

第3回 平成21年8月25日（岩手県盛岡市）

第4回 平成21年12月4日（北海道函館市）

開催内容：予算及び事業内容の協議、決定

推進会議、推進本部及び専門家委員会の運営 等

エ 縄文遺跡群世界遺産登録推進会議ワーキンググループの開催

開催期日：第 1 回 平成 21 年 8 月 10 日（青森県青森市）

開催内容：各構成資産の現状に関する資料の作成 等

② 関係自治体の体制整備の状況

- ア 北海道 教育委員会文化・スポーツ課文化財調査グループ内に専任職員 1 名を増配置（平成 21 年 4 月）
- イ 青森県 教育委員会文化財保護課内の「世界文化遺産登録推進プロジェクトチーム」の専任職員 4 名で対応
- ウ 岩手県 教育委員会生涯学習文化課の埋蔵文化財担当職員 2 名で対応
- エ 秋田県 教育委員会文化財保護室埋蔵文化財班を文化財保護室埋蔵文化財・世界遺産登録推進班に組織改正し、1 名増配置（平成 21 年 4 月）
- オ 関係 12 市町 教育委員会の文化財保護行政担当部署において担当

6. 推薦に向けた課題

（１）文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会提示の課題

① 他の地域の遺跡群を資産に含めることについて

文化庁の定める基本的方向性に基づき、専門家で組織する「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」の助言を得ながら、構成資産について検討を進め、世界遺産一覧表への記載推薦に向けて準備作業を進める。

② 顕著な普遍的価値に関する国際的合意形成を十分に図ることについて

平成 21 年 11 月 17 日にロンドンにおいて、縄文文化に関する説明会を実施したところであり、今後も国際的合意形成のための取組を推進するとともに、その効果的な実施方法等について、専門家で組織する「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」の助言を得ながら検討し、縄文遺跡群が持つ顕著な普遍的価値に関する国際的合意形成の推進に努める。

（２）個別課題（縄文文化に関するコンセプトの整理）

縄文文化の基本的な事項（定義）、縄文の価値や意義、北海道・北東北とする理由、構成資産の根拠、縄文文化の比較検討などについて、専門家で組織する「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」の助言を得ながら、縄文文化に関するコンセプトについて整理を進めている。

7. 基準の適用

世界遺産基準の適用については、専門家で組織する「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」の助言を得ながら、iii) の適用、iv) 及び v) の適用の可能性について整理する。

8. 真実性／完全性の証明

真実性／完全性の証明については、構成資産とする遺跡の検討と併せ、専門家で組織する「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」の助言を得ながら整理する。

整理に当たっては、奈良文書の研究や真実性／完全性に関する国際的な考え方等を整理し、構成資産とする遺跡の検討と併せて具体的に検討する。

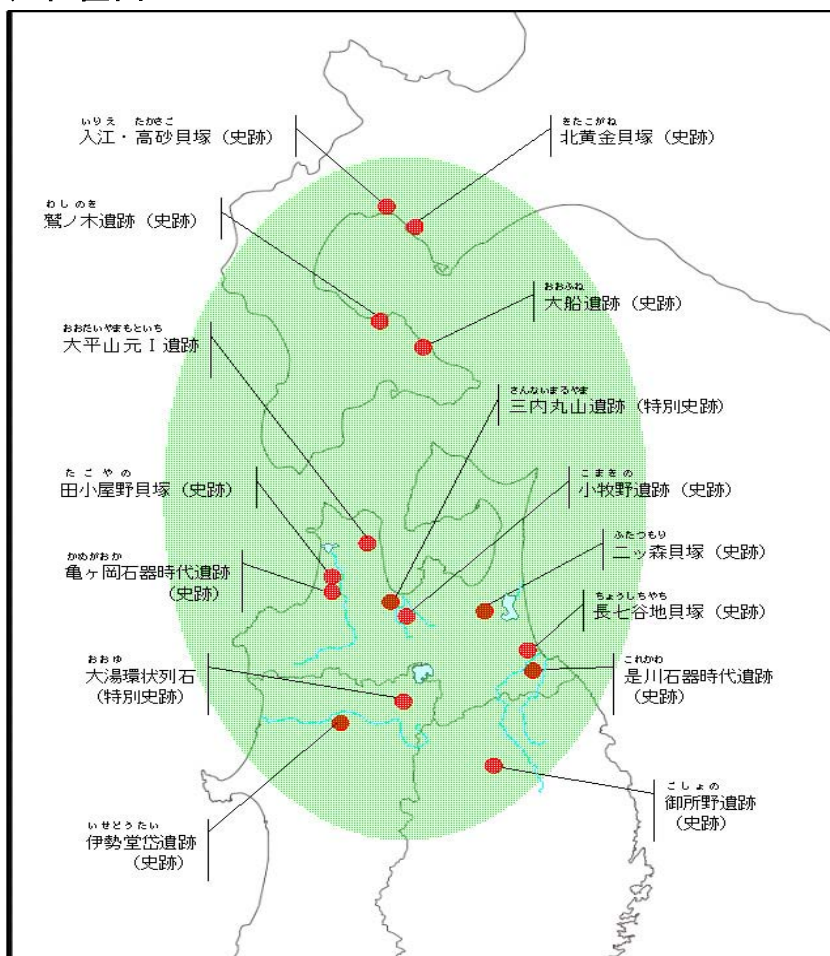
9. 類似資産との比較研究

世界遺産一覧表及び世界遺産暫定一覧表に記載されている資産のうち、縄文時代と同時期に区分される資産の内容を把握し、縄文文化と比較する場合の地域の範囲を明確化した上で、専門家で組織する「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」の助言を得ながら、地下に埋蔵された資産の類例との比較研究を具体的に行う。

現在、世界遺産一覧表に記載されている地下に埋蔵された資産の類例としては、平成4年（1992）登録のタイ王国の「バン・チェンの古代遺跡」（世界遺産基準iii）を適用）などが比較対象としてあげられる。

10. 構成資産（コア・ゾーン）の整理票

（1）位置図



(2) 資産の一覧

名 称	保護主体	保護の種別	指定地面積 (㎡)
北黄金貝塚	国	史跡 (1987 年指定、1996 年追加指定)	87,593.88
入江・高砂貝塚	国	史跡 (1988 指定、2002 年追加指定)	54,528.65
鷺ノ木遺跡	国	史跡 (2006 年指定)	2,720.50
大船遺跡	国	史跡 (2001 年指定)	71,832.03
三内丸山遺跡	国	史跡 (1997 年指定) 特別史跡 (2000 年指定)	243,340.11
小牧野遺跡	国	史跡 (1995 年指定)	87,632.61
是川石器時代遺跡	国	史跡 (1957 年指定、2004 年追加指定)	52,865.03
長七谷地貝塚	国	史跡 (1981 年指定)	29,579.00
亀ヶ岡石器時代遺跡	国	史跡 (1944 年指定)	38,887.99
田小屋野貝塚	国	史跡 (1944 年指定)	20,076.84
二ツ森貝塚	国	史跡 (1998 年指定)	35,551.00
大平山元 I 遺跡	未指定	指定に向けて確認調査実施中	
御所野遺跡	国	史跡 (1993 年指定、2006 年追加指定)	75,842.00
大湯環状列石	国	特別史跡 (1955 年指定、1990 年・1994 年・2001 年追加指定)	249,833.60
伊勢堂岱遺跡	国	史跡 (2001 年指定)	156,066.85

11. 緩衝地帯（バッファ・ゾーン）の位置と適用される規制の内容

本資産の個別構成要素は、北海道、青森県、岩手県及び秋田県の 4 道県にわたって広く点在的に分布するため、資産と一体をなす周辺環境の範囲及び保全措置については、個別構成要素ごとにそれぞれの特徴、整備状況及び周辺環境等に応じて適切に対応することが必要である。

このことから、バッファゾーンに関する考え方を研究・整理した上で、専門家で組織する「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」助言を得ながら、関係自治体の協力のもと具体的に検討する。

12. 保存管理計画の策定状況

(1) 個別構成要素に係る保存管理計画の策定状況

遺跡の名称	保存管理計画の策定状況
北黄金貝塚	平成 23 年度に保存管理計画を策定予定
入江・高砂貝塚	高砂貝塚の保存整備計画を策定中であり、同貝塚の保存整備が完了した段階で、入江貝塚とあわせ保存管理計画を策定予定
鷺ノ木遺跡	今後策定予定
大船遺跡	平成 21 年度までの大規模な整備の終了後、保存管理計画を策定予定
三内丸山遺跡	平成 10 年度に整備基本計画を策定済み

小牧野遺跡	平成 12 年度に整備基本計画を策定済み
是川石器時代遺跡	今後策定予定
長七谷地貝塚	今後策定予定
亀ヶ岡石器時代遺跡	平成 20 年度に保存管理計画を策定済み
田小屋野貝塚	平成 20 年度に保存管理計画を策定済み
二ツ森貝塚	平成 6 年度に整備事業計画を策定済み
大平山元Ⅰ遺跡	国史跡指定後に保存管理計画を策定予定
御所野遺跡	平成 7 年度に整備基本計画を策定済み
大湯環状列石	昭和 52 年度に保存管理計画を、平成 3 年度に環境整備基本構想を策定済み
伊勢堂岱遺跡	平成 18 年度に整備基本計画を策定済み

(2) 資産全体の包括的保存管理計画の策定状況

資産全体の包括的保存管理計画は、専門家で組織する「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」の助言を得ながら、平成 24 年度までに策定予定

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

準備内容	
平成 21 年度	【コンセプトの検討】 (1) 北海道・北東北の「縄文文化」の意義の検討 ① 縄文文化の特徴の整理 ② 北海道・北東北における縄文文化の特徴の整理 ③ 世界史的視点からの縄文文化の位置づけの整理 (2) 構成資産の性質・状態の整理
平成 22 年度 ～ 平成 24 年度	【顕著な普遍的価値の検証】 (1) 価値基準への適合性の検証 (2) 真実性・完全性の証明 (3) 類似資産との比較研究
	【構成資産の検討】 構成資産の設定
	【国内における万全の保護措置に関する検討】 (1) 資産の範囲の設定 (2) 緩衝地帯の設定
	【保存管理計画の検討】 (1) 包括的保存管理計画の策定 (2) 構成資産の保存管理計画の策定 世界遺産登録推薦書案の作成
平成 25 年度	国へ推薦書案を提出／国からユネスコ世界遺産委員会へ推薦書提出
平成 26 年度	イコモスによる現地調査
平成 27 年度	ユネスコ世界遺産委員会で審査・登録

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

九州・山口の近代化産業遺産群

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

○ 再提案時 (H19.12) の内容 6 県 1 1 市

福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 鹿児島県, 山口県, 北九州市, 大牟田市, 飯塚市, 田川市, 唐津市, 長崎市, 荒尾市, 宇城市, 鹿児島市, 下関市, 萩市

○ 提言書提出時 (H21.10) の内容 7 県 1 1 市

福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 鹿児島県, 山口県, 岩手県, 北九州市, 大牟田市, 中間市, 佐賀市, 長崎市, 荒尾市, 宇城市, 鹿児島市, 下関市, 萩市, 釜石市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物・遺跡・建造物群

4. 資産の概要

「九州・山口の近代化産業遺産群」は、シリアルに構成される日本の資産であり、1850 年から 1910 年にかけて築かれた近代化産業遺産とその社会的経済的背景を共有する同種の歴史的文化的範疇に属する構成資産から成り立っている。

初期の工業生産活動は国防への意識が強い動機付けとなった。従って、国内石炭資源を利用した製鉄、造船等の産業が日本の近代化の早期の段階における重工業の顕著なものとして主要な構成資産となっている。

これらは、東西文化の独特な交流を証言する、統一され一貫性のある記念工作物や遺跡の集合体であり、この東西文化の独特な交流が、後に日本を世界的な経済大国に押し上げる実質的な原動力となった技術発展をとおして日本の社会や経済を形作っていった。

シリアルノミネーションとして申請する正当性は、日本の近代化・工業化の過程が九州・山口地域内または関連する地域にまたがる一連の地域において、先駆的に進められたことにある。

19 世紀の半ば、欧米列強のアジア進出に対する脅威が警鐘となり、徳川幕府や西南雄藩は自力による西洋技術の導入を試行し、経験によって培われた在来技術を、輸入された蘭書による西洋の科学理論・技術に融合させた。

そこで得られた数々の試行錯誤の経験は、次に続くより積極的な西洋技術の円滑な導入、明治政府による殖産興業政策に多大な貢献をした。

九州・山口地方は、日本列島の最西端のアジア大陸に最も近接する位置にあり、古代から海外から文化と技術の門戸であった。世界に対する日本の窓口としての役割を果たした歴史的・地理的な要素が相俟って、工業国家日本を語る資産が九州・山口の地に集中したのである。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

5-1 これまでの取組

【平成20年度】

- ・ 平成20年9月26日、文化庁は5資産の暫定一覧表への追加を発表。「九州・山口の近代化産業遺産群」について、世界文化遺産暫定一覧表への記載が決定。
- ・ 平成21年1月12日、世界遺産登録推進協議会（以下「協議会」）主催のシンポジウムを鹿児島市で開催。（1月7日～11日、海外専門家による関連遺産調査を実施）
- ・ 平成21年1月13日、第1回専門家委員会を鹿児島市で開催し、鹿児島県、山口県の構成資産について検討。
- ・ 平成21年2月20日、第2回専門家委員会を北九州市で開催し、福岡県、熊本県の構成資産について検討。（2月12日～19日、海外専門家による関連遺産調査を実施）

【平成21年度】

- ・ 平成21年4月26日、協議会主催のシンポジウムを長崎市で開催。（4月16日～25日、国内外専門家による関連遺産調査を実施）
- ・ 平成21年4月28日、第3回専門家委員会を長崎市で開催し、長崎県、佐賀県等の構成資産について検討。
- ・ 平成21年9月11日、国内専門家委員会を東京で開催。コンセプトと構成資産について意見交換を実施。
- ・ 平成21年9月18日～24日、海外専門家による関連遺産調査。
- ・ 平成21年10月19日～21日、第4回専門家委員会を東京で開催し、委員会から協議会にコンセプト及び構成資産についてまとめられた提言書が提出された。
- ・ 平成21年10月22日、協議会主催のシンポジウムを東京で開催。

5-2 体制整備の状況

【協議会関係】

- ・ 平成20年10月29日、関係6県11市による世界遺産登録推進協議会を設置。
- ・ 平成20年12月22日、世界遺産登録推進協議会の下に国内専門家7名、海外専門家9名からなる専門家委員会を設置。
- ・ 平成21年8月6日、世界遺産登録推進協議会総会を福岡市で開催。佐賀市が新規加入し、世界遺産登録推進協議会の構成団体が6県12市となった。

【関係自治体関係】（平成21年1月暫定一覧表記載）

平成19年 4月	長崎県：世界遺産登録推進室
平成20年 4月	熊本県：文化課世界遺産登録推進班 長崎市：世界遺産推進室
平成20年10月	下関市：世界遺産登録準備室 萩市：世界遺産推進課
平成20年12月	鹿児島県：世界文化遺産登録推進室
平成21年 4月	福岡県：世界遺産登録推進室
	佐賀県：政策監グループ（文化創造・世界遺産推進担当）
	山口県：社会教育・文化財課（文化財保護班・世界遺産担当）
	宇城市：文化課世界遺産推進係
平成22年 1月	佐賀市：世界遺産調査室

6. 推薦に向けた課題

6-1 世界文化遺産特別委員会から示された課題

- ① 本資産がアジアにおける近代化成功のモデルを示すものであることの確実な証明
対応状況：平成 22 年度以降ワーキンググループを設置し、研究を行う。
- ② 非西洋地域、特に中国・韓国等における同種資産との比較研究
対応状況：平成 22 年度以降ワーキンググループを設置し、研究を行う。
- ③ 主題及び構成資産を九州・山口の地域に特化することの妥当性に関する検証
対応状況：専門家委員会の提言書（釜石市の橋野高炉も構成資産候補とすべき）を受け、平成 22 年度に国内の同時代の遺産との比較研究を行うとともに、世界遺産登録推進協議会による協議、文化庁との情報交換による検討を進める。

6-2 当提案特有の課題

I 稼働資産（企業が所有し、現在も生産活動が行われている資産）に関する課題

- (1) 該当資産
 - ・ 八幡製鐵所旧修繕工場（福岡県北九州市 所有者：(株)新日本製鐵）
 - ・ 八幡製鐵所遠賀川水源地ポンプ室（福岡県中間市 所有者：(株)新日本製鐵）
 - ・ 長崎造船所向島第 3 ドック（長崎県長崎市 所有者：三菱重工(株)長崎造船所）
 - ・ ハンマーヘッド型起重機（長崎県長崎市 所有者：三菱重工(株)長崎造船所）
 - ・ 三池港（福岡県大牟田市 所有者：(株)日本コークス鉱業（旧三井鉱山））
- (2) 資産が抱える課題
 - ① 所有者の同意：生産活動への制約の懸念があり、企業が同意に慎重
 - ② 国の文化財指定：稼働資産の国文化財指定について前例がなく、「企業活動に伴う改修」と「文化財保護」の調整が必要。
- (3) 対応状況
 - ① 専門家委員会の提言書を踏まえ、関係県・市において所有者との協議を継続中。
 - ② 文化庁調査官による現地調査等、各文化財の価値付けのための調査を実施。今後稼働資産の国文化財指定の可能性及び保存管理のあり方について文化庁と協議を実施予定。

II 国営資産に関する課題

- (1) 該当資産
六連島灯台（山口県下関市 所有者：海上保安庁 第七管区海上保安本部）
- (2) 資産が抱える課題
 - ① 国指定文化財については、文化庁と未協議。
 - ② 文化財指定には所有者の同意が必要であるが、現状変更等(灯台機能の維持・向上のための修理、改築等)に係る制約や、文化財保存のための経費も嵩むことが懸念される。
- (3) 対応状況
 - ① 下関市の角島灯台については、文化庁と指定に向けて協議中であり、六連島灯台についても、今後、併せて協議する。
 - ② 所有者に対しては、今後、保存管理上の課題を整理したうえで、同意について理解を得るよう協議する。

Ⅲ 万全の保護措置の検討が必要な資産に関する課題

(1) 該当資産

端島炭坑（長崎市）

(2) 資産が抱える課題

- ① 主題の時代を明らかにする物証を明確化し、どのような法的保護を図ることが可能か探る必要がある。
- ② 保存の手法が課題であり、文化財保護法の観点との合致が必要となる。

(3) 対応状況

端島の文化財としての価値を見極め、保存のあり方を検討するため、平成 22 年度に国内の専門家による調査検討委員会を設置し、専門家委員会の議論と平行して議論を重ねていく予定。

7. 基準の適用

「九州・山口の近代化産業遺産群」は、以下の 3 つの評価基準を満たし、顕著な普遍的価値を有すると考えている。

ii) 人類の価値の重要な交流

「九州・山口の近代化産業遺産群」は1850・1910年間における西洋文化から東洋文化への技術移転のユニークな過程や反響を証言する一貫した一連の有形資産群である。これは後に重工業の基盤を提供し、日本を世界的な経済大国に押し上げる原動力となった技術の発展を通して、日本の社会・経済を形作った。

アヘン戦争での中国の敗北、ペリーの江戸湾への来航（黒船来航）を契機に、徳川幕府と諸藩、とりわけ薩摩、佐賀、萩（長州）の西南雄藩は大きな変化に直面せざるを得なくなった。西南雄藩は経験によって培われた在来技術を、最初は蘭書の模倣やそれに続く応用を通して導入されたヨーロッパの科学理論・技術に融合させた。数々の試行錯誤の経験の中で集積された技術的専門知識は、次の段階のより積極的な西洋技術の円滑な導入に多大な貢献をし、明治以降、即戦力のある機械導入に伴い来日したお雇い外国人技術者による知識移転、そして日本人専門家の海外国内での訓練・育成へと繋がった。

iii) 現存する文化的伝統

「九州・山口の近代化産業遺産群」は、アジアの小国日本に現在も息づく、最先端の産業文化の伝統を証言するものとして、ユニークで例外的なものである。

日本の伝統的社会組織や、製鉄、窯業、建設業など高度に熟練した技術の存在は、近世末から近代初頭における類まれなる変化が生まれるきっかけとなり、今日においても世界の技術の最前線において、革新的な新製品や新産業を生み出し続けている。

九州の重工業に端を発する三菱や三井などの大企業は、今や世界的ブランドであり、国内においても確固たる地位を獲得している。しかし、その変革がいかなるものであったかを理解しようとするれば、19世紀後半に目をむける必要がある。

iv) 人類の重要な歴史を物語る技術的な集合体

「九州・山口の近代化産業遺産群」は、人類の急激な変化の時代を表す、技術的な集合体の卓越した例である。

主要な構成資産は、国防上の理由から発展した近代重工業の包括的な遺産群によって成り、具体的には 1850-1910 年間の鉄鋼業、造船業、石炭産業の資産である。この遺産群の全体的な価値に欠かせないのは、急激な変化の最初の段階また変化している間に存在したユニークな文化的背景の証左である技術的かつ文化的な遺産であり、それらの遺産が含まれることは、ヨーロッパから始まった工業化の波が、世界を半周した隔絶された島国へ伝播したという人類の歴史上の先駆的かつ意義深い段階を描くことになる。

8. 真実性／完全性の証明

○ 真実性

「九州・山口の近代化産業遺産群」の構成資産候補は、形態や意匠において良好な状態で保存されており、一連の資産群として人類の発展で重要な段階の一つである日本の工業化初期の価値を示すための真実性が担保されている。

既に国の文化財指定されている遺産については、調査に基づき価値の真実性は確実に伝達されている。未指定の文化財についても真実性は確実に伝達されていると考えられるが、今後の調査の過程において「世界遺産条約履行のための作業指針」第 82 項に示された属性に基づく分析をとおして裏付けを行う。

○ 完全性

「九州・山口の近代化産業遺産群」は 1850 年から 1910 年に至るまでの相互に関連を有する重工業関連遺産及び社会的経済的背景を示すものとして最も代表的な 8 つのエリアから成り立っている。

各エリアは日本の工業化初期を表す異なる分野の構成資産が混在しており、個々のエリアではなく、各エリアが統合されて初めて構成要素の完全な関係を示唆し、工業国家として日本が台頭したことへの全体の理解へ繋がる。

開発による負の影響については、今後保存管理計画の下で対策を明示することとしているが、利用可能な土地が限定され、開発が集中している日本の産業発展の特異性について、若干の注釈が必要と考えられる。

9. 類似資産との比較研究

未実施。平成 22 年度から実施予定。

○ 国内類似資産との比較研究

平成 22 年度にストーリーとの関連性、遺産の完全性・真実性等の観点から国内の類似遺産との比較研究を実施し、構成資産候補及び地域の妥当性について検証予定。

○ 国外類似資産との比較研究

既に世界遺産一覧表に記載されている文化資産及び各締約国が暫定一覧表に記載している文化資産のうち、構成資産に近世末から近代初頭の製鉄、造船、石炭産業に関連する遺産が含まれる資産を抽出し、比較研究を実施する予定。

その他、歴史的背景の比較研究として、平成 22 年度に主に中国、インドとの比較研究を通し、アジア地域における日本の近代化の独自性について検証予定。

10. 構成資産(コア・ゾーン)の整理表

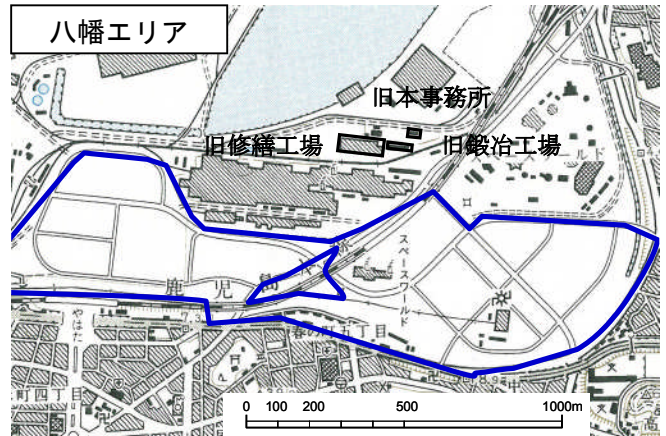
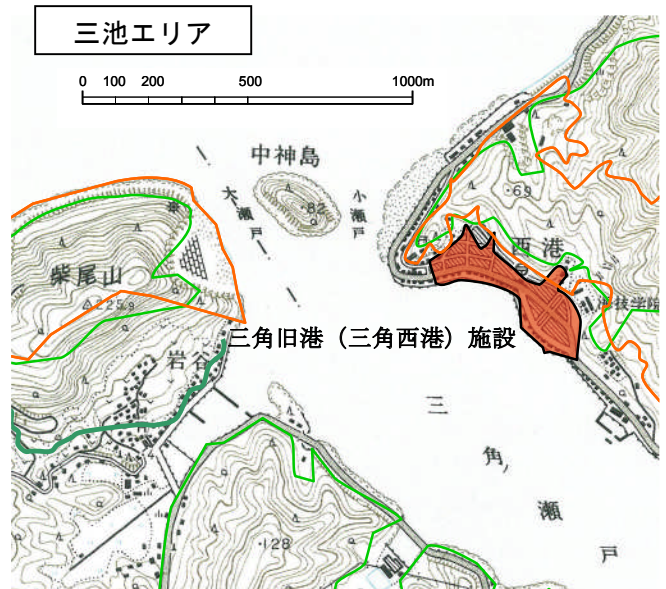
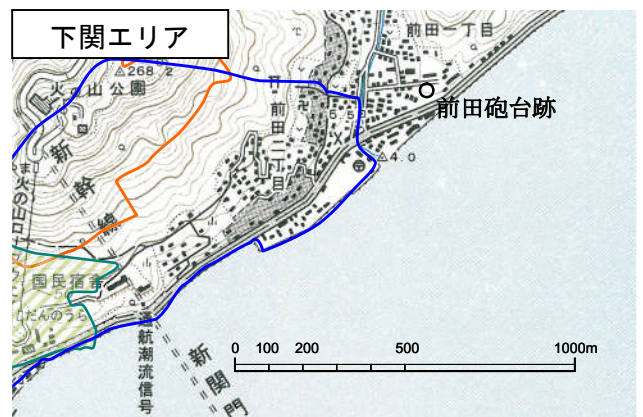
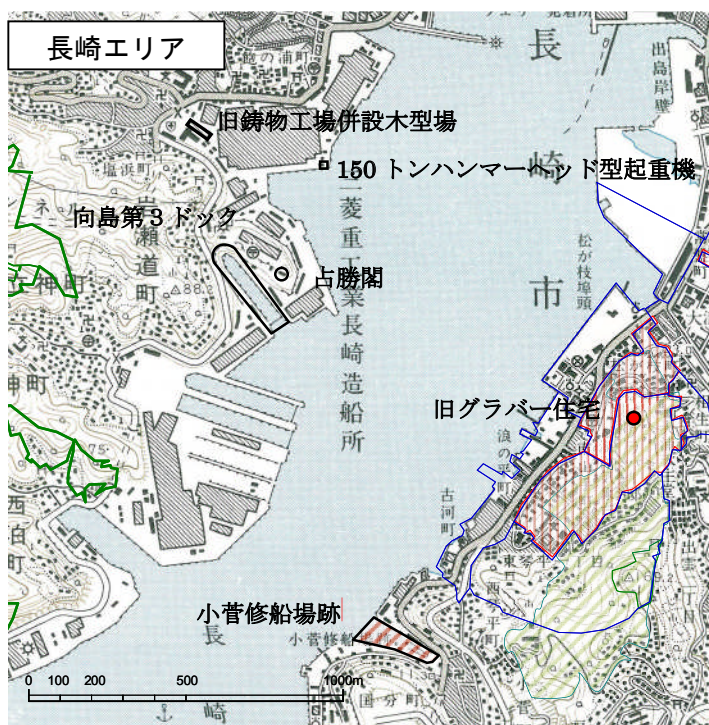
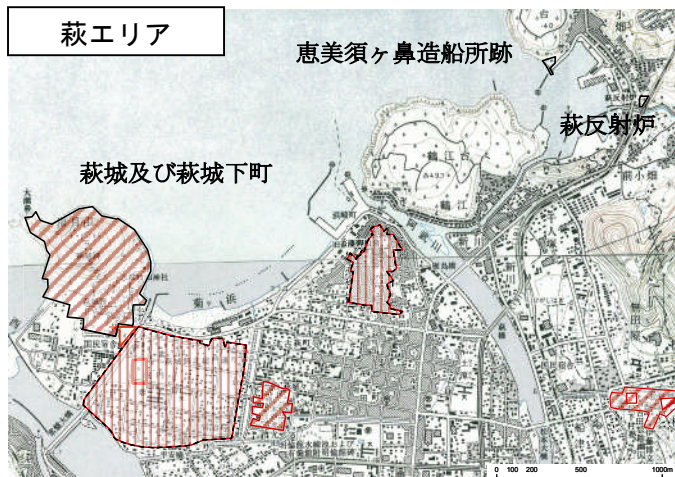
No.	指定名称等	保護 主体	保護種別	面積	指定に向けた 準備状況
1	萩反射炉	国	史跡	4,057 m ²	
2	恵美須ヶ鼻造船所跡	—	未指定	約 50m	
3	萩城下町	国	史跡, 重伝建	約 1,123,942m ²	
4	大板山たたら製鉄遺跡	県	史跡	6,458 m ²	
5	旧集成館	国	史跡	20,269 m ²	追加指定に向けて調査中
6	旧集成館機械工場	国	史跡, 重文	980 m ²	
7	旧鹿児島紡績所技師館	国	史跡, 重文	343 m ²	
8	三重津海軍所跡	—	未指定	約 58,000 m ²	
9	橋野高炉跡	国	史跡	15,740 m ²	追加指定に向けて調査中
10	長崎造船所向島第3ドック	—	未指定		
11	長崎造船所旧鋳物工場併設木型場	—	未指定		
12	長崎造船所ハンマーヘッド型起重機	国	登録有形		
13	長崎造船所占勝閣	—	未指定		
14	小菅修船場跡	国	史跡	8,379 m ²	
15	高島炭坑	—	未指定		
16	端島炭坑	—	未指定	約 63,000 m ²	
17	旧グラバー住宅	国	重文	640 m ²	
18	前田砲台跡	—	未指定	約 5,800 m ²	最終調整
19	六連島灯台	市	建造物	41.27 m ² (建築面積)	今後調査予定
20	三池炭鉱宮原坑施設	国	史跡, 重文	4,770 m ²	
21	三池炭鉱旧万田坑施設	国	史跡, 重文	20,220 m ²	
22	三池炭鉱専用鉄道敷	—	未指定		
23	三池港	—	未指定		
24	三角旧港(三角西港)施設	国	重文	756.3m	
25	八幡製鐵所旧本事務所	—	未指定	1,023 m ²	
26	八幡製鐵所旧修繕工場	—	未指定	5,180 m ²	
27	八幡製鐵所旧鍛冶工場	—	未指定	1,210 m ²	
28	八幡製鐵所遠賀川水源地ポンプ室	—	未指定	844 m ²	

「九州・山口の近代化産業遺産群」構成資産候補位置図



11. 緩衝地帯（バッファ・ゾーン）の位置図と適用される規制の内容

※バッファ・ゾーンは検討中のため、
規制の内容のみを提示



構成資産候補

文化財保護法

史跡・名勝

重要文化財

重伝建

自然公園法

特別地域(第1種, 第2種)

森林法

保安林

都市計画法

風致地区

市の景観保護条例等

景観重点地区等

12. 保存管理計画の策定状況

- 個別構成要素に係る保存管理計画の策定状況
未策定。22 年度以降策定予定。
- 資産全体の包括的保存管理計画の策定状況
現在素案を作成中。22 年度以降策定予定。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

作業内容	21 年	22 年	23 年		登録 2 年前	登録前年
暫定一覧表記載	○					
資産の国文化財指定	○	○	○	○		
包括的保存管理計画策定		○	○	○		
個別保存管理計画策定		○	○	○		
バッファゾーン検討・設定・条例化		○	○	○		
類似資産との比較研究		○	○			
推薦書原案作成		○	○	○		
推薦書提出					○	
イコモス調査						○

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

宗像・沖ノ島と関連遺産群

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

福岡県、宗像市、福津市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

遺跡、建造物、文化的景観

4. 資産の概要

宗像・沖ノ島と関連遺産群は、航海の安全を願う海への信仰の遺産である。信仰の中心である沖ノ島では、古代王権によってはじめられた対外交流の成功と航海の安全を祈る祭祀が 600 年間にわたり行われた。沖ノ島は「神宿る島」として今日まで立ち入りが制限され、豊かな自然と遺産が守られている。宗像三女神への信仰は、古代の磐座から三宮の社殿において構成される宗像大社へと引き継がれ、葬祭未分化であった古墳時代の自然崇拝から社殿祭祀へと変化した日本固有の信仰における崇拝形態の変遷を示し、1600 年の長きに渡って信仰の跡をたどることのできる、稀有な遺産である。

本遺産は神聖な島として古代において航海の安全に関わる祭祀が行われた沖ノ島、そしてその信仰が社殿祭祀として完成された宗像大社、および沖ノ島の祭祀を成立し、今日に至る宗像大社の信仰の基礎を築き上げ、その信仰を支え続けた宗像氏の古墳時代の墓域である東郷高塚古墳、津屋崎古墳群、桜京古墳や、宗像氏の源流である集落遺跡の田熊石畑遺跡から構成される。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

平成21年1月5日 暫定リストに記載

平成21年1月24日 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議設立
(県・宗像市・福津市、三者による官民一体の組織)

平成21年2月28日 暫定リスト記載記念シンポジウムを開催。

平成21年4月1日 福岡県広域・地域振興部総合政策課世界遺産登録推進室設置
宗像市経営企画部経営企画課世界遺産登録推進室設置

※福津市は教育部教育総務課古墳公園建設係で事務を所掌

平成21年6月17日 第1回専門家会議開催

平成21年6月29日 世界遺産推進会議幹事会

平成21年7月18日 第2回世界遺産推進会議

福岡県知事を含む推進会議委員による沖ノ島の現地視察

平成21年11月11日 第2回専門家会議開催

平成22年1月29～31日 第1回国際専門家会議

平成22年1月31日 国際シンポジウム「神宿る島～沖ノ島」

以上のほか、三者会議および三者技師会議、都市計画課など関連部局との協議を必要に応じて開催している。また、三者および各市の普及啓発活動取り組み状況は以下のとおりである。

・世界遺産登録推進会議(福岡県・宗像市・福津市)

リーフレットの作成、資産を説明した DVD の製作、JR 九州吉塚駅への横断幕の設置、宗像高校電気物理部へのロボカップ世界大会出場時のユニホーム提供(オーストラリアで開催)。

・福岡県:県政出前講座・文化財指導者講習会などの講演、県文連主催のシンポジウムへの協力、県の広報媒体を通じた普及活動。

・宗像市:コミュニティ・青年会議所・農協などの民間団体への説明会の実施、JR 赤間駅・東郷駅・道の駅むなかた等への横断幕や看板の設置、イオンモール直方・競馬場・福岡天神・北九州空港内における PR 活動、西日本女子駅伝におけるのぼりや横断幕の設置および西日本(大阪以西)むけのメディア広告。

・福津市:観光協会による構成資産をめぐるバスツアーの実施、市民団体主催の講演会の後援、「RKB ラジオまつり」への参加。

6. 推薦に向けた課題

三者共通の課題としては、大きく三点が上げられる。まずは、推薦書の骨子を固めることである。沖ノ島のストーリーを決め、それにふさわしい構成資産を決定する。次に、決定した構成資産をもとにバッファゾーンの範囲を決定し、バッファゾーンにかかる規制および保存管理計画の立案・施行を行うことである。最後に、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の知名度を上げる為シンポジウムなど普及啓発活動を行うことも重要である。

このため県としては、世界遺産推進会議を開催し、官民一体となった取り組みでの県内全体の気運醸成をしていく必要がある。専門的な課題に当たっては、専門家会議および国際専門家会議の開催を通じて、充実した議論が行われ、ここでの議論が推薦書作製に反映されるよう努める。構成資産および比較研究を行い、早期にコンセプトが定まるよう努力したい。また、都市計画・港湾・自然環境部局などの他部局との連携を図るよう、広域的な会議を主催していく必要がある。

宗像市・福津市両市の課題として、構成資産の調査・指定のほか、バッファゾーンおよびその保存管理計画策定に向けた住民への説明、計画を検討していく必要がある。宗像市における未指定の構成資産としては東郷高塚古墳がある。東郷高塚古墳は、単独での指定が難しいという状況であるが、新たな枠組みなどを検討して、国史跡を

目指す方向で考えている。また、宗像大社・辺津宮・高宮祭場周辺・中津宮・御嶽山の史跡指定拡張を検討する必要がある。中津宮の御嶽山は現地踏査などの調査後に、再度文化庁と協議を行いたいと考えている。また田熊石畑遺跡については、新たに構成資産としての追加を目指しており、そのためのコンセプトを検討していく必要がある。次にバッファゾーンの策定については、沖ノ島、大島、宗像本土においてそれぞれ状況が異なるため、県や各部署と連携して、範囲、適応法などを検討し、地域住民の理解を重視しながら決めていく。

福津市においては、津屋崎古墳群は全体の71%の面積がすでに国史跡として指定されているものの、古墳の実数で行くと61基の古墳のうち25基が未指定、8基が一部を追加指定する必要がある。福津市では平成23年度までに指定完了を目指して取り組んでいく所存である。

7. 基準の適用

(ii) 沖ノ島における自然崇拝と葬祭未分化の祭祀形態は国内における交通の要衝や韓国竹幕洞遺跡でみられ、その共通性から思想の交流や相互の影響がうかがわれる。この中で沖ノ島の祭祀遺跡は、その内容・規模および保存状態が卓越している。またこの島で発生した宗像神信仰は今日まで広く日本全国の海に関する神社で信奉される。宗像・沖ノ島と関連遺産群は、海を介した信仰の交流を代表する資産である。

(iii) 沖ノ島は、通常、人を寄せ付けない絶海の孤島であり、島内に生いしげる原生林や巨岩の転石、少ない平坦地などの環境下で古代の祭祀は行われた。それは岩上祭祀から岩陰祭祀、半岩陰・半露天祭祀、露天祭祀に変遷し、葬祭未分化から律令祭祀への過程がたどれる唯一の遺産である。この中で自然崇拝から宗像神の信仰が成立し、沖津宮・中津宮・辺津宮の三宮で構成される広大な島伝いの神社形態が完成する。この信仰を確立させ、支え続けたのは宗像氏である。その遺産と信仰は現在もつづく禁忌などにより守られ、現在も交通の神として篤く人々に信仰される。

(iv) 絶海の孤島沖ノ島は、急峻な岩山に生いしげる原生林や巨岩の転石、波の音、風の音、鳥のさえずりなど、今も自然の神秘性をかもし出す景観が保たれている。こうした島本来の地形や、通常は人の近づけない手つかずの原始林が残る独特な環境は、日本固有の信仰の原初形態である自然崇拝祭祀の情景を今に伝える。また宗像神社の視覚的軸線にもとづく広大な三宮配置は、神話そのものの独自の信仰景観を形成する顕著な例である。

(vi) 沖ノ島は今日もなお神宿る島として、信仰を集め、「女人禁制」「上陸前の禊」「一木一草一石たりとも持ち出してはならない」「不言様」などの禁忌が伝統として一部に残る。また、沖ノ島での半岩陰・半露天祭祀段階以降では、金銅製五弦琴や機織具などを使用した祭祀が認められ、伊勢神宮などで行われている今日の祭礼につながる。日本固有の信仰における祭祀の変遷と今に続く信仰を示す稀有な例である。

8. 真実性／完全性の証明

1) 「遺跡(site)」としての真実性

真実性については、沖ノ島祭祀遺跡は、昭和 29(1954)年～昭和 46(1971)年に 3 回にわたる発掘調査が実施され、4段階の祭祀形態の変遷を示す遺構が確認された。現在もなおその形状が保たれていること、また、関連遺産群としての古墳群は、測量や史跡内容確認調査、文献等によって史跡の構成や年代的な推移などが確認されている。また、田熊石畑遺跡については平成 20・21 年度に確認調査が行われている。これらのことから遺跡に関しては、しっかりとした考古学的な裏付けがなされており、真実性は十分に確保されているといえる。

また完全性については、宗像・沖ノ島と関連遺産群は、信仰の場である宗像神社境内と、信仰を成立させ支えた氏族の遺跡を構成資産としている。宗像神社境内は、沖ノ島は国家的な祭祀が行われた場所であり、それを受け継いだ宗像神の信仰は現在に続く文化的伝統であることから、中心となる資産である。古墳群については、沖ノ島における祭祀を支えた氏族の墳墓である。一部改変されているものもあるが、田園風景の中に古墳が比較的良好な形で保存されている。遺跡の田熊石畑遺跡については、弥生時代の拠点集落で、宗像地域における首長層の発生を現す証拠である。このように本資産は、東アジア最大の祭祀遺跡を中心とする信仰の資産と、その祭祀をとりおこなった氏族の資産で構成される希有な例である。

2) 「建造物群(groups of buildings)」としての真実性

宗像神社境内には、沖津宮・中津宮・辺津宮などの社殿が存在する。個々の社殿については、専門家の指導の下に意匠、材料、技術、位置、環境などの観点から厳密な維持・修理が行われており、それらの真実性は確実に保持されている。

3) 「残存する景観(relict landscapes)」の真実性

沖ノ島では、4 世紀から 9 世紀にかけて行われた国家祭祀の遺跡が良好に遺存している。近世には不言様(おいわずさま)といってその存在が隠されてきたことが知られているが、数多くの奉獻品が手付かずのまま残されていることから、国家的祭祀が行われていた段階から、沖ノ島への入島は制限されていたと考えられる。また「一木一草たりとも持ち出してはならない」という禁忌もあり、これは宝物の持ち出しはもちろん、伐採についても禁じられていたため、原始林の状態をよく保っており、祭祀が行われた原風景そのままに現在も残っている。

4) 「信仰景観(religious landscapes)」の真実性

宗像神社の沖津宮・中津宮・辺津宮の三宮からなる配置は、連続する島嶼間の視覚的軸線に基づいている。三女神の神話そのものの配置が、宗像神への信仰を高めており、希有な信仰景観として挙げられる。

9. 類似資産との比較研究

1 実施済みの比較研究

(1) 国内の同種遺産の比較

ア 海神を祭る神社

①住吉神社②志賀海神社③厳島神社④宇佐八幡宮⑤江島神社

日本国内で海への信仰を中心とする代表的な神社。①②については、別の海神であり、宗像三女神の性格を特化するために上げた。③～⑤については宗像三女神の影響を受けた神社。

イ 航海祭祀遺跡との比較

①神島②大飛島③大三島④千歳下遺跡⑤斎場御嶽⑥竹幕洞遺跡

島における祭祀の遺跡という点で共通する。とくに①～③・⑥は同時代性もあり、航海の安全という同一の目的を持っていることで一致する。

(2) 国外の同種遺産

①スケリッグ・マイケル島②デロス島③厳島神社

①と②は、島における祭祀の遺跡という点において類似、比較研究した。

2 今後予定する比較研究

上記にあげた遺跡についての研究をさらに多角的な視点で進めるとともに、国際会議および専門家会議における意見を反映して、補足研究を行う。

10. 構成資産(コア・ゾーン)の整理表

No.	名称	保護主体	保護の種別	面積(m ²)
1	宗像神社境内(むなかたじんじゃけいだい)	宗像大社	宗像神社境内(国史跡)	797,826
	沖津宮(1-1)	宗像大社	宗像神社境内(国史跡) 沖ノ島原始林(国指定天然記念物) 沖津宮祭祀遺跡出土品(国宝)	683,510
	中津宮(1-2)	宗像大社	宗像神社境内(国史跡)	9,801
	辺津宮(1-3)	宗像大社	宗像神社境内(国史跡) 本殿・拝殿(重要文化財建造物)	104,594
2-1	東郷高塚古墳 (とうごうたかつかこふん)	宗像市	未指定 (国指定協議中) 都市公園法	1,250
2-2	津屋崎古墳群 (つやざきこふんぐん)	福津市	国指定 (全 61 基のうち 25 基が要追加指定、8 基が一部要追加指定)	111,928 (46, 141 m ² が要追加指定)
2-3	桜京古墳 (さくらきょうこふん)	宗像市	国指定	12,782
3	田熊石畑遺跡(たぐまいしはたけいせき)	宗像市	国指定申請中	31,590

11. 緩衝地帯(バッファ・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

構成資産が確定しておらず、バッファゾーンはまだ線引きできない状況である。

現在は県・宗像市・福津市三者の世界遺産および都市計画担当部局と協議の場を設け、構成資産候補について、周辺状況や既存の規制などとの関係などを検討し、景観法にもとづく景観条例の策定など、今後こういった規制をかけていくのが、資産及び地元にとって望ましいか検討している状況である。

12. 保存管理計画の策定状況

・個別構成要素に係る保存管理計画の策定状況

- 1 宗像神社境内 未策定 平成 24 年度予定
- 2-1 東郷高塚古墳 未策定 平成 23・24 年度予定
- 2-2 津屋崎古墳群 未策定 平成 23・24 年度予定
- 2-3 桜京古墳 未策定 平成 24 年度予定
- 3 田熊石畑遺跡 未策定 平成 23 年度予定

・包括的保存管理計画

未策定。平成 25 年度策定予定。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

- 平成 22 年度 比較研究の実施・構成資産の国指定および追加指定作業の実施
- 平成 23 年度 比較研究に基づく国際学術会議の開催および構成資産の確定
構成資産について国指定作業の完了・個別の保存管理計画の策定、
宗像市・福津市保存管理計画立案
- 平成 24 年度 推薦書の骨子作成、宗像市・福津市保存管理計画施行
包括的保存管理計画立案
- 平成 25 年度 推薦書推敲、包括的保存管理計画施行

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

「金と銀の島、佐渡一鉱山とその文化」

2. 所在地(都道府県及び市町村名)

新潟県、佐渡市

3. 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無)

記念工作物、建造物群、遺跡（文化的景観含む）

4. 資産の概要

佐渡金銀山は、400 年以上にわたって絶え間なく国内外の技術及びシステムを導入・発展させることにより、独特の鉱山技術・鉱山経営システムを形成した。その痕跡は、佐渡金銀山の遺跡・建造物や鉱山都市・集落として良好に遺存・現存しており、アジアの他地域の鉱山においては今や見ることのできない極めて希少な物証である。

その中でも特に西三川砂金山及び道遊の割戸を中心とする遺存地形、近代鉱山遺跡群などは、近世から近代における鉱山技術及び経営システムの導入・発展の各段階を代表する技術の集合体として傑出した類型である。

また、石見銀山より伝来した灰吹法をはじめ、金と銀を分離する焼金法及び工場制手工業の形態をとる寄勝場などの近代以前の高度な鉱山技術及び鉱山経営システムは、明治維新後の西洋鉱山技術の導入により、佐渡においてさらなる変容・発展をとげ、国内及びアジアの鉱山開発に影響を与えた。

以上の理由により、佐渡金銀山は、日本のみならずアジアを代表する希少な鉱山遺跡として、顕著な普遍的価値を持っている。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

(1) 取組状況

佐渡金銀山遺跡の価値付けのため、国史跡指定、重要文化的景観選定に向けた調査委員会の設置、寺社建造物の悉皆調査、大学等と連携した様々な調査・研究等に重点を置いた取組を行った。また、世界遺産登録を目指す地域において、開発から景観を保護するために委員会を立ち上げ、検討を行った。さらに県民・市民の気運醸成のため、展覧会、世界遺産シンポジウム、世界遺産連続講座、現地説明会などを開催した。

調査

- ・ 石切場遺跡分布調査
- ・ 西三川砂金山跡・鶴子銀山跡・新穂銀山跡分布調査
- ・ 相川近代遺跡北沢地区発掘調査

- ・ 笹川・相川文化的景観調査
- ・ 寺社建造物悉皆調査
- ・ 国内鉱山の比較調査
- ・ 佐渡金銀山遺跡資料調査（鉱山絵巻・絵図・史料等）

調査成果

- ・ 国史跡「佐渡金山遺跡」追加指定
吹上海岸石切場跡（平成 21 年 7 月追加指定）
佐渡鉱山近代遺跡（平成 21 年 11 月追加指定答申）

保存管理・整備・活用

- ・ 文化財グランドデザインの策定
- ・ まちづくり交付金による近代遺跡整備（北沢地区ほか）

大学との連携

- ・ 新潟大学：県「知の財産事業」笹川・相川建造物外観調査
- ・ 新潟大学：東アジア鉱山遺跡調査・佐渡金山関係資料調査
- ・ お茶の水女子大学：「佐渡金銀山が世界に与えた影響」調査委託

海外専門家視察・指導

- ・ クリストファー・ヤング氏（英イングリッシュ・ヘリテージ世界遺産・国際政策担当責任者）
- ・ レギーネ・マティアス氏（独ルール大学東アジア研究学部日本史学科教授）

普及・啓発活動

平成 20 年度（9 月 26 日以降）

- 11 月 3 日 世界遺産講演会「金と銀の島佐渡～鉱山とその文化」（240 人）
- 11 月 14 日～15 日 世界文化遺産講演会「佐渡能楽史－佐渡の能楽を支えた人たち－」（90 人）
- 2 月 21 日～4 月 19 日 「金 GOLD 黄金の国ジパングと佐渡金銀山展」万代島美術館（入館者 15, 367 人）
- 3 月 20 日 シンポジウム「佐渡を世界遺産に」（300 人）

平成 21 年度

- 6 月～9 月 世界遺産連続講座計 4 回（新潟会場）開催（計 214 人）
- 7 月～10 月 世界遺産連続講座計 4 回（佐渡会場）開催（計 318 人）
- 8 月 9 日 世界遺産親子ツアー（30 人）
- 8 月 18 日 小学校教諭鶴子銀山説明会（21 人）
- 9 月 26 日 新潟国体・障害者スポーツ大会開会式世界遺産 PR ブース開設
- 10 月 1 日 佐渡市世界遺産登録推進議員連盟現地学習会（11 人）
- 10 月 2 日 相川の町並みを考える集い（31 人）
- 10 月 18 日 地域振興局フェア佐渡金銀山バスツアー（20 人）
- 11 月 7 日 佐渡金銀山遺跡現地見学会（18 人）
- 12 月 20 日 国際シンポジウム「絵巻から見える佐渡金銀山」（196 人）

*平成 21 年度 1 月現在 佐渡金銀山 出前授業 32 校実施

(2) 体制整備

①担当部局：新潟県：教育庁文化行政課世界遺産登録推進室 4名

平成21年度から専任室長配置により体制強化を図る。

佐渡市：総務部世界遺産推進課 10名

平成21年度から市役所内他部署との連携強化を図るため、市長部局に世界遺産推進課を設置。

関係自治体・部局間連携会議の設置等：

新潟県・佐渡市連絡会議の実施（2～3ヶ月に1回、開催）

部局間連携会議等：準備しているが、現在は説明会等を実施中。

県文化行政課・都市政策課との景観検討会を実施。

佐渡市世界遺産登録推進本部 佐渡市役所内の連絡調整機関として平成21年度設置予定。

②委員会の設置：新潟県：平成22年度、推薦書作成委員会（仮称）設置予定。

佐渡市：歴史文化遺産群保存活用検討委員会

金銀山遺跡・建造物調査整備専門部会

文化的景観調査専門部会

6. 推薦に向けた課題

文化審議会からの課題等

○ 顕著な普遍的価値

・基準iii)の適用に当たっては、「佐渡金銀山」が日本の鉱山に関連する優れた文化的伝統を示すものであることを証明する必要がある。

・基準v)の適用に当たっては、鉱山の生産活動に伴って形成された様々な関連資産が優れた土地利用形態を表すものであることを証明する必要がある。

・基準iv)の適用の可能性については、歴史上の重要な段階を物語る科学技術の集合体の観点から検討する必要がある。

・基準vi)の適用の可能性については、慎重に検討することが必要である。

対応状況：文化庁担当者、学識経験者等との協議により、佐渡金銀山の顕著な普遍的価値は、基準ii)、iii)、iv)の適用によって、証明する方向で再検討を行っている。現時点での基準は、5頁7.基準の適応、および別紙1に示した。

○今後の課題

・「石見銀山遺跡とその文化的景観」との拡大・統合により、世界史的・国際的な視点から、金銀採掘の技術発展において拠点を成した資産の代表例・典型例として、顕著な普遍的価値を持つことについて確実に証明することが必要である。そのため、「石見銀山」との一層の比較研究を進めつつ、両鉱山の拠点性・代表性に関して、「石見銀山」から伝えられた「灰吹法」の佐渡における発展過程と、全国の鉱山開発に与えた影響の観点から、他の国内事例との一層の比較や十分な資史料・考古学的物証に基づく更なる補強が必要である。

対応状況：職員による調査及び研究を進めており、また、大学等研究機関への調査委託も実施している。なお、考古学的物証に基づく資産価値の補強については、県・市専門委員会並びに文化庁担当者等からの指導の下、検討を進める。

・「石見銀山遺跡とその文化的景観」の世界遺産一覧表への記載に当たって世界遺産委員会が付した勧告を踏まえ、アジアを含む関係諸国における同種資産との比較研究を進め、本資産が他国の採掘技術に与えた影響について明確化する取組が必要である。

対応状況：職員による調査及び研究を進めており、また、大学等研究機関への調査委託も実施している。

・資産の完全性を確保する観点から、主題に直接関係し、採掘技術及び鉱山経営の発展・進化の結果を表す諸要素と、それ以外のものとの厳密な区分を行い、構成資産としての適否について厳密な検証をすることが必要である。

対応状況：市専門委員会並びに文化庁担当者等からの指導のもと調査を進め、さらに、平成 22 年度県により設置予定の推薦書作成委員会（仮称）とも協議を進めながら、厳密な検証の下、構成資産を確定していく。

・資産の主題を説明する上で必要とされる広大かつ多種多様な個々の諸要素については、国の文化財への指定又は選定の適否を慎重に吟味すること。

対応状況：市専門委員会並びに文化庁担当者等からの指導のもと調査を進め、厳密な検証の下、構成資産を確定していく。

・景観法に基づく景観計画等により、資産の周辺環境の保全にとって必要な緩衝地帯の範囲を適切に設定し、十分な保全を図ること。

対応状況：佐渡市は、全市域を対象とする景観計画及び景観条例を制定、平成 22 年度当初から施行する。また、緩衝地帯の範囲については、構成資産の区域が確定後速やかに決定することとしており、十分な保全が可能である。

・構成資産が多種多様かつ広域に及び、所有者等多岐にわたることから、保存管理等の課題解決に向け、関係者間での合意形成を十分に図れるよう、充実した体制整備について検討すること。

対応状況：県は平成 21 年度の世界遺産登録推進室の増員による体制強化、さらには佐渡市への職員派遣などにより、更なる県・市連携を進めている。

平成 22 年度 4 月、県文化行政課、佐渡市、県佐渡地域振興局による連絡調整会議を開催するべく準備を進めている。

佐渡市は、市役所内他部署との連携強化のため、平成 21 年度から市長部局に世界遺産推進課を設置し、県から課長級職員を招聘するなど体制強化を図っている。また、庁内関係部署の情報交換並びに協議の場として、世界遺産登録推進本部の設置に向け準備を進めている。さらに、町並み・遺跡の保護を目的とする民間団体やNPOのネットワーク形成の準備が始まり、市も積極的に関わっていく予定である。

7. 基準の適用 （別紙1 提案書段階のものとの対応表を添付）

基準 ii)

大陸から石見銀山を通じて伝来した灰吹法をはじめ、塩を用いて金と銀を分離する卓越した精錬技術としての焼金法及び工場制手工業の形態をとる寄勝場などは佐渡金銀山において発展・確立し、国内の他の鉱山へと波及した。このような近代以前の高度な鉱山技術及び鉱山経営システムは、明治維新後の西洋鉱山技術の導入により、佐渡においてさらなる変容・発展をとげた。それは、国内の他の鉱山の発展を牽引するのみならず、日本が進めた東アジアの鉱山開発にも影響を与えた。

したがって、佐渡金銀山は、東アジアにおける鉱山技術及び鉱山経営システムの価値観の交流に重要な役割を果たした。

基準 iii)

国内外の最新技術を取り入れ、400 年以上にわたって我が国の金銀生産を牽引してきた佐渡金銀山の独特の鉱山技術及び鉱山経営システムは、江戸幕府や明治政府の社会・経済体制の重要な基盤を成すとともに、産出された金は金本位制を基準とする国際経済にも大きな影響を与えた。絶え間のない技術及びシステムの導入・発展がもたらした独特の文化的伝統は、良好に遺存する佐渡金銀山の遺跡・建造物や現存する鉱山都市・集落により余すところ無く例証されている。それは、アジアの他地域の鉱山においては、今や見ることのできない極めて希少な物証である。

したがって、佐渡金銀山は、アジアの鉱山技術及び鉱山経営システムに関わる文化的伝統の希有な存在である。

基準 iv)

砂金採取・露頭掘りにより形成された西三川砂金山及び道遊の割戸を中心とする遺存地形、大立堅坑・北沢浮遊選鉱場・大間港等に代表される近代鉱山遺跡群などは、近世から近代における鉱山技術及び経営の各段階を代表する技術の集合体の顕著な事例である。

したがって、それらの一群の事例は、近世及び近代の鉱山技術分野における人類の重要な段階を総体として表す傑出した類型である。

8. 真実性／完全性の証明

佐渡金銀山には、鉱山技術と社会基盤の歴史的な発展の過程を示す鉱山遺跡群、

建造物群、都市、集落などによる景観が良好に現存する。また、様々な時代の文書や絵図・絵巻・図面など多数の典拠となる資料によって、鉱山技術の価値や変遷を証明することができ、周辺の環境とともに資産の真実性は極めて良好に保全されている。なお、構成要素の大半は現時点において未指定の文化財であるが、今後の指定により資産の完全性を担保できるよう適切な措置を講ずることとしている。

9. 類似資産との比較研究

(比較の視点)

- ① 鉱山技術・鉱山経営システムの全体像及び遺存状況
- ② 鉱山技術・鉱山経営システムの交流の状況

(比較対象資産)

- ① 平成 19 年度一石見銀山、ランメルスベルク鉱山、コーンウォール鉱山
- ② 平成 20 年度一生野銀山、多田銀銅山、別子銅山
- ③ 平成 21 年度一院内銀山、半田銀山、延沢銀山
- ④ 平成 22 年度以降(予定)
 - ・ 山ヶ野金山、鴻之舞金山、鯛尾金山、足尾銅山、阿仁銅山、小坂銅山、尾去沢銅山等
 - ・ ファールン銅山(スウェーデン)、ラス・メドゥラス金山(スペイン)、コラル鉱山(インド)、金瓜石鉱山(台湾)、中国・韓国の金銀山遺跡等

10. 構成資産(コア・ゾーン)の整理表

構成資産位置図 別紙 2 のとおり

構成資産一覧表

名称	保護の主体	保護の種別	面積(㎡)	指定等に向けた準備状況
西三川砂金山跡		未指定		23 年度国史跡指定準備中
笹川集落ほか		未選定	3,992,000	22 年度重要文化的景観選定申出準備中
鶴子銀山跡		未指定	2,426,382	22 年度国史跡指定準備中
沢根集落ほか		未選定		重要文化的景観選定申出準備中
新穂銀山跡		未指定		国史跡指定準備中
相川金銀山遺跡	国	史跡	52,147	
鉱山都市相川		未選定		24 年度重要文化的景観選定申出準備中
上相川遺跡		未指定	246,654	24 年度国史跡指定準備中
西五十里道		未指定		国史跡指定準備中
石切場群	国	史跡(一部)	69,342	23 年度国史跡追加指定準備中
鉱山近代遺跡	国	史跡	247,364	

11. 緩衝地帯(バッファー・ゾーン)の位置図と適用される規制の内容

(1) 緩衝地帯の範囲の設定

構成資産の多くが文化財指定及び選定の準備中であるため、指定及び選定区域確定後、速やかに緩衝地帯の範囲の検討と設定を実施する。

(2) 法律による規制

構成資産の周囲について、石切場群は文化財保護法に基づく名勝（特別規制地区）指定区域、また、鶴子銀山跡及び西五十里道が自然公園法に基づく国定公園区域（第3種特別地域）に該当し、さらに、笹川集落・鶴子集落一帯及び西三川砂金山跡・鶴子銀山跡・新穂銀山跡が農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地等に定められていることから、緩衝地帯における土地の形質などの変更行為が厳しく規制される。

(3) 条例による規制

佐渡市では、今年度制定した景観条例及び景観計画（平成22年4月1日施行）に基づき、市全域を景観計画区域として良好な景観の保全を図ることとしており、緩衝地帯での景観などに対する変更行為が厳しく規制される。

12. 保存管理計画の策定状況

(1) 個別構成資産に係る保存管理計画

① 策定済み ＊一部改訂

○史跡佐渡金山遺跡〔平成6年度策定〕

＊平成22年度、策定済みである佐渡金山遺跡保存管理計画の見直しも視野に入れ、追加指定された石切場群・近代遺跡も含めた保存管理計画を策定する。

② 未策定

○上記以外の史跡については史跡指定後速やかに、また、重要文化的景観については選定申出時に保存管理計画を作成する。

(2) 資産全体の包括的保存管理計画

包括的保存管理計画については、関係機関及び民間組織等と連携を図りながら、資産範囲の確定後、資産個々の特性と相互の関連性に基づき策定する。

13. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

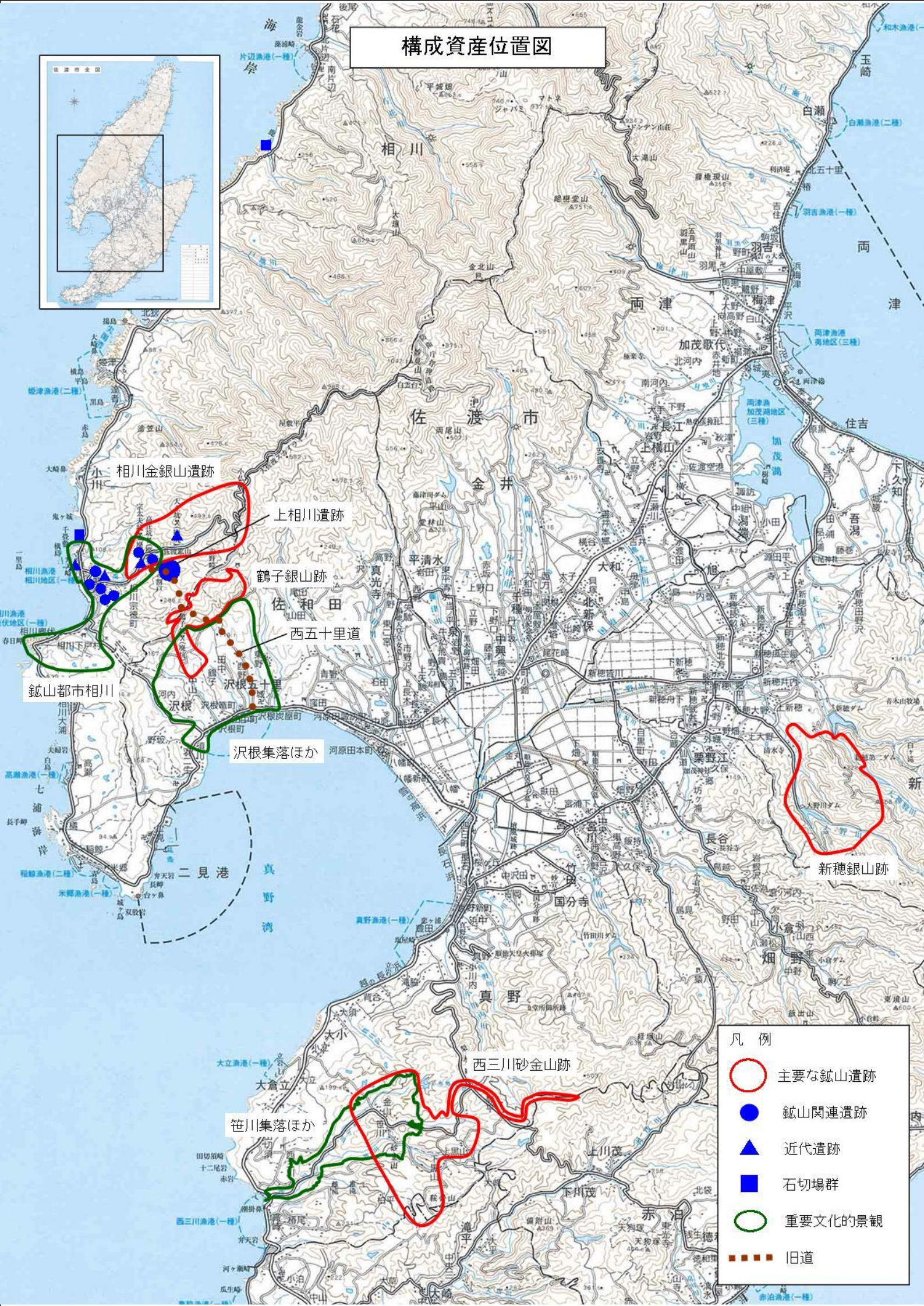
別紙3のとおり

基準の適応 対応表

別紙 1

	平成 19 年 12 月 提案書提出 時点	平成 22 年1月 修正案
OUV	16 世紀に大陸からもたらされた「灰吹法」の技術は、石見を経由し、17 世紀の佐渡において採鉱から精錬に至る一連の工程に組み込まれることにより、当時としては最も進んだ効率的な金銀生産システムを確立させた。さらに、この技術及びシステムは国内各地の鉱山へと伝播し、佐渡は日本の鉱山開発を発展させる拠点として重要な役割を果たした。また、明治時代には国策により欧米の最新技術が導入されたが、佐渡では既に確立していた生産システムを基盤に日本で最も早い鉱業の近代化が急速に進められ、それらは国内をはじめ東アジアの鉱山開発にも大きく寄与した。 このような歴史の痕跡は、遺跡や記念工作物などとして良好に遺存し、400 年以上にわたって継続された鉱山の技術と経営の変遷を明瞭に示すとともに、離島という特殊な環境から鉱山に関連して形成された独特の土地利用形態を表す景観や伝統的な文化が継承されている。	佐渡金銀山は、400 年以上にわたって絶え間なく国内外の技術及びシステムを導入・発展させることにより、独特の鉱山技術・鉱山経営システムを形成した。その痕跡は、佐渡金銀山の遺跡・建造物や鉱山都市・集落として良好に遺存・現存しており、アジアの他地域の鉱山においては今や見ることのできない極めて希少な物証である。 その中でも特に西三川砂金山及び道遊の割戸を中心とする遺存地形、近代鉱山遺跡群などは、近世から近代における鉱山技術及び経営システムの導入・発展の各段階を代表する技術の集合体として傑出した類型である。 また、石見銀山より伝来した灰吹法をはじめ、金と銀を分離する焼金法及び工場制手工業の形態をとる寄勝場などの近代以前の高度な鉱山技術及び鉱山経営システムは、明治維新後の西洋鉱山技術の導入により、佐渡においてさらなる変容・発展をとげ、国内及びアジアの鉱山開発に影響を与えた。 以上の理由により、佐渡金銀山は、日本のみならずアジアを代表する希有な鉱山遺跡として、顕著な普遍的価値を持っている。
基準 (ii)	中世末から近代に至るまで、400 年以上にわたり我が国の金銀生産を牽引してきた佐渡金銀山は、各時代で国内外の最新鉱山技術を取り入れて金銀生産システムを発展させてきた。それらは国内各地の鉱山へも伝播し、近世日本の貴金属生産を支えるとともに、明治時代以降には東アジアにおける鉱山開発にも大きく寄与するなど、鉱山技術の世界的な交流過程を顕著に示している。	アジアにおける鉱山技術及び鉱山経営システムの価値観の交流に寄与 大陸から石見銀山を通じて伝来した灰吹法をはじめ、塩を用いて金と銀を分離する卓越した精錬技術としての焼金法及び工場制手工業の形態をとる寄勝場などは佐渡金銀山において発展・確立し、国内の他の鉱山へと波及した。このような近代以前の高度な鉱山技術及び鉱山経営システムは、明治維新後の西洋鉱山技術の導入により、佐渡においてさらなる変容・発展をとげた。それは、国内の他の鉱山の発展を牽引するのみならず、日本が進めた東アジアの鉱山開発にも影響を与えた。 したがって、佐渡金銀山は、東アジアにおける鉱山技術及び鉱山経営システムの価値観の交流に重要な役割を果たした。
基準 (iii)	佐渡島に現在も数多く残されている鉱山に起因する記念工作物や遺跡、文化的景観などは、我が国の貴金属鉱山の歴史と構造のすべてを典型的に示す物証として希有な存在である。	アジアにおける鉱山技術・鉱山経営の文化的伝統に関する希有な物証 国内外の最新技術を取り入れ、400 年以上にわたって我が国の金銀生産を牽引してきた佐渡金銀山の独特の鉱山技術及び鉱山経営システムは、江戸幕府や明治政府の社会・経済体制の重要な基盤を成すとともに、産出された金は金本位制を基準とする国際経済にも大きな影響を与えた。絶え間のない技術及びシステムの導入・発展がもたらした独特の文化的伝統は、良好に遺存する佐渡金銀山の遺跡・建造物や現存する鉱山都市・集落により余すところ無く例証されている。それは、アジアの他地域の鉱山においては、今や見ることのできない極めて希少な物証である。 したがって、佐渡金銀山は、アジアの鉱山技術及び鉱山経営システムに関わる文化的伝統の希有な存在である。
基準 (iv)		近世から近代における鉱山技術の各段階を代表する技術の集合体の顕著な類型 砂金採取・露頭掘りにより形成された西三川砂金山及び道遊の割戸を中心とする遺存地形、大立堅坑・北沢浮遊選鉱場・大間港等に代表される近代鉱山遺跡群などは、近世から近代における鉱山技術及び経営の各段階を代表する技術の集合体の顕著な事例である。 したがって、それらの一群の事例は、近世及び近代の鉱山技術分野における人類の重要な段階を総体として表す傑出した類型である。
基準 (v)	鉱山の生産活動に伴って形成されてきた都市・集落・街道・農地・森林・海域などの資産は、その後も島民の生活基盤として優れた土地利用形態を示し、豊かな自然とあいまって独特の景観を形成している。	
基準 (vi)	鉱山の繁栄に伴い、島外各地からもたらされた様々な文化は在来文化と融合し、島という地理的特性の中で独特で多用な島嶼文化をつくり上げた。特に鉱山の繁栄を願う神事芸能は佐渡でしか見られないものである。これらは島民によって永く伝承され、佐渡は文化・芸能の島として広く知られている。	

構成資産位置図



推薦に向けた今後の準備スケジュール（予定）

【年次別業務】

世界遺産への要件等	主体	H22	H23	H24 推薦書 提出	H25 イコモ ス調査	H26 本登録	H27	H28 ～
1 ユネスコへの推薦準備								
①グランドデザインの策定、策定支援	県市	●						
②文化財の国指定調査、調査指導	県市	●	●	●	○	○	○	○
③県指定文化財調査、調査指導	県	●	●	●	○	○	○	○
④コアゾーン・バッファゾーンの設定	県市	●	●	●				
⑤保存管理計画の策定・策定支援	県市	●	●	●	●			
⑥景観保全条例の制定、制定支援	市	●						
⑦鉱業権の調整	県市	●						
⑧史跡・周辺環境等の整備	県市	●	●	●	●	●		
2 ユネスコへの推薦対応								
①推薦書作成委員会（仮称）の設置	県	●	●	●	●	○		
②比較研究、価値評価、文献調査	県市	●	●	●	●	○		
③推薦書の作成	県	●	●	●				
3 佐渡市民・県民の周知								
①ガイドブック・HPの作成	県市	●	●	●	●	○	○	○
②世界遺産説明会の開催	市	●	○	○	○	○		
③ボランティアガイド養成	市	●	●	○	○	○	○	○
④民間団体との連携	市	●	●	○	○	○	○	○
4 国内外の情報発信								
①シンポジウムの開催	県	○	●	○	●	●		
②講演会の開催	県	●	○	●	○	●	○	○
③世界遺産展の開催	県市	○	○	○	○	●		
④専門家国際会議の開催	県	○	○	●				
5 情報収集								
①国内外世界遺産調査	県市	●	●	●				
②人材ネットワーク形成	県	○	○	○	○	○	○	○
6 国・市との連絡調整								
①県・市連絡協議会	県市	○	○	○	○	○	○	○
②庁内連絡会議	県	○	○	○	○	○	○	○
③文化庁との連絡	県	○	○	○	○	○	○	○
7 構成資産の整備・保全								
①史跡整備・周辺環境等の整備	県市						●	●

凡例 ●：重点的に取り組む事項

○：継続的に取り組む事項

世界遺産暫定一覧表記載資産 準備状況報告書

1. 資産名称

百舌鳥・古市古墳群—仁徳陵古墳をはじめとする巨大古墳群—

2. 所在地（都道府県及び市町村名）

大阪府堺市及び羽曳野市・藤井寺市

3. 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別、文化的景観の適用の有無）

記念工作物、遺跡

4. 資産の概要

百舌鳥・古市古墳群は、墳丘長 500m に近い仁徳陵古墳（周濠を含めた全長は 840m）、墳丘長 400m 前後の応神陵古墳や履中陵古墳などの巨大古墳をはじめ、さまざまな規模・墳形の 87 基の古墳からなる古墳群です。

本資産を構成する多数の古墳は、それぞれ規模や墳形に格差を有しつつ、日本の古墳文化において独自に発展した独創的な造形物である前方後円墳を頂点として階層的に築造されており、当時の社会を反映するモニュメントとして、さらには、人類の国家形成過程の多様性を考える上での資料として、学術的価値は極めて高いものがあります。

また、約 1500～1600 年前に築造された古墳が現代まで良好に残されていることは、高度な土木技術の存在に加え、古墳を守り継承してきた地域住民の理解と協力が大きな役割を果たしてきたことを示しています。

本資産は、独特な墳墓の築造に膨大なエネルギーを集中した古墳文化を代表する遺産であり、日本において他に類をみない独自の文化が存在していたことを物語る遺産として、人類共通の普遍的価値をもつものです。

5. 推薦に向けたこれまでの取組・体制整備の状況

【これまでの取り組み】

（会議等）

- ・平成 20 年 11 月 第 1 回百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議を開催（以後、有識者会議 3 回、専門部会 5 回を開催）
- ・平成 21 年 3 月 岡田保良氏（イコモス本部執行委員）による視察・意見交換
- ・平成 21 年 4 月 西村幸夫氏（日本イコモス副委員長）による視察・意見交換
- ・平成 21 年 8 月 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進府市合同会議開催
- ・平成 21 年 11 月 パオラ＝ファリーニ・ローマ大学教授による視察・意見交換

（普及事業等）

- シンポジウム：「百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録をめざして」
（大阪府・堺市・羽曳野市・藤井寺市、H21, 11）
- 展 示：「百舌鳥・古市大古墳群展」（府立近つ飛鳥博物館、H20 冬季特別展）

「仁徳陵古墳築造―百舌鳥・古市の古墳群からさぐる」

(堺市博物館、H21 秋季特別展)

パネル展示 (堺・羽曳野・藤井寺各市、H20 秋)

市民ギャラリー展示 (羽曳野市、H21 夏)

○講 座：市民向け講座等 (羽曳野市、藤井寺市、H20～21)

○その他：見学会 (羽曳野市、藤井寺市、H20～21)

休耕田を利用した古墳の PR (藤井寺市、H21 夏秋)

市民との協働による古墳周辺の清掃活動やウォークラリー

(堺・羽曳野・藤井寺各市、H20～21)

(調査・研究)

- ・百舌鳥古墳群保護計画等検討資料作成業務を実施し、百舌鳥古墳群の主要古墳周辺景観の現況等を整理 (堺市)
- ・景観計画導入調査にあたって、「歴史的資産の視点場などからの眺望について
の整理」を実施 (羽曳野市・藤井寺市)
- ・御廟山古墳における堺市・宮内庁同時調査 (H20) をはじめ、複数の古墳で規模・構造解明のための発掘調査を実施 (堺市・羽曳野市・藤井寺市)

【体制整備の状況】

①関係部局の設置

- ・堺市市長公室歴史文化都市推進室に拡充 (H19, 4)
- ・羽曳野市教育委員会生涯学習室世界遺産登録準備室 (H21, 4)
- ・藤井寺市教育委員会文化財保護課世界遺産登録推進準備室 (H21, 4)

②関係自治体・部局間連携会議の設置

○関係自治体

- ・府知事と 3 市長の 4 者で登録推進に関する協定書を締結 (H20, 10)
- ・関係自治体による府市合同会議を設置 (H21, 8)

○各自治体

- ・大阪府庁内連絡会議を設置 (H19, 6)
- ・堺市庁内委員会の体制強化 (H20, 12)
- ・羽曳野市・藤井寺市の間で連絡会議を設置 (H21, 11)

③専門家・有識者による委員会の設置

- ・堺市の有識者会議を「百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議」(4 者の組織) に改組・設置 (H20, 11)

6. 推薦に向けた課題

(暫定一覧表記載に先立って整理を行うべき課題) (*)

①作業指針において求められる世界遺産の構成資産としての適切な保存管理をどのような形で担保するかについての考え方を整理すること。

文化庁記念物課と協議を実施している。

②世界遺産一覧表への記載に係る審査及び記載後の世界遺産としての保存管理状況審査等が、陵墓の特性を十分に尊重して行われること。

文化庁記念物課と協議を実施している。

③世界遺産一覧表に記載された場合、保存管理状況に係る定期報告等の世界遺産条約の履行義務に係る業務に適切に対応することが可能な体制が整えられていること。

文化庁記念物課と協議を実施している。

④これまでの我が国の世界遺産一覧表に記載されている文化遺産及び暫定一覧表に記載されている文化資産が所在する地域と比較しても都市化が進んでいることから、提案地方公共団体において、緩衝地帯の範囲及び規制内容について、明確な方向性を示すこと。

緩衝地帯の範囲及び規制内容に関して有識者会議等において検討し、文化庁と協議中である。

(*)：『我が国の世界遺産暫定一覧表への文化資産の追加記載に係る調査・審議の結果について』（文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会、平成 20 年）より

7. 基準の適用

・該当する登録基準 (ii) (iii) (iv)

- (ii) 百舌鳥・古市古墳群における巨大古墳の墳丘形態は列島各地の古墳のモデルとなった。また副葬品、埴輪等も広く影響を与えており、本資産は、日本の古墳文化の交流の中心であった。さらにアジアレベルでの相互交流があったことは、中国製の金銅製の装身具や馬具、ペルシャのガラス器などに加え、朝鮮半島を通じて導入された製作技術による多量の刀剣や甲冑類からも明白である。
- (iii) 古墳文化は巨大な墳墓である古墳の築造によって特徴付けられる。特に百舌鳥・古市古墳群は古墳の巨大化の頂点にあたるものであり、日本列島にかつて独自の文化が存在したことを示す顕著な物証である。
- (iv) 百舌鳥・古市古墳群は、大規模な労働力の集中によって成し遂げられた記念碑的構築物であり、前方後円墳をはじめとする独特な墳墓形態とその築造技術は、日本列島で独自の発展をみたものである。百舌鳥・古市古墳群にある巨大古墳の設計プランを基に造られた前方後円墳が遠く九州や中国地方などにも存在するなど、それらのことを可能とする高度な土木技術も相まって、日本独自の古墳文化が花開いたものである。

※上記については、暫定一覧表記載後、『我が国の世界遺産暫定一覧表への文化資産の追加記載に係る調査・審議の結果について』（文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会、平成 20 年）において示された「暫定一覧表への記載後、推薦の準備を行う過程で取り組むべき課題」と合わせ、類似資産との比較研究の上で精査を行う。

8. 真実性／完全性の証明

百舌鳥・古市古墳群を構成する古墳の多くは、『古事記』・『日本書紀』・『延喜式』などの古代の文献記録や絵図等とともに今に伝えられている資産である。古墳群についての考古学的研究や文献史料の考証等が進められた結果、古墳の築造年代は4世紀後半から6世紀前半に求められるようになった。各古墳の墳丘もほぼ原形を保っていることが明らかとなっている。百舌鳥・古市古墳群中の仁徳陵古墳、応神陵古墳などの巨大古墳は、同時代の日本列島の中で隔絶した規模をもっており、5世紀前後の倭国王墓であることは疑いがない。

百舌鳥・古市古墳群には、巨大古墳を中心にその陪塚や中小の古墳など、本資産を語る上で重要な様々な規模や墳形の古墳が現存している。これは、古墳そのものが高度な土木技術で造られたものであることに加え、国及び地方公共団体の取り組み、さらには古墳を守り継承してきた地域住民の古墳保存に対する理解と協力によるものである。

現在、既存の研究成果を整理するため百舌鳥古墳群及び古墳等に関する文献資料の調査収集を行っているほか、百舌鳥古墳群の古墳と周辺地域の歴史的関係を明らかにするため、民家に残る絵図の複製・調査等を実施している。

9. 類似資産との比較研究

百舌鳥・古市古墳群が墳墓遺産であることを踏まえ、下記のような項目に基づき比較を進める。

【比較項目】

- ・墳墓の形態、規模、構造、副葬品
- ・群構成のあり方とその立地
- ・築造年代
- ・社会構造との関連性
- ・造墓思想
- ・保存管理計画等

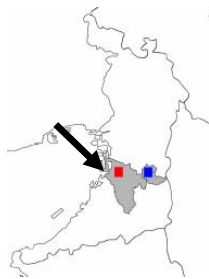
【比較対象】

既登録遺産及び暫定一覧表記載資産のうち、墓（墳墓、集合墓地、ネクロポリス等）及びそれに関連するモニュメント等を対象とする。特に歴史的・文化的脈絡を共有する東アジアの類似資産から比較研究に着手している。

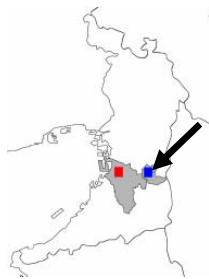
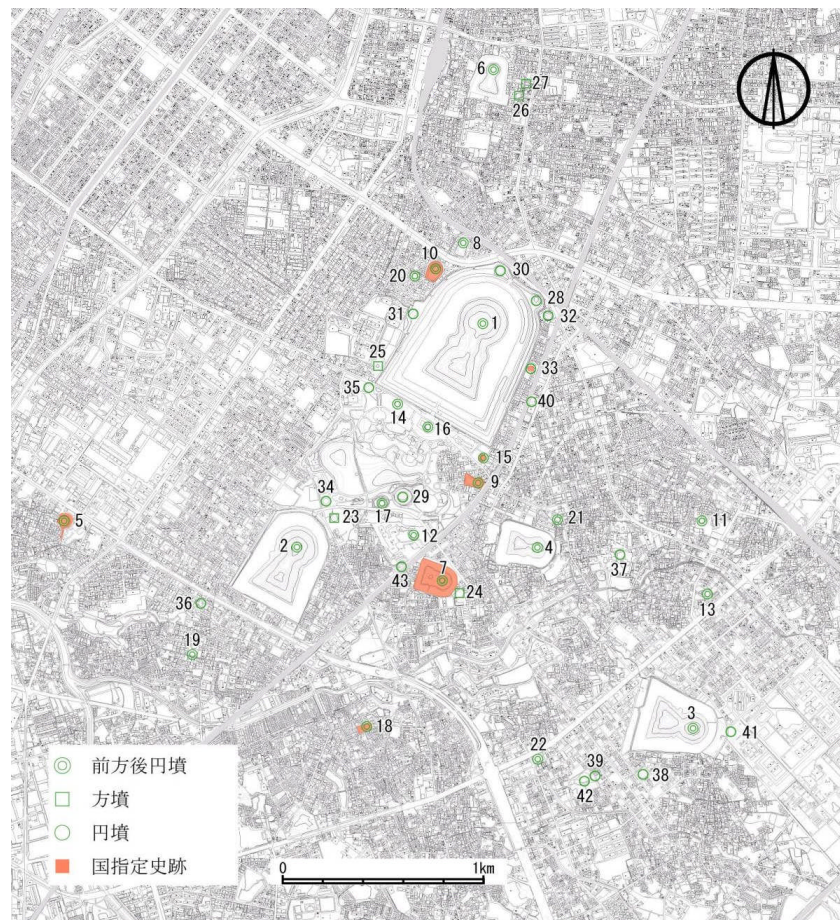
- ・慶州歴史地域（韓国）・・・平成20年3月に現地調査を実施
- ・高敞、和順、江華の支石墓群（韓国）・・・登録推薦書の内容について調査中
- ・朝鮮王朝の王墓群（韓国）・・・登録推薦書の内容について調査中
- ・高句麗古墳群（北朝鮮）・・・登録推薦書の内容について調査中
- ・古代高句麗王国の首都と古墳群（中国）・・・現地調査を実施予定
- ・明・清朝の皇帝陵墓群（中国）・・・現地調査を実施予定
- ・秦の始皇陵（中国）・・・現地調査を実施予定

10. 構成資産（コア・ゾーン）の整理表

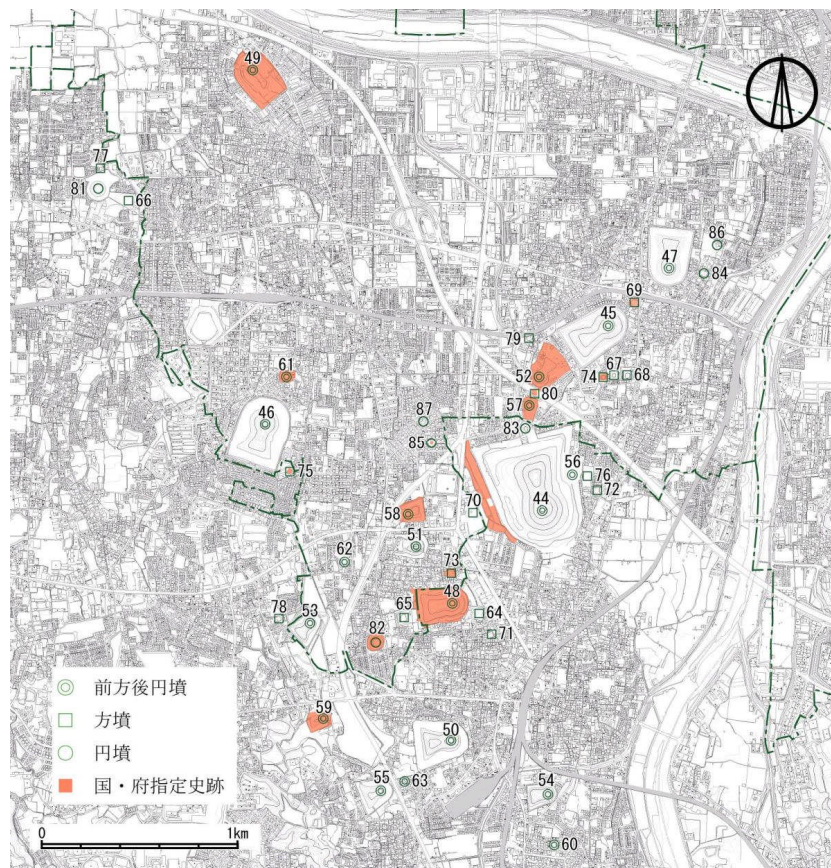
（位置図）



百舌鳥古墳群



古市古墳群



(資産の一覧)

名称					名称				
保護の主体		保護の種別		備考	保護の主体		保護の種別		備考
1	仁徳陵古墳 (大山古墳)	国	陵墓	総面積:464,123㎡	44	応神陵古墳 (菅田御廟山古墳)	国	陵墓・史跡	国史跡指定面積:21,406.41㎡。未指定地の指定に向けた協議を実施中。
2	履中陵古墳 (ミサンザイ古墳)	国	陵墓	想定される指定面積は約75,000㎡	45	仲姫陵古墳 (仲津山古墳)	国	陵墓	
3	ニサンザイ古墳 (東百古鳥陵墓参考地)	国	陵墓	想定される指定面積は約40,500㎡	46	仲哀陵古墳 (岡ミサンザイ古墳)	国	陵墓	
4	御廟山古墳 (百古鳥陵墓参考地)	国	陵墓	想定される指定面積は約67,600㎡	47	允恭陵古墳 (市野山古墳)	国	陵墓	
5	乳岡古墳	国	史跡	国史跡指定面積5,529.25㎡	48	墓山古墳 (応神陵古墳陪家)	国	陵墓・史跡	国史跡指定面積:45,591.86㎡
6	反正陵古墳 (田出井山古墳)	国	陵墓	想定される指定面積は約15,000㎡	49	津堂城山古墳 (藤井寺陵墓参考地)	国	陵墓・史跡	国史跡指定面積:45,224.81㎡ 墳丘崩壊部をH21年度に緊急整備
7	いたすけ古墳	国	史跡	国史跡指定面積:24,183.00㎡	50	日本武尊白鳥墓古墳 (前の山古墳)	国	陵墓	
8	永山古墳 (仁徳陵古墳陪家)	国	陵墓		51	野中宮山古墳	—	未指定	
9	長塚古墳	国	史跡	国史跡指定面積:5,099.62㎡	52	古室山古墳	国	史跡	国史跡指定面積:28,727.36㎡
10	丸保山古墳 (仁徳陵古墳陪家)	国	陵墓・史跡	国史跡指定面積: 8,190.35㎡	53	仁賢陵古墳 (ボケ山古墳)	国	陵墓	
11	御廟表塚古墳	—	未指定	堺市史跡指定を検討中 面積:約3,680㎡	54	安閑陵古墳 (高屋城山古墳)	国	陵墓	
12	銭塚古墳	—	未指定	墳丘形状と範囲を復元	55	清寧陵古墳 (白髪山古墳)	国	陵墓	
13	定の山古墳	—	未指定	面積:約5,800㎡	56	二ツ塚古墳 (応神陵古墳陪家)	国	陵墓	
14	竜佐山古墳 (仁徳陵古墳陪家)	国	陵墓	想定される指定面積は約1,600㎡	57	大鳥塚古墳	国	史跡	国史跡指定面積:5,086㎡
15	収塚古墳	国	史跡	国史跡指定面積: 743㎡ 面積:約3,160㎡	58	はざみ山古墳	国	史跡	国史跡指定面積:15,025㎡
16	孫太夫山古墳 (仁徳陵古墳陪家)	国	陵墓	想定される指定面積は約2,600㎡	59	峯ヶ塚古墳	国	史跡	国史跡指定面積:9,381㎡
17	旗塚古墳	—	未指定	面積:約3,600㎡	60	春日山田皇后陵古墳 (高屋八幡山古墳)	国	陵墓	
18	文珠塚古墳	国	史跡	国史跡指定面積:1,650.00㎡	61	鉢塚古墳	国	史跡	国史跡指定面積:3,713.39㎡
19	かぶと塚古墳	—	未指定		62	稻荷塚古墳	—	未指定	
20	菰山塚古墳 (仁徳陵古墳陪家)	国	陵墓		63	小白髪山古墳 (清寧陵古墳陪家)	国	陵墓	
21	万代山古墳	—	未指定		64	向墓山古墳 (応神陵古墳陪家)	国	陵墓	
22	飛鳥山古墳	—	未指定		65	浄元寺山古墳	—	未指定	
23	寺山南山古墳	—	未指定		66	雄略陵古墳 (島泉平塚古墳)	国	陵墓	
24	善右エ門山古墳	—	未指定		67	中山塚古墳 (仲姫陵古墳陪家)	国	陵墓	
25	銅亀山古墳 (仁徳陵古墳陪家)	国	陵墓		68	八島塚古墳 (仲姫陵古墳陪家)	国	陵墓	
26	鈴山古墳 (反正陵古墳陪家)	国	陵墓		69	鍋塚古墳	国	史跡	国史跡指定面積:1,371㎡
27	天王古墳 (反正陵古墳陪家)	国	陵墓		70	東山古墳	—	未指定	史跡指定に向けて地権者と協議中
28	大安寺山古墳 (仁徳陵古墳陪家)	国	陵墓		71	西馬塚古墳 (応神陵古墳陪家)	国	陵墓	
29	グワショウ坊古墳	—	未指定	面積約5,800㎡	72	栗塚古墳 (応神陵古墳陪家)	国	陵墓	
30	茶山古墳 (仁徳陵古墳陪家)	国	陵墓		73	野中古墳	国	史跡	国史跡指定面積:1,926㎡
31	樋の谷古墳 (仁徳陵古墳陪家)	国	陵墓		74	助太山古墳	国	史跡	国史跡指定面積:1,232㎡
32	源右衛門山古墳 (仁徳陵古墳陪家)	国	陵墓		75	割塚古墳	府	府史跡	府史跡指定面積:393㎡
33	塚廻古墳	国	史跡	国史跡指定面積:704㎡。 面積:約2,150㎡	76	東馬塚古墳 (応神陵古墳陪家)	国	陵墓	
34	七観音古墳	—	未指定	面積:約800㎡	77	隼人塚古墳 (雄略陵古墳陪家)	国	陵墓	
35	狐山古墳 (仁徳陵古墳陪家)	国	陵墓	面積:約1,550㎡	78	野々上古墳 (仁賢陵古墳陪家)	国	陵墓	
36	経堂古墳 (履中陵古墳陪家)	国	陵墓		79	松川塚古墳	—	未指定	
37	鎮守山塚古墳	—	未指定		80	赤面山古墳	国	史跡	
38	舞台塚古墳	—	未指定		81	雄略陵古墳 (島泉丸山古墳)	国	陵墓	
39	ドンチャン山2号墳	—	未指定		82	青山古墳	国	史跡	国史跡指定面積:5,102㎡
40	鏡塚古墳	—	未指定		83	菅田丸山古墳 (応神陵古墳陪家)	国	陵墓	
41	聖塚古墳	—	未指定		84	宮の南塚古墳 (允恭陵古墳陪家)	国	陵墓	
42	正楽寺山古墳	—	未指定		85	蕃所山古墳	国	史跡	国史跡指定面積:397.35㎡
43	東上野芝町1号墳	—	未指定		86	衣縫塚古墳 (允恭陵古墳陪家)	国	陵墓	
					87	サンド山古墳 (応神陵古墳陪家)	国	陵墓	

○陵墓…既往の調査を集成して外濠の範囲を推定し、史跡(群)指定に向けて調査等を実施中又は実施予定(陵墓部分を除く)。

○史跡…一部については追加指定に向けた調査を実施または今後実施予定。

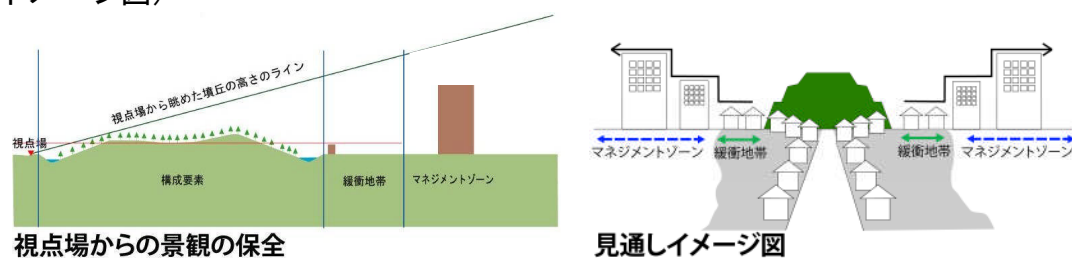
○上記以外…史跡(群)指定に向けた調査等を実施または今後実施予定。

1 1. 緩衝地帯（バッファー・ゾーン）の位置図と適用される規制の内容

大阪府、堺市、羽曳野市、藤井寺市の4自治体共同で、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議や専門家等による現地視察・意見交換を行いつつ、次の方向で検討中。

- ・「周辺の都市環境と古墳群との調和の持続」を基本理念とする
- ・自然地形、歴史的環境、市街地景観の観点からの検討
- ・巨大古墳と中小古墳に分類し、異なった緩衝地帯の取扱いについて検討
- ・緩衝地帯の周囲に、資産と都市部との円滑な接続を図る区域として、古墳と共生するまちづくりを行うためのマネジメントゾーンの設置を検討

（イメージ図）



	緩衝地帯
範 囲	○緩衝地帯保全の3つの観点から範囲を検討 ・自然地形の観点 ・歴史的環境の観点 ・市街地景観の観点
方向性	○下記の要素の保護により、資産を保全 ・古墳群築造の前提となった自然地形 ・古墳群と共にある歴史的環境 ・古墳群を取り巻く市街地景観
内 容	○都市計画法、都市公園法等で高さ等を規制。以下の手法等を想定。 ・風致地区(既存) ・都市計画公園(既存) ・第一種低層住居専用地域(既存) ・景観地区の指定 ・景観条例の制定又は改正 ・屋外広告物の規制、誘導

1 2. 保存管理計画の策定状況

【百舌鳥古墳群】

平成 21 年度 基本構想策定資料（保存・管理）の作成

平成 22 年度以降 基本構想、基本計画の策定（予定）

【古市古墳群】

平成 21 年度 基本構想策定資料（保存・管理）の準備

平成 22 年度以降 基本構想策定資料（保存・管理）の検討

【包括的保存管理計画】

今後、検討を行う。

1 3. 推薦に向けた今後の準備スケジュール

世界遺産暫定一覧表記載に向け、以下のとおり作業を進める。

- 早期の世界遺産暫定一覧表記載に向けた課題の検討
 - ・暫定一覧表への記載に先立って整理すべき課題
(緩衝地帯の方向性等) 検討



**【H 2 2 年】
暫定一覧表記載**

また、下記の暫定一覧表記載後の課題についても、合わせて検討を進める。

- 登録に向けた推薦書記載項目の検討
- 類似資産の比較研究に基づく顕著な普遍的価値の精査
- 府民・市民との協働組織の設置

※上記課題については、百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録有識者会議での検討のほか、国内外専門家による現地調査及び意見交換、文化庁との協議・調整を行い、検討を進める。